

平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令等について

金融商品取引法等の一部を改正する法律

(22年5月12日成立・5月19日公布)

政令・内閣府令のポイント

(23年4月1日施行)

我が国金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資者等の保護を確保

店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

- 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け
 - 清算機関に関する基盤強化
 - 外国清算機関のリンク参加・直接参加
 - 一定の店頭デリバティブ取引等に対する、清算機関の利用義務付け

公布後1年以内施行

- 取引情報保存・報告制度の創設
 - 金融商品取引業者等や清算機関に対し、取引情報の保存、当局への取引情報の提出を義務付ける制度を整備
 - 加えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報の収集・保存を行う機関(取引情報蓄積機関)による保存、当局への取引情報の提出を選択できる制度を整備

公布後2年半以内施行

グループ規制・監督の強化

- 証券会社の連結規制・監督の導入等
 - 証券会社の連結規制・監督の導入
 - ① 一定規模以上の証券会社
 - 当該業者に対する連結自己資本規制
 - 子会社に対する報告徴取・検査等
 - ② ①のうち、親会社と一体となって証券業務を行う証券会社
 - 親会社に対する連結自己資本規制
 - 親会社に対する行政処分を可能にする
 - 当該業者の親・子・兄弟会社に対する報告徴取・検査等
 - 主要株主規制の強化
 - ・ 金融商品取引業者(第一種・投資運用)の主要株主(20%以上の議決権保有)のうち、過半数の議決権を保有する者に対する業務改善命令を可能にする

公布後1年以内施行

その他投資者保護のための措置

- 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
- 裁判所の差止め命令に違反した場合の両罰規定の整備

公布日(22年5月19日)施行

公布後20日後(22年6月8日)施行

- 国内清算機関の最低資本金を10億円に。
- 外国清算機関が我が国金融機関を相手方として、直接に、又は国内清算機関と連携して、清算業務を行うための免許又は認可に必要な経験年数を3年に。
- 外国清算機関が清算を行う取引のうち、我が国資本市場への影響が軽微な取引について、債務引受業に関する規制を適用除外。

- 連結規制・監督の対象となる証券会社の総資産の基準額を1兆円に。
- 連結規制・監督の対象となる証券会社・親会社に求める報告事項等の詳細を規定。

[その他の主な改正事項]

ヘッジ・ファンド規制

- 外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態を規制対象に。

地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

- 地方公共団体を、特定投資家へ移行可能な一般投資家(アマ)に分類変更。

デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

- 個人向けの店頭デリバティブ取引全般について不招請勧誘を禁止。

不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

- 不動産インデックス等のデリバティブ取引を業規制・行為規制の対象に。

証券取引等監視委員会による建議関係

- 事業型ファンド販売に係る契約締結前交付書面の記載事項を拡充。

平成22年金融商品取引法改正に係る 政令・内閣府令等の概要

平成22年12月
金融庁総務企画局・監督局

清算関連の基盤整備に係る諸制度

国内清算機関の基盤強化

[現状]
主要株主規制・最低
資本金規制は規定され
ていない。

金融システム上、危機の伝
播を遮断する役割を担うイ
ンフラとしての重要性

[見直し後]
・ 主要株主規制(20%以上の議
決権を保有する者に対する認可
制)の導入
・ 最低資本金規制の導入

政令の
ポイント
最低資本金を
10億円に。

政令・内閣府令
のポイント

外国清算機関のリンク参入・直接参入

[現状]
清算業務は国内清算
機関のみ可能。
⇒外国の清算機関が我
が国の金融機関を相手
に清算業務を行うこと
はできない。

我が国金融機関において、
取引関係が国際的に構築
されている実態

[見直し後]
○ 国内清算機関と外国清算機関との連携
方式による清算制度を導入
・ 国内清算機関は、認可を受け、外国の清算機関
と連携して、我が国の金融機関へ清算業務を提供
することができる。
○ 外国清算機関制度を導入
・ 外国清算機関も免許を受け、我が国の金融機関
へ清算業務を提供することができる。

・ 免許・認可の審査
基準として、同種類
の業務の経験年数
を3年に。
・ 連携方式の認可
及び外国清算機関
の免許を申請する際
に必要な提出書面
等の詳細を規定。

政令の
ポイント

清算における債務引受けの概念の実質化等

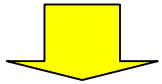
- ・ 現行の「債務引受け」に加え、「更改その他の方法」を明記
- ・ 取引の状況や我が国の資本市場に与える影響等を勘案し、その清算を我が国の免許を受けた清算機関が行わなくても公益又は投資者保護に支障がない取引を金融商品債務引受業の適用除外とする。

外国清算機関が清算を
行う取引のうち、我が国
資本市場への影響が軽
微なものとして金融庁長
官が指定する取引を適
用除外。

証券会社の連結規制・監督等

主要株主規制の強化

証券会社等の議決権の過半数を保有する主要株主に対し、証券会社等の適切な業務運営確保のため必要な措置を求める権限を導入



（証券会社が一定以上の総資産を有する場合）

川下連結等

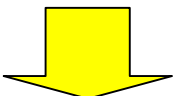
①証券会社の親会社グループのモニタリング

一定以上の総資産を有する証券会社の属する親会社グループの適切なモニタリングを行うため、当該証券会社に対し、グループの財務状況等の定期的報告を要求

②川下連結（証券会社及びその子会社等グループの規制・監督）

グループ全体の業務・財産状況を記載した事業報告書・説明書類の作成等及び連結自己資本規制比率の届出・縦覧を義務付け

グループ全体の財務状況悪化等を理由とする行政処分権限等の導入及び子会社への報告徴取・検査権限の導入



（金融庁長官が、証券会社と一体で金融業務を行っていると思われるグループの親会社を指定した場合）

川上連結

③川上連結（指定親会社及びその子会社等グループの規制・監督）

最終指定親会社には、グループ全体の業務・財産状況を記載した事業報告書・説明書類の作成等及び連結自己資本規制比率の届出・縦覧を義務付け

グループ全体の財務状況悪化等を理由とする行政処分権限等の導入及びグループ会社等への報告徴取・検査権限の導入



政令・内閣府令・告示のポイント

総資産の基準額は1兆円

◎監督対象となるグループの範囲

採用する会計基準における子会社・関連会社

◎証券会社の親会社グループのモニタリングのための書類

- | | | |
|---------------------|---|--------|
| ①資金調達に関する支援の状況 | } | 四半期ごと |
| ②営業上の取引及び業務提携等の状況 | | |
| ③最終親会社の連結財務諸表 | | |
| ④グループ全体の連結自己資本規制比率等 | } | 事業年度ごと |
| ⑤最終親会社の子会社等の状況 | | |
| ⑥グループ全体の資本関係図 | | |

◎連結事業報告書

（連結財務諸表、子会社等の状況等） → 事業年度ごと

◎連結説明書類

（二連結会計年度の連結財務諸表、子会社等の状況等） → 事業年度ごと

◎連結自己資本規制比率

→ 四半期ごと

◎連結自己資本規制の内容

<川下連結の自己資本規制比率>

単体自己資本規制比率の算定基準をベースとした基準

<川上連結の自己資本規制比率>

- ①川下連結に適用される連結自己資本規制比率に係る基準と、
- ②バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率に係る基準との選択制

その他の改正事項①
【「金融・資本市場に係る制度整備について」(平成22年1月21日公表)関連】

政令・内閣府令
のポイント

○ ヘッジ・ファンド規制

- 我が国においてヘッジ・ファンドと同様の運用形態を採用する運用者については、投資運用業者等として、既に規制対象。
- 但し、外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態は、現行の規制対象外。
⇒当該形態によるヘッジ・ファンドの運用も、ごく一部に見られるため、登録対象に。

○ 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

- 地方公共団体は、現行、「アマへ移行可能なプロ」と分類。
- アマへの移行措置を行わない限り、地方公共団体に対しては、リスク説明等に関する書面等を交付する必要なし。
⇒投資者保護の充実の観点から、地方公共団体については、「プロへ移行可能なアマ」に分類を変更。
(プロとしての取扱いの継続を希望する地方公共団体については、施行日前からの移行手続を可能とすることにより、円滑にプロへ移行できるよう措置。)

○ デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

- 個人向けの店頭デリバティブ取引については、投資者保護上問題の少ない一定の取引^(注)を除き、その全般について不招請勧誘を禁止。これに合わせ、再勧誘の禁止、勧誘受諾意思確認義務など、他の販売勧誘等の規制についても同様に対象範囲を拡大。

(注)継続的取引関係(原資産等の性質に応じて店頭金融先物取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引等に区分)にある顧客を相手方とする取引や、条件付株券貸借取引など。

政令・内閣府令 のポイント

○ 不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

- 不動産価格の変動リスクに対するヘッジ手段として、不動産デリバティブ取引に関するニーズが高まりつつある状況を踏まえ、フォワード・ルッキングな投資者保護のための対応として、不動産インデックス・不動産価格等を参照指標とするデリバティブ取引を業規制・行為規制の対象に。

○ 証券取引等監視委員会による建議関係

- 主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(事業型ファンド)に係る分別管理の徹底、及び、投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、契約締結前交付書面の記載事項に、具体的な分別管理先や分別管理の実施状況を追加。

○ 有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化

- 現行、外国業者が、国内の金融商品取引業者等から有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引(金利先物取引等)の注文を受けることは、取引ニーズが高く、弊害も小さいため、規制対象外との取扱い。
⇒外国業者が、国内の金融商品取引業者等から注文(取次ぎによるものを含む)を受ける場合や、勧誘をすることなく、国内のプロ顧客^(注)の注文を受ける場合には、規制対象外であることを明確化。
(注)プロ顧客とは、金融商品取引業者等、適格機関投資家、資本金10億円以上の株式会社等。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

金融が実体経済を支える必要

金融自身が成長産業として経済をリードする必要

我が国資本市場及び金融業の基盤強化が課題

多様で円滑な資金供給の実現

ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の整備

- 目論見書の交付方法の弾力化 等
- ⇒ **上場企業等の増資手法を多様化**

コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

- コミットメントラインの借主の範囲を、大会社等以外にも拡大
- ⇒ **中堅企業等に新たな資金調達手法を提供**

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁

- 銀行・保険会社等金融機関の子会社等において容認されているファイナンス・リースの提供を、本体にも解禁
- ⇒ **中小企業等がワンストップサービスを享受**

国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- 顧客がプロ等に限定される場合には投資運用業の登録要件（最低資本金等）を一部緩和等
- ⇒ **投資運用業の立上げを促進**

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- 資産流動化計画の変更手続等の簡素化や資産の取得に関する規制緩和 等
- ⇒ **都市再開発等のための資金調達の手続等を簡素化**

英文開示の範囲拡大

- 外国会社等による英文開示について、対象とする開示書類の範囲を有価証券届出書等に拡大
- ⇒ **外国企業の我が国への上場促進**

市場の信頼性の確保

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

- 無登録業者による未公開株等の売付けを原則として無効に
- 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
- 無登録業者に対する罰則を引上げ 等
- ⇒ **未公開株等の投資者被害を抑止**

投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

- 登録拒否事由に人的構成要件を追加
- ⇒ **投資者被害の発生を抑止**

1. 上場企業等の増資手法を多様化 <ライツ・オファリングに係る制度整備>

➢ ライツ・オファリングとは株主全員に「新株予約権」を無償で割り当てることによる増資手法

既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法、投資者保護の観点から積極的活用を求める声

改正

目論見書の交付方法の弾力化

株主全員に対する
目論見書の作成・
交付を不要に



期間短縮
コスト負担軽減

証券会社による、未行使分の新株予約権の取得・
行使を「有価証券の引受け」と位置付け
(適切な引受審査の義務付けなどの規制を課す)



投資者保護
資本市場の健全性確保

2. 中堅企業等に新たな資金調達手法を提供 <コミットメントラインの借主の範囲拡大>

➢ コミットメントライン契約（特定融資枠契約）とは、貸主が一定の期間及び金額の融資枠を設定し、借主がそれに対し手数料を支払う契約

- 大会社（資本金5億円以上又は負債200億円以上の株式会社）
- 資本金3億円超の株式会社
- 有価証券報告書提出会社 等

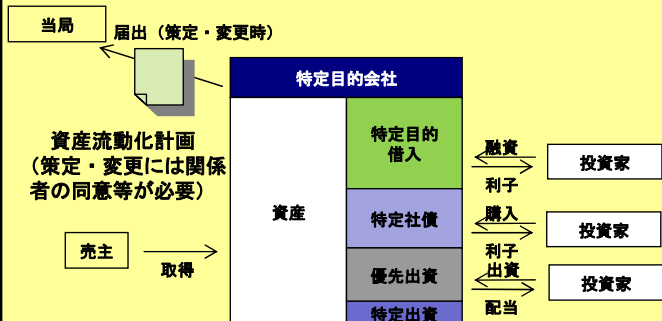
拡大

改正

- 純資産10億円超の株式会社
- 大会社等の子会社
- 金融機関（証券会社・貸金業者等） 等を追加

3. 都市再開発等のための資金調達の手続等を簡素化 <資産流動化スキームに係る規制の弾力化>

➢ 資産流動化スキームとは、予め定められた計画（資産流動化計画）に基づき、投資者から資金を集めて資産を取得し、資産から生じるキャッシュフローを分配するスキーム



・計画の変更
手続等が煩雑、
・規制が過剰、
との指摘

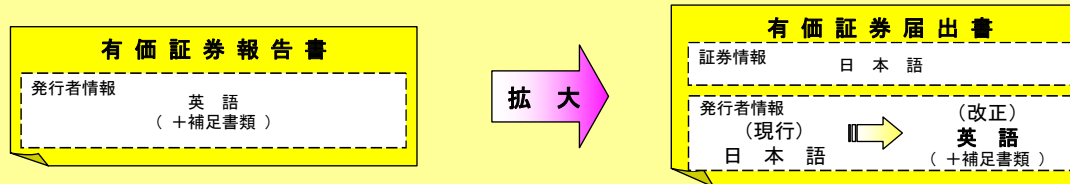
改正

- 資産流動化計画の変更届出義務・手続の緩和（変更届出義務の一部免除等）
- 資産の取得に係る規制の見直し（備品等の分別管理義務等の免除等）
- 資産流動化の応用スキームの促進（特定目的信託の仕組みを利用したイスラム債の発行を促進するための制度整備）

4. 外国企業の我が国への上場促進 <英文開示の範囲拡大>

- > 英文開示とは、外国会社の英語による有価証券報告書等の提出を可能とする制度

外国会社が上場しやすい環境を整備し、投資者の投資機会を拡大する必要



5. 未公開株等の投資者被害を抑止 <無登録業者による未公開株等の取引に関する対応>

取引の無効ルールの創設

- > 無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売付けを行った場合、その売買契約を原則無効に

その他の措置

- > 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
- > 無登録業者に対する罰則の引上げ

(注)未公開株に関する相談件数(国民生活センター調べ)

2007年度:2,615件 2008年度:3,071件 2009年度:6,114件 2010年度(12月末現在):5,362件(前年同期3,257件)

資本市場及び金融業の基盤強化のための 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

〈背景〉

金融が実体経済を支える必要

金融自身が成長産業として経済をリードする必要



我が国資本市場及び金融業の基盤強化が課題

I 多様で円滑な資金供給の実現

1. ライツ・オファリングに係る開示制度等の整備

- 目論見書の交付方法の弾力化
 - 新株予約権を割り当てる場合に必要となる株主全員に対する目論見書の作成・交付に代えて、①有価証券届出書等の提出（EDINETへの掲載）、及び②EDINETの掲載ページのアドレス等の情報の公告を行うことで足りることとする
- 「有価証券の引受け」の範囲の見直し
 - 証券会社による、未行使分の新株予約権の取得・行使を「有価証券の引受け」と位置付け、適切な引受審査の義務付け等の規制を課す
- インサイダー取引の重要事実の明確化
 - 新株予約権無償割当てをインサイダー取引の重要事実として明記する

（注）ライツ・オファリングとは、株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法をいう。

2. コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

- 以下の法人類型をコミットメントラインの借主の範囲に追加
 - ・ 純資産10億円超の株式会社、大会社の子会社、純資産の額が10億円を超える者等に相当する外国会社
 - ・ 資産流動化のための合同会社
 - ・ 保険業法上の相互会社、第一種金融商品取引業者、投資運用業者、証券金融会社、貸金業者

（注）コミットメントライン契約とは、貸主が一定の期間及び金額の融資枠を設定するとともに、借主がそれに対し手数料を支払う契約をいう。

3. 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁

- 銀行・保険会社等金融機関の子会社等において容認されているファイナンス・リース業務を、本体にも解禁

（注）ファイナンス・リースとは、①中途解約禁止、②物件価格と付随費用をリース料で全額回収（フルペイアウト）の2つの要件を満たすリース取引をいう。

II 国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

1. プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- 投資運用業に係る登録要件の緩和
 - 適格投資家向け投資運用業（顧客がプロ等に限定された一定規模以下の投資運用業）について、投資運用業の登録要件を一部緩和する特例を新設する

- ファンド持分の販売勧誘に係る規制の緩和
 - 適格投資家向け投資運用業を行う者が、第一種金融商品取引業の登録を受けなくても、自ら運用を行うファンド持分の販売勧誘が行えるように特例を整備する（第二種金融商品取引業とみなす）

2. 資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- 資産流動化計画の変更届出義務の緩和
 - スキームの骨格に関わらない事項に関する変更届出義務を免除する
- 資産の取得・資金調達に係る規制の見直し
 - 不動産と一体となった備品等の信託設定義務等を免除する
 - 不動産の価格について、鑑定評価及び第三者調査を二重に義務付けることを廃止し、鑑定評価に一本化する
 - 特定目的会社の資産取得に当たっての資産譲渡人等による重要事項の告知義務を廃止する
 - 特定目的会社が借り入れた資金の用途制限を撤廃する
- 資産流動化の応用スキーム（特定目的信託の仕組みを利用したイスラム債の発行）の促進
 - 社債的受益権の発行につき、他の種類の受益権の発行を義務付けることを廃止する

3. 英文開示の範囲拡大

- 英文開示の対象となる開示書類の範囲を有価証券届出書等に拡大
 - 外国会社等による英文開示の範囲を有価証券届出書等及び臨時報告書に拡大する

Ⅲ 市場の信頼性の確保

1. 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

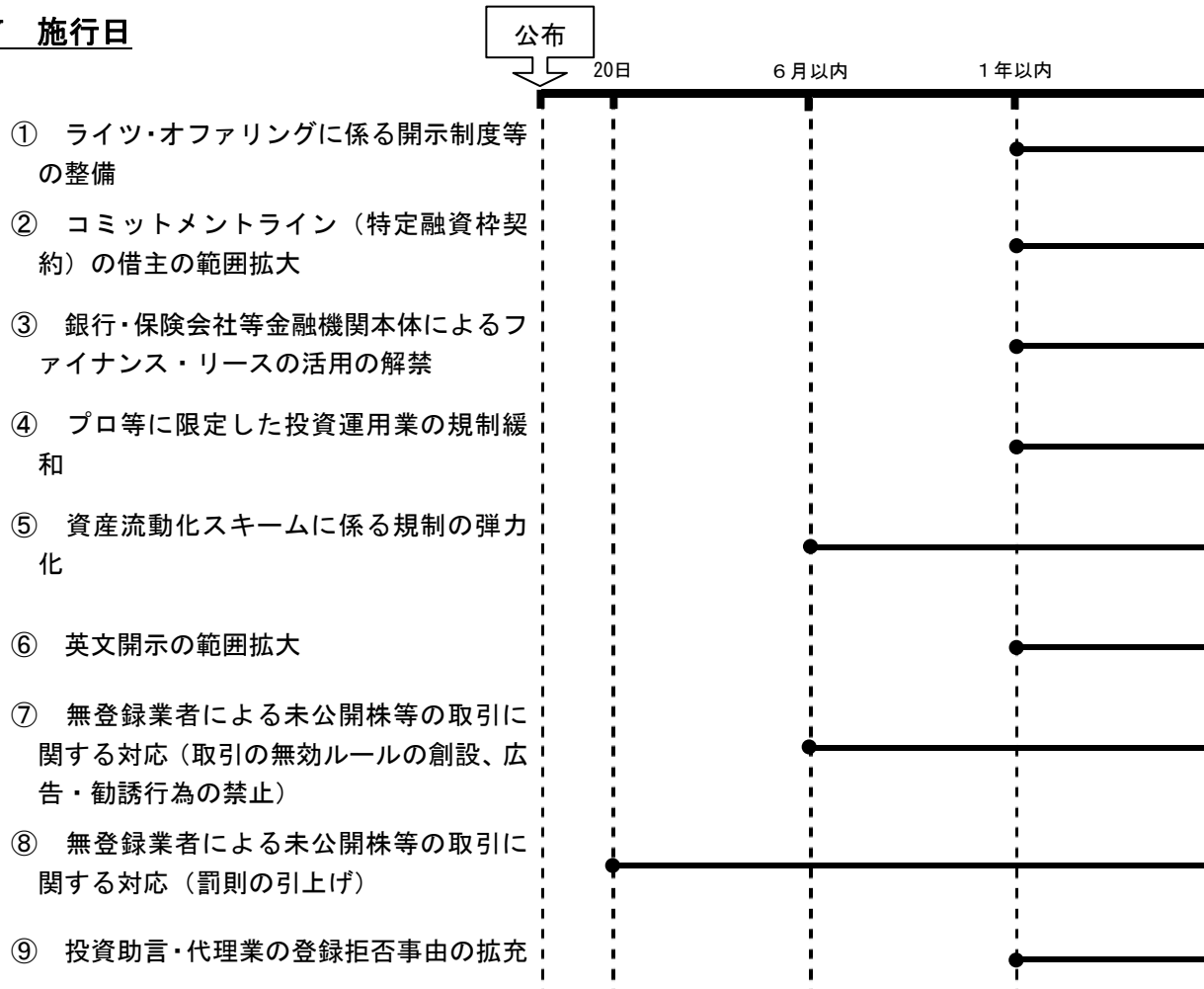
- 取引の無効ルールの創設
 - 無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とする
- 広告・勧誘行為の禁止
 - 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止する
- 罰則の引上げ
 - 無登録業者に対する罰則を、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（法人については5億円以下の罰金）に引き上げる

（注）現行では、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人についても300万円以下の罰金）。

2. 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

- 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する

IV 施行日



参 考 資 料

〔 資本市場及び金融業の基盤強化のための
金融商品取引法等の一部を改正する法律 〕

平 成 2 3 年 5 月
金 融 庁

目次

I. 多様で円滑な資金供給の実現

1. ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る制度整備 1
2. コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大 3
3. 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁 4
4. 発行登録における発行条件決定時の発行登録追補目論見書交付義務の免除 5
5. 有価証券報告書を提出している銀行の決算公告の免除 6
6. 保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行 7

II. 国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

1. プロ等に限定した投資運用業の規制緩和 8
2. 資産流動化スキームに係る規制の弾力化 9
3. 英文開示の範囲拡大 10

III. 市場の信頼性の確保

1. 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応 11
2. 投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加 13

IV. 施行スケジュール 14

ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る制度整備①

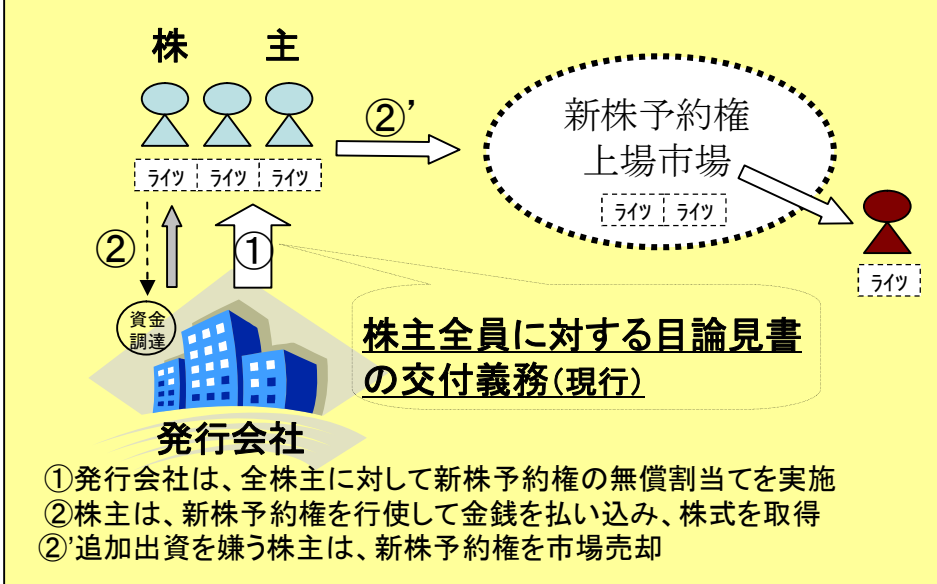
ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）とは

- 株主全員に「新株予約権」を無償で割り当てること（下図①）による増資手法
 - 株主は、新株予約権を行使して金銭を払い込み、株式を取得すること（下図②）ができるが、新株予約権を行使せずに市場で売却すること（下図②'）も可能
- ※ 持分比率の低下を嫌う株主は②により回避でき、追加出資を嫌う株主は②'により追加負担を回避できる。

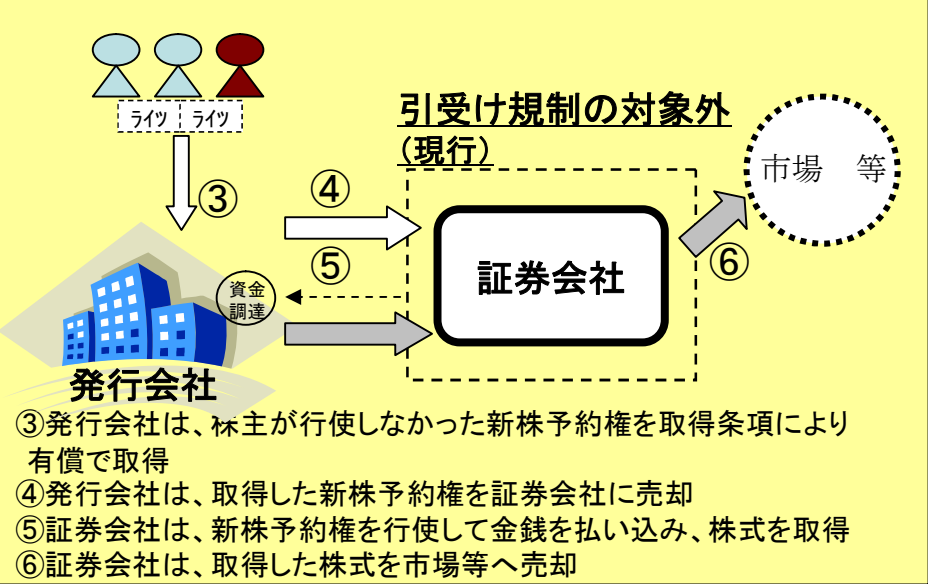
背景

- 公募増資や第三者割当増資と異なり、株式を取得する権利が既存株主にその持分割合に応じて与えられるため、既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法になりうるとの指摘
- 既存株主の大幅な持分比率の低下を伴う第三者割当増資が、投資者保護の観点から問題となる中、投資者等からライツ・オファリングの積極的活用を求める声

(A) 株主に対する新株予約権割当ての段階



(B) 証券会社による新株予約権の取得・行使の段階



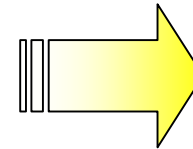
ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る制度整備②

改正の概要

目論見書の交付方法の弾力化

株主全員に対する目論見書の作成・交付不要

有価証券届出書を提出（EDINET掲載）
+ その旨を日刊紙に掲載

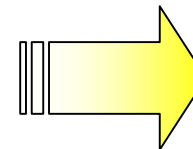


**期間短縮
コスト負担軽減**

「有価証券の引受け」の範囲の見直し

証券会社による、未行使分の新株予約権の取得・行使を「有価証券の引受け」と位置付け

証券会社に対し、適切な引受審査の義務付けなどの規制を課す

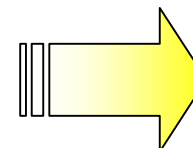


**投資者保護・
資本市場の健全性確保**

インサイダー取引の重要事実の明確化

新株予約権無償割当てをインサイダー取引の重要事実として明記

株式の募集・無償割当て、新株予約権の募集はインサイダー取引の重要事実。新株予約権無償割当ては明記されていない



規制対象の明確化

【その他】公開買付規制・大量保有報告規制

➤ ライツ・オファリングが行われた場合の株券等所有割合・株券等保有割合の変動の特性※を踏まえた対応

※ 現行制度では、株券等所有割合の計算上、新株予約権に係る議決権については、自己所有分は分母・分子に加算される一方、他者所有分は分母に加算されない（行使された時点で加算される）。

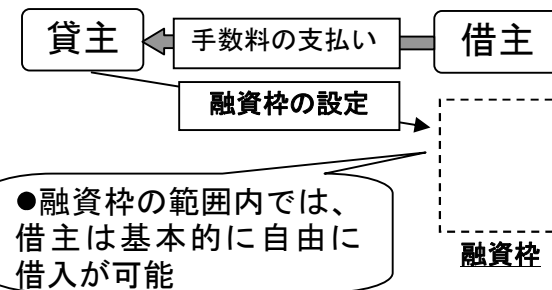
このため、全株主に対して新株予約権が割り当てられると、割当て時点において、自己への割当て分だけ各株主の所有割合が増加する。他方、最終的に全ての新株予約権が行使された場合、全ての他者所有分が考慮されるため、権利行使をした株主は、新株予約権の割当てがなされる前の割合に戻る事となる。

コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

コミットメントライン（特定融資枠契約）とは

- コミットメントライン法は、弱者保護を確保しつつ、機動的な資金調達ニーズに応えるため、コミットメントライン契約※の利用可能な借主の範囲を規定（出資法及び利息制限法の上限金利の適用除外）
- 借主の範囲
 - 大会社（資本金5億円以上又は負債200億円以上の株式会社）
 - 資本金3億円超の株式会社
 - 有価証券報告書提出会社
 - 特定目的会社
 - 登録投資法人
 - 資産流動化のための株式会社

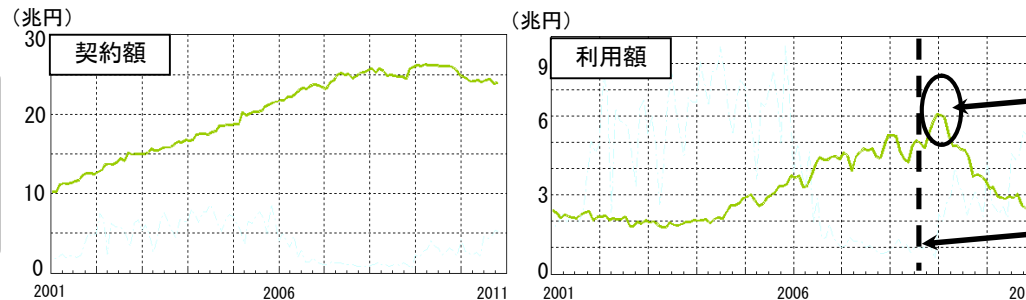
※ コミットメントライン契約とは、貸主が一定の期間及び金額の融資枠を設定するとともに、借主がそれに対し手数料を支払う契約



背景

- 制度創設後、一定の定着
- リーマンショック後にCP・社債市場が低迷した中で、コミットメントライン契約の有効性を改めて確認

契約額・利用額の推移



リーマンショック後に利用額が急増

2008年9月
リーマン・ブラザーズ経営破たん

改正の概要（借主の範囲拡大）

- 以下の法人類型を借主に追加
- 純資産10億円超の株式会社
 - 大会社の子会社
 - 純資産の額が10億円を超える者等に相当する外国会社
 - 資産流動化のための合同会社
 - 保険業法上の相互会社
 - 第一種金融商品取引業者
 - 投資運用業者
 - 証券金融会社
 - 貸金業者

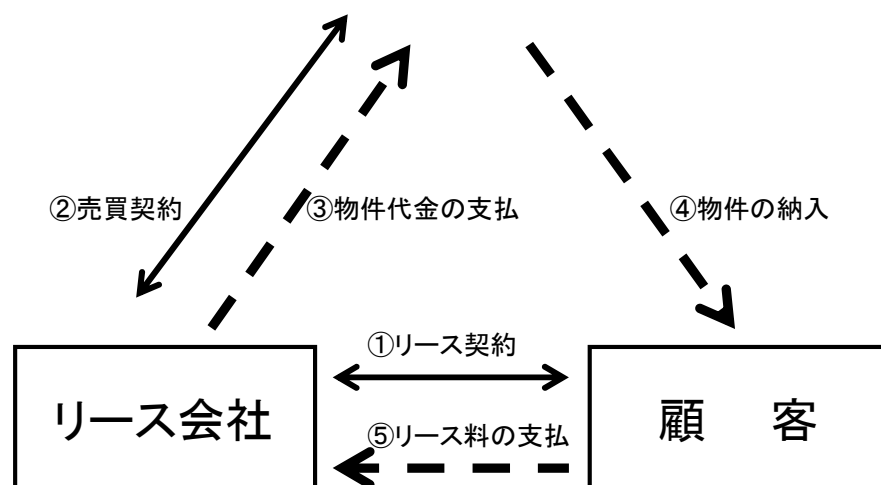
銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁

ファイナンス・リース取引の流れ

ファイナンス・リースは、

- ①中途解約禁止
- ②物件価格と付随費用をリース料で全額回収(フルペイアウト)の2つの要件※を満たすリース取引

リース物件のメーカー



※今回金融機関が取扱うことが可能となるのは、リース契約終了後に顧客に所有権が移転しない内容の契約のみ

今回の改正内容

金融機関の子会社のみがファイナンス・リースの提供可能

金融機関本体がファイナンス・リースを提供することを可能にする(代理・媒介を含む)

期待される効果

- ①中小企業等が金融機関※本体で融資やリースのサービスを一括して享受(ワンストップサービス)
- ②金融機関本体による中小企業等の潜在的な設備投資ニーズの掘り起こし
- ③金融機関本体の収益機会を多様化

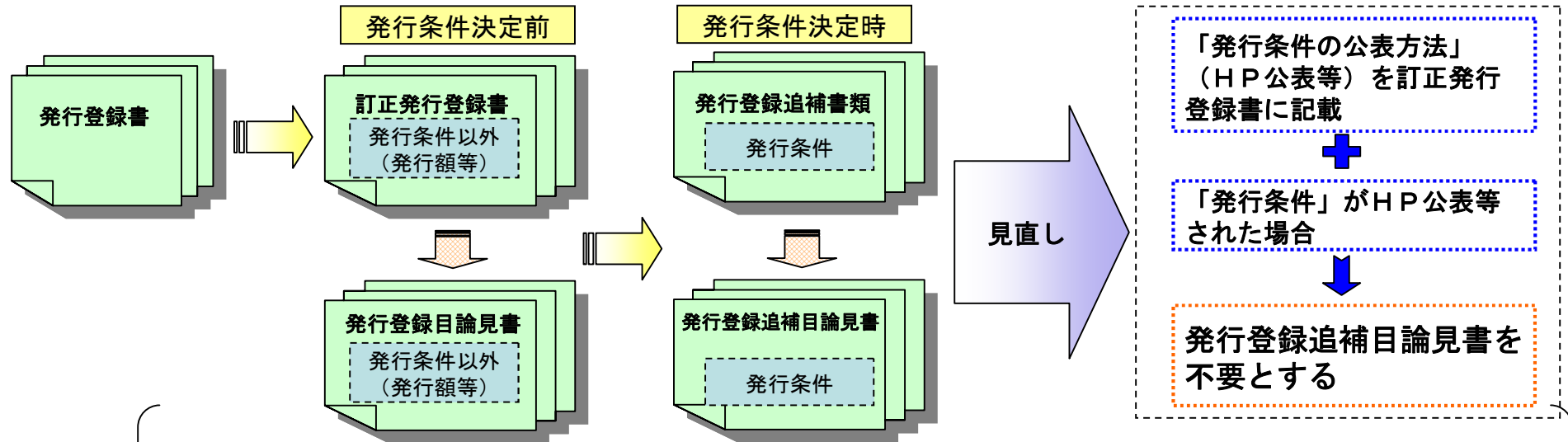
※金融機関: 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、系統、保険会社

発行登録における発行条件決定時の発行登録追補目論見書交付義務の免除

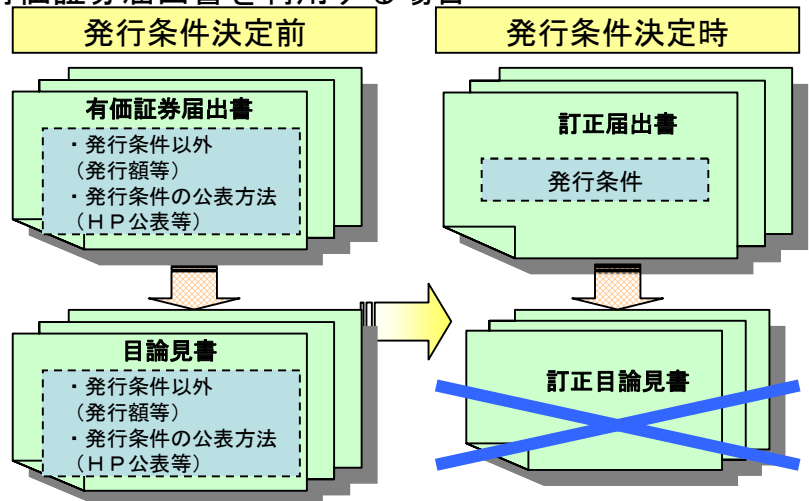
発行登録制度における発行条件決定時の発行登録追補目論見書の交付義務を、有価証券届出書利用の場合と同様に、免除

発行登録制度※を利用する場合

※ あらかじめ一定の事項を記載した発行登録書を提出しておくことにより、実際の募集・売出しの際に証券情報を記載した書類を提出すれば、届出することなく有価証券の取得・売付けが可能となる制度



(参考) 有価証券届出書を利用する場合



(注) 「発行条件」とは発行価格、利率等をいう

HP公表等
発行条件

有価証券報告書を提出している銀行の決算公告の免除

現行制度（有価証券報告書を提出している銀行の決算公告制度）



有価証券報告書

+



日刊新聞紙

決算公告

又は



インターネット等

改正の趣旨

既に会社法、保険業法において、有価証券報告書を提出している者は決算公告を免除

決算公告の免除



有価証券報告書

+



日刊新聞紙

決算公告

又は



インターネット等

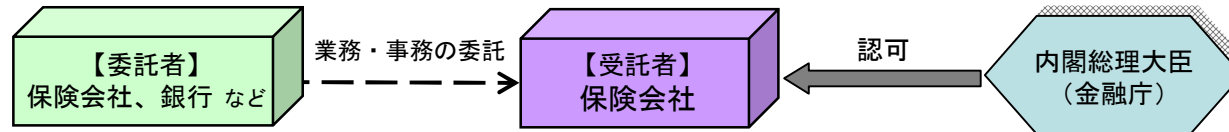
免除 ⇒ 決算公告に係る経費の削減に寄与

保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

現行制度（保険会社による業務の代理・事務の代行）

○ 保険会社による、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理・事務の代行は、認可が必要

※当該業務代理等に係る保険会社の体制等をあらかじめチェックする必要



背景

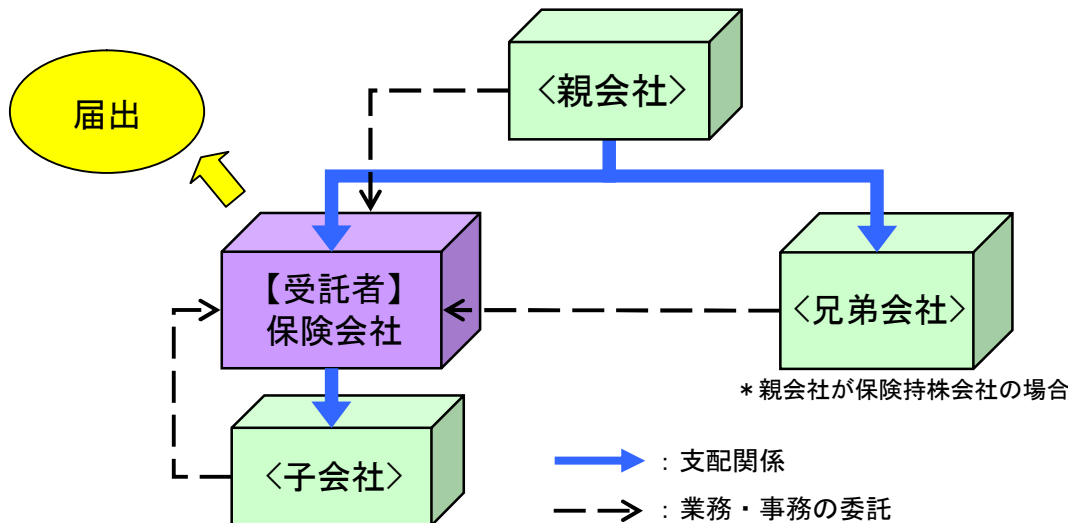
同一グループ内にも適用することは、経営資源の有効活用や顧客の利便性向上に支障となっているとの指摘



改正の概要

同一グループ（親会社や子会社等）内で行われる場合は、届出のみで可能

〔 同一グループであれば、経営管理を一体で行うなどガバナンス機能が見込まれること等から、事後的な監督で対応 〕



＜業務の代理・事務の代行の例＞

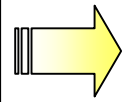
- 業務の代理
 - ・ 保険契約の締結
 - ・ 損害査定
 - ・ 銀行代理業
 - ・ 資金の貸付の代理 等
- 事務の代行
 - ・ 保険の引受けに係る書類の作成・授受
 - ・ 保険事故の調査
 - ・ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務
 - ・ 資金の貸付に係る書類の作成・授受 等

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

背景

[現行の投資運用業にかかる規制]

- 運用：厳格な登録要件
- 販売勧誘：原則、第一種金融商品取引業の登録が必要



顧客がプロ等に限定された一定規模以下の投資運用業
⇒ 登録要件を一部緩和する特例を新設（当該業者が運用するファンド持分の販売勧誘についても登録要件の特例を整備）

改正の概要

緩和

	投資運用業（通常の投資運用業）	プロ等に限定した投資運用業の特例（新設）
○投資運用業の登録要件の緩和		
人的構成要件	法令・監督指針で運用業全般を対象とした厳格かつ画一的な要件を規定	プロ等に限定されたものであることを踏まえた最低限必要な人員等を規定【府令等】
資本金・純財産額規制	5,000万円以上【政令】	1,000万円以上【政令】
株式会社要件	取締役会設置会社【法律】（取締役3名以上＋監査役）	監査役設置会社【法律】（取締役＋監査役）
その他要件	違反歴、役員等の適格性、兼業規制、主要株主規制	違反歴、役員等の適格性、兼業規制、主要株主規制（※通常の規制と同じ）
○ファンド持分の販売勧誘に係る規制の緩和		
登録の種別	原則、第一種金融商品取引業の登録が必要 ※組合出資持分など、流動性の低い有価証券（第2項有価証券）の販売勧誘等については、第二種金融商品取引業の登録が必要。	第一種金融商品取引業の登録を受けなくても（第二種金融商品取引業とみなす）、自ら運用を行うファンド持分の販売勧誘が行えるように特例を整備

プロ等に限定した投資運用業者が運用するファンドに出資可能なプロ等の範囲

- ① 適格機関投資家、国、日本銀行
- ② 上場会社、資本金5億円以上と見込まれる株式会社、特定目的会社、外国法人など
- ③ 有価証券等の金融資産が一定以上であると見込まれる等の法人又は個人
- ④ 投資運用業者が運用を行うファンド
- ⑤ プロ等に限定した投資運用業者の一定の役職員又は親法人等

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

資産流動化スキームとは

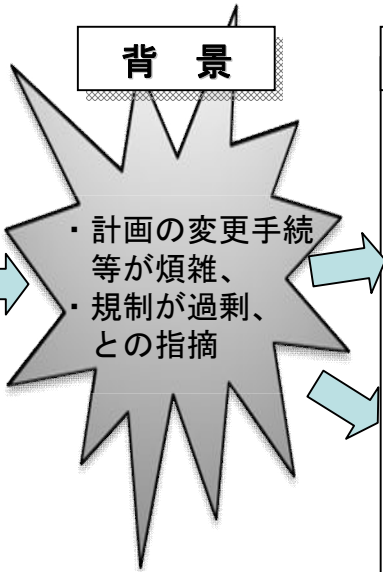
予め定められた計画（資産流動化計画）に基づき、投資者から資金（優先出資・社債・借入）を集めて資産を取得し、資産から生じるキャッシュフローを分配するスキーム

→ 資産流動化法は、資産流動化スキームの受け皿となるビークル（特定目的会社や特定目的信託）について、関係者間の利害を調整し、投資者保護を図る制度を定めるもの

現行制度（資産流動化法の仕組み）

- 資産流動化計画の策定・変更時の
 - ①当局への届出、②関係者全員の同意等
- 特定目的会社の資産の取得に係る規制

背景



改正の概要

資産流動化計画の変更届出義務・手続の緩和

- スキームの骨格に関わらない事項（個別の証券発行・借入れ条件等）に関する
 - ①変更届出義務の免除
 - ②変更手続の緩和（取締役への委任等を容認）

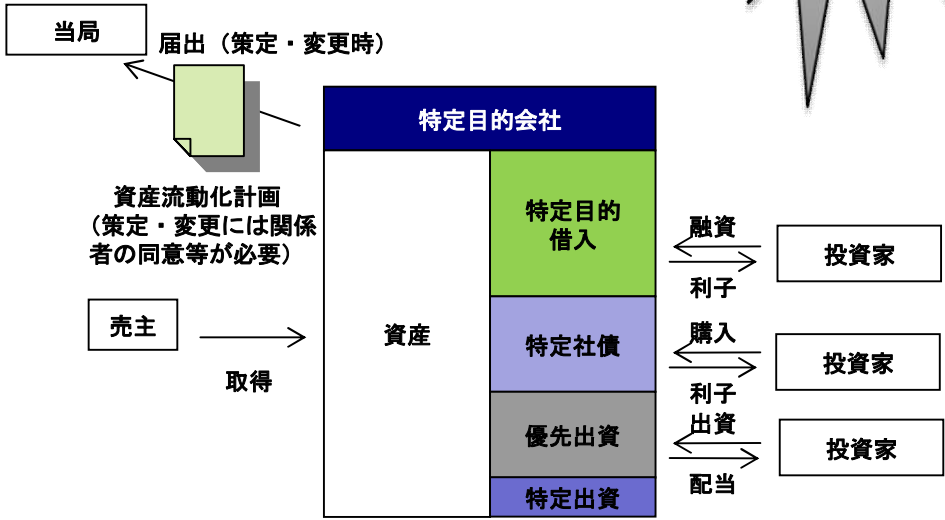
【府令事項】

資産の取得に係る規制の見直し

- 不動産と一体となった備品等の分別管理（信託設定義務等の免除）
- 不動産の価格について、鑑定評価及び第三者調査を二重に義務付けることの廃止（鑑定評価に一本化）
- 特定目的会社が資産を取得するにあたっての、資産譲渡人等による重要事項の告知義務の廃止 等

資産流動化の応用スキームの促進

- 特定目的信託の仕組みを利用したイスラム債の発行を促進するための制度整備（社債的受益権の発行につき、他の種類の受益権の発行を義務付けることを廃止）等



英文開示の範囲拡大

英文開示とは

○ 我が国で上場等を行っている外国会社は、日本語による継続開示書類（有価証券報告書等）に代えて、外国で開示されている英語による継続開示書類の提出が既に可能

背景

➤ 英文開示の利用が進まない中、外国会社が我が国証券市場に上場しやすい環境を整備し、我が国投資者の投資機会を拡大する必要

改正の概要（外国会社による英文開示の範囲拡大）

発行者に関する 情報	発行開示書類	継続開示書類
外国において 開示 <small>（注1）</small>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #ffff00;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">有価証券届出書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">証券情報 日 本 語</p> <hr/> <p style="margin: 0;">発行者情報 <small>（現行）</small> 日 本 語</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px 0;"> ➡ <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;"><small>（改正）</small> 英 語 <small>（注2）</small> <small>（+補足書類）</small></p> </div> </div> </div>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #ffff00;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">有価証券報告書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">発行者情報 英 語 <small>（注2）</small> <small>（+補足書類）</small></p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><small>（現行のとおり）</small></p> </div>
外国において 非開示	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #ffff00;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">有価証券届出書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">証券情報 日 本 語</p> <hr/> <p style="margin: 0;">発行者情報 日 本 語</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><small>（現行のとおり）</small></p> </div>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #ffff00;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">有価証券報告書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">発行者情報 日 本 語</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><small>（現行のとおり）</small></p> </div>

（注1） 「開示」には、国内金融商品取引所と外国金融商品取引所に同時上場する場合及び日本と外国で同時募集が行われる場合を含む
（注2） 「補足書類」は、①「補足情報」（我が国開示書類に記載すべき情報で外国開示情報にない情報）、②重要事項の「日本語による要約」及び③我が国開示書類と外国開示情報との「対照表」である

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応①

背景

○ 金融商品取引法上の登録を受けていない業者が、未公開株等について「上場間近で必ず儲かる」などと勧誘を行い、高齢者等に対して不当な高値で売り付けるといった事例が多発

(注) 未公開株に関する相談件数 (国民生活センター調べ)
2007年度:2,615件 2008年度:3,071件 2009年度:6,114件 2010年度(12月末現在):5,362件(前年同期3,257件)



改正の概要 (民事ルールの創設)

➤ 無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売付けを行った場合、その売買契約を無効に

金商法の規制に違反する者
⇒ 不当な利益を得る行為を行うおそれ

証券の価値に関する情報が不十分
⇒ 投資者は適切な投資判断ができないおそれ

不当な利益を得る行為
(公序良俗(民法90条)違反=無効)
である蓋然性が高い

※ ただし、無登録業者が不当な利益を得る行為でないことを立証した場合に限り、当該契約を有効とする

効果

- 国民生活センター等による、無登録業者に対する代金返還交渉の仲介が容易に
- 裁判での被害者の立証責任が軽減される
- 裁判所による無登録業者の資産の散逸を防ぐための保全命令の迅速な発出が可能に 等

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応②

無登録業者に対する規制の新設・罰則の引上げ

- 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止（1年以下の懲役、100万円以下の罰金）
- 無登録業者に対する罰則の引上げ
 - ・ **現行** 3年以下の懲役、300万円以下の罰金 ⇒ **改正** 5年以下の懲役、500万円以下の罰金
 - ・ 無登録・無免許で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）
 - ⇒ 無登録で金融商品取引業を行う法人については5億円以下の罰金

裁判所による差止命令の申立ての裁判管轄の拡大

背景

- 現行法上、証券取引等監視委員会等の申立てにより、裁判所は、金商法の違反行為を行う者に対して当該行為の差止命令を行うことが可能
 - 「被申立人（＝違反行為を行う者）の住所地」の地方裁判所に限り、証券取引等監視委員会等が差止命令の申立てをすることが可能
- ⇒
- ① 被申立人たる法人及びその役員等の住所地が異なる場合、複数の裁判所での手続が必要
 - ② 被申立人が住所を転々とする場合、迅速・適切な申立てを行うことが困難



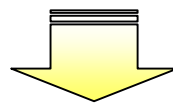
改正の概要

- 違反行為があった地の地方裁判所でも申立てができるように拡大

投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加

背景

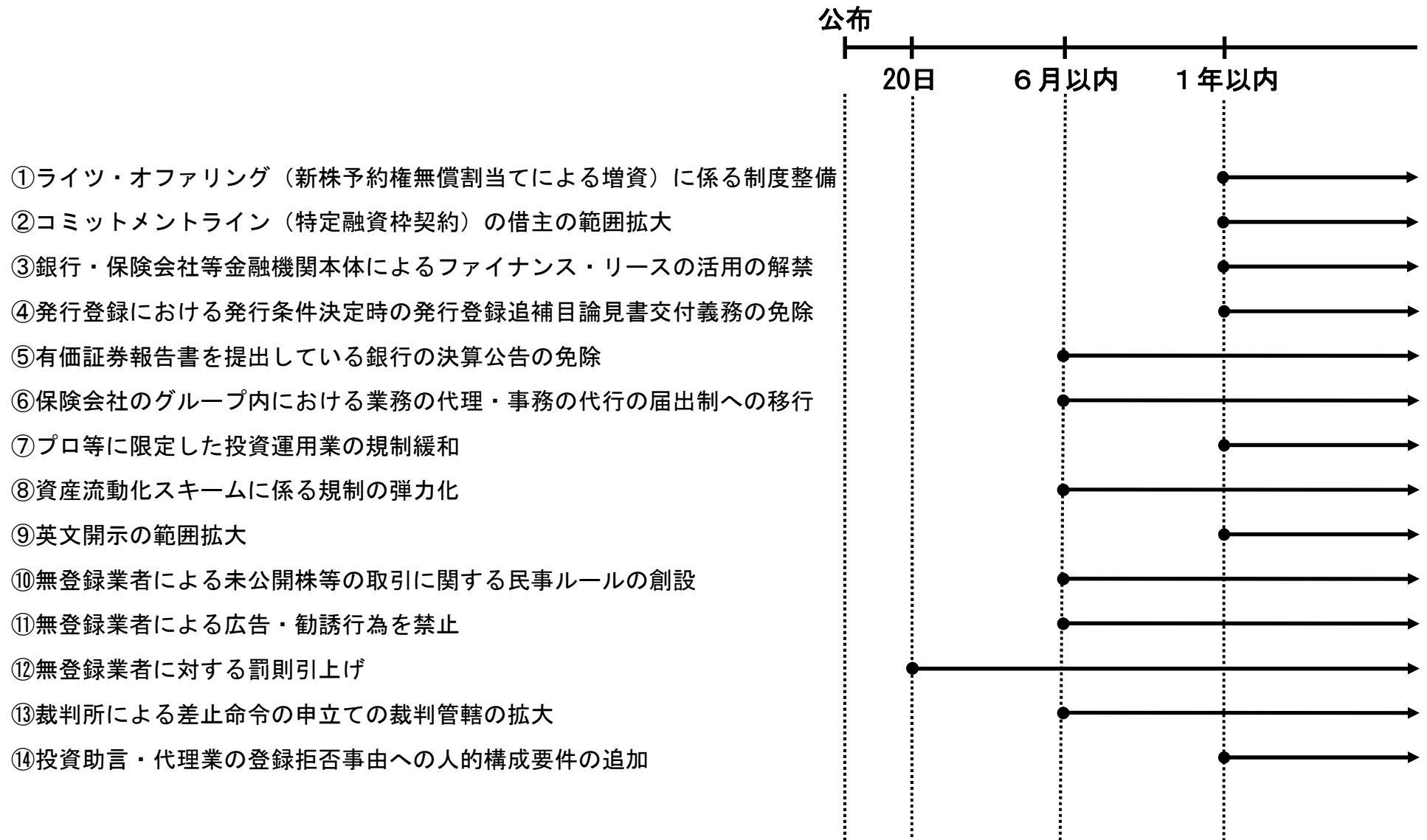
- 従来、投資助言・代理業者については、法令違反が認められた場合に行政処分を行うことによって、法令遵守体制の是正を求め、さらに悪質な場合には登録取消しを行うこととしてきた
- 近時、投資助言・代理業者において、法令遵守意識の欠如等を原因とする悪質な法令違反が複数発生し、投資者被害も発生^(注)
(注) 法令等の知識や証券業務に関する経験等のある役職員が全くいない業者において、顧客に対し法定書面を全く交付していなかった事例 等
- また、許認可等の付与に当たり、業の主体から暴力団等を排除する対策の充実が求められている



改正の概要

- 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加
(例えば、業務を適確に遂行可能な役職員が確保されていない場合や、役職員に反社会的勢力との関係がある者がある場合に登録を拒否)
 - ⇒ 投資助言・代理業者の法令遵守体制について、登録申請時にチェック
- (参考) 現行法上、投資助言・代理業以外の業種（第一種金商業、第二種金商業、投資運用業）では人的構成要件が登録拒否事由とされている

施行スケジュール



有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について
(警告書の発出を行った発行会社等)

○ ご覧いただく場合の留意事項

- ・ 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っていると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・ 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒 326 番地 9	旧住所：山梨県甲府市 中小河原町 571 番地	平成 22 年 11 月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋 2-23-11 御成門小田急ビル 9 階	旧社名：アフリカント ラスト株式会社、ア リカンパートナー株 式会社	平成 22 年 10 月

※平成 22 年 6 月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について

1. 趣旨

- (1) 公認会計士については、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方に基づき、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度となるよう、平成 15 年に公認会計士法が改正され、平成 18 年より新しい試験制度のもとで公認会計士試験が実施されてきた。

(参考) 現行制度での合格者の推移

平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
1, 372 人	2, 695 人	3, 024 人	1, 916 人

- (2) しかし、現状においては、合格者の経済界等への就職は進んでおらず、社会人の受験者・合格者についても十分増加していないなど、現行制度の狙いは道半ばの状況にある。また、現状のまま推移した場合、公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができないことも懸念され、試験に合格しても公認会計士の資格を取得できないというおそれが高まることとなる。これは、試験制度の魅力を低下させる可能性もある。
- (3) こうした状況を踏まえ、公認会計士試験・資格制度等についての検討を開始するため、「公認会計士制度に関する懇談会」を開催する。

2. 検討事項

- ・試験制度のあり方について
- ・資格取得要件のあり方について
- ・その他

3. メンバー

別紙の通り。

4. 検討の進め方

懇談会において検討を行い、来年央を目途に一定のとりまとめを行う予定。

5. 第一回会合の開催予定

日時：平成 21 年 12 月 10 日（木） 9：30～11：00

会場：中央合同庁舎第 7 号館 12 階 共用第 2 特別会議室

(平成 23 年 1 月 21 日現在)

公認会計士制度に関する懇談会メンバー

座長	あずま しょうぞう 東 祥三	内閣府副大臣
座長代理	わだ たかし 和田 隆志	内閣府大臣政務官
	いしかわ てつお 石川 鉄郎	中央大学商学部教授
	いのうえ やすゆき 井上 裕之	日本商工会議所特別顧問
	うえやなぎ としろう 上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士
	おおさき さだかず 大崎 貞和	(株)野村総合研究所未来創発センター主席研究員
	おおた かつひこ 太田 克彦	新日本製鐵(株)執行役員
	くぼ たまさかず 久保田政一	(社)日本経済団体連合会専務理事
	くるまたに のぶあき 車谷 暢昭	全国銀行協会企画委員長
	こが のぶゆき 古賀 信行	日本証券業協会副会長
	しまざき のりあき 島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
	はった しんじ 八田 進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	ひらまつ かずお 平松 一夫	関西学院大学商学部教授
	ふじさわ くみ 藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
	まつい みちお 松井 道夫	松井証券(株)代表取締役社長
	みやぐち さだお 宮口 定雄	日本税理士会連合会副会長
	やまさき しょうぞう 山崎 彰三	日本公認会計士協会会長

(敬称略・五十音順)

(注) 第八回までは、^{ますだこういち}増田宏一氏が日本公認会計士協会会長として出席。

第五回までは、^{おやまたたかし}小山田隆氏が全国銀行協会企画委員長として出席。

第四回までは、^{ともすぎよしまさ}友杉芳正早稲田大学大学院会計研究科教授が出席。

公認会計士制度に関する懇談会の開催状況

第1回（平成21年12月10日（木）9：30～11：00）

- ・ 議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
説明者：事務局

第2回（平成22年1月20日（水）17：00～19：00）

- ・ 議 題：試験・資格制度について
説明者：公認会計士・監査審査会
日本公認会計士協会
専門学校、資格指導校

第3回（平成22年2月19日（金）18：30～20：30）

- ・ 議 題：試験・資格制度について
説明者：事務局（合格者アンケート調査等）
石川委員、島崎委員
日本公認会計士協会
- ・ 議 題：資格取得後の質の確保について
説明者：事務局（現状の対策について）
日本公認会計士協会

第4回（平成22年3月24日（水）18：30～20：30）

- ・ 議 題：試験・資格制度について
説明者：事務局
佐藤参考人（あずさ監査法人理事長）
初川参考人（あらた監査法人代表執行役）
荒尾参考人（新日本有限責任監査法人経営専務理事）
佐藤参考人（有限責任監査法人トーマツ包括代表）
- ・ 議 題：資格取得後の質の確保について
説明者：事務局
証券取引等監視委員会
日本公認会計士協会

第5回（平成22年4月13日（火）18：30～20：30）

- ・議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
- 説明者：事務局（検討にあたっての論点、諸外国の公認会計士制度等）

第6回（平成22年5月17日（月）18：30～20：30）

- ・議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）

説明者：事務局

島崎委員、太田委員、車谷委員

会計大学院協会

日本公認会計士協会

第7回（平成22年6月7日（月）18：30～20：30）

- ・議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）

説明者：田村内閣府大臣政務官

事務局

第8回（平成22年6月25日（金）15：30～17：30）

- ・議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）

説明者：事務局

第9回（平成22年7月30日（金）14：30～15：30）

- ・議 題：全体討議（中間報告書(案)等について）

説明者：事務局

第10回（平成23年1月21日（金）10：00～11：30）

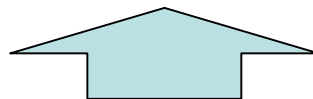
- ・議 題：全体討議（公認会計士試験・資格制度の見直し案等について）

説明者：事務局

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (2009年6月30日・企業会計審議会)

国際会計基準 (IFRS)の適用

- 2010年3月期 : 国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に任意適用。
2012年頃 : 上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非を判断。
強制適用の場合、少なくとも3年の準備期間
(2012年に判断の場合、2015年又は2016年に適用開始)



考慮事項

1. IFRSの内容
2. IFRSを適用する場合の言語
3. IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保
4. IFRSに対する実務の対応、教育・訓練
5. IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化
6. XBRLのIFRSへの対応
7. 我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢

“IFRS 適用に関する検討について”

2011年6月21日 金融担当大臣 自見庄三郎

○我が国における国際会計基準（IFRS）の適用に関しては、2009年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じている。

- ・ 米国ワークプランの公表（2010年2月）
- ・ IASB と FASB がコンバージェンスの作業の数か月延期を発表（2011年4月）
- ・ 「単体検討会議報告書」の公表（2011年4月28日）
- ・ 産業界からの「要望書」の提出*（2011年5月25日）
- ・ 米国 SEC の IFRS 適用に関する作業計画案の公表**（2011年5月26日）
- ・ 連合 2012 年度重点政策***（2011年6月）
- ・ 未曾有の災害である東日本大震災の発生
- ・ IFRS への影響力を巡る、アジアを含む国際的な駆け引きの激化

○IFRS 適用については、「中間報告」において方向性が示されているが、上記の「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、さまざまな立場から追加の委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を6月中旬に開始する。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることを望む。

○一部で早ければ2015年3月期（すなわち2014年度）にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。

※参考

* 【産業界 我が国のIFRS対応に関する要望（2011年5月） 要旨】

- (1) 上場企業の連結財務諸表へのIFRSの適用の是非を含めた制度設計の全体像について、国際情勢の分析・共有を踏まえて、早急に議論を開始すること。
- (2) 全体の制度設計の結論を出すのに時間を要する場合には、産業界に不要な準備コストが発生しないよう、十分な準備期間（例えば5年）、猶予措置を設ける（米国基準による開示の引き続きの容認）こと等が必要。

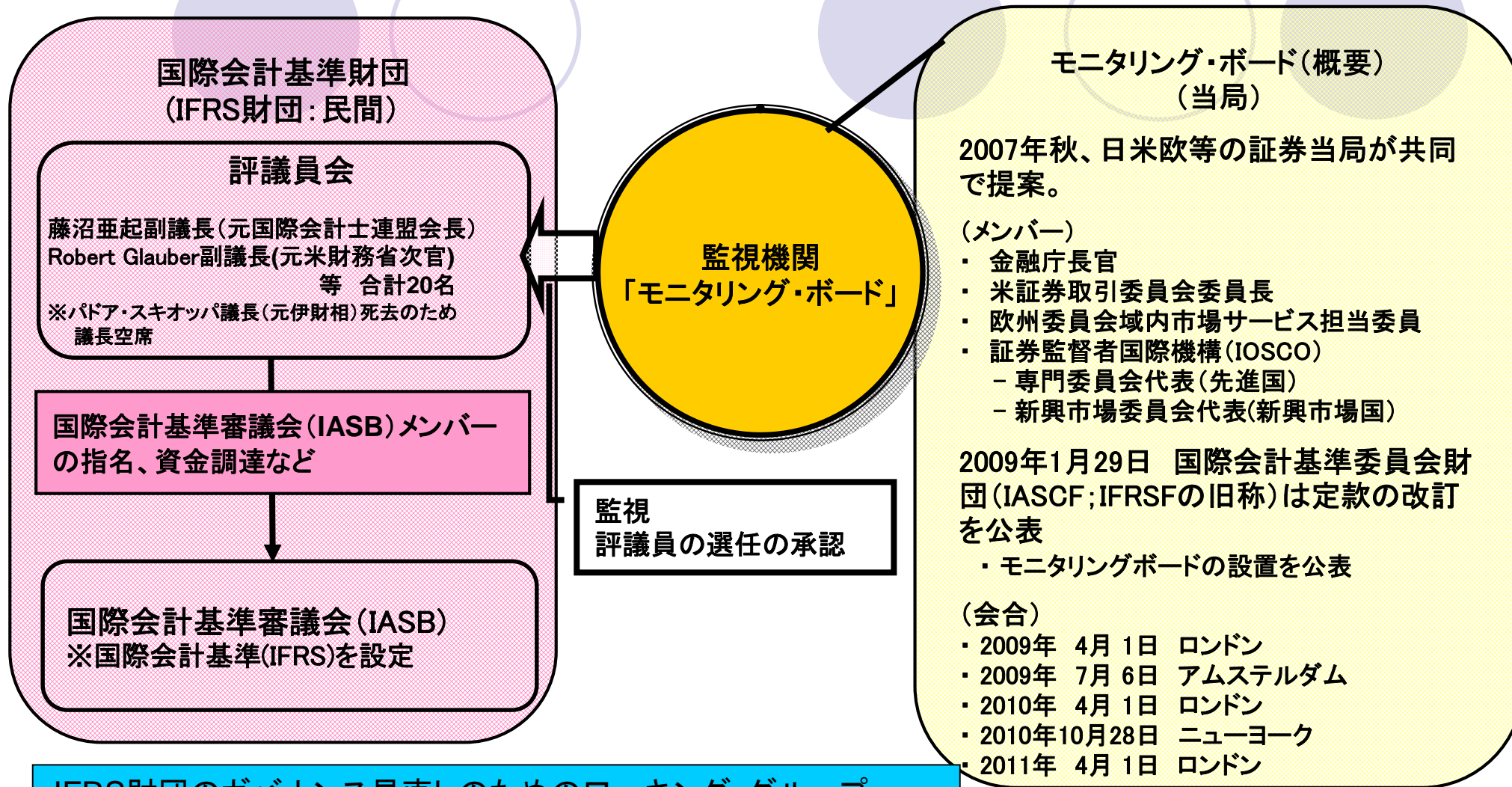
**** “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers Exploring a Possible Method of Incorporation “**
A Securities and Exchange Commission Staff Paper May 26, 2011

*****【連合 2012年度重点政策（2011年6月）】**

**(4)労働者など多様な関係者の利益に資する企業法制改革と会計基準の実現
(略)**

b)上場会社の連結財務諸表に対してIFRS（国際財務報告基準・国際会計基準）を強制適用することを当面見送る方針を早期に明確にする。また、個別財務諸表に対する会計基準は、注記などによる透明性確保を前提に、日本の産業構造や企業活動の実態に照らして適切な事項のみをコンバージェンス（収れん）し、その結果として連結財務諸表と個別財務諸表の会計基準が異なることも許容する。（以上）

国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードについて



IFRS財団のガバナンス見直しのためのワーキング・グループ

- ✓ 2010年7月、モニタリング・ボードによりIFRS財団見直しのためのワーキング・グループを設立
- ✓ IFRS財団の全体的なガバナンス構造に焦点を当てて実施予定（2011年8月末までにアクションプランを策定・公表予定）
- ✓ 金融庁 河野正道 金融国際政策審議官が議長を務める

「中小企業の会計に関する検討会」の設置について

2011年2月
中小企業庁
金融庁

1. 趣旨

会計制度の国際化が進展する中で、2010年2月に中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）、同年3月に企業会計基準委員会等の民間団体により「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）が設置され、それぞれ、非上場企業、特にその大部分を占める中小企業の会計に関する検討が行われた。

同年8月に懇談会、9月に研究会の報告書がとりまとめられ、それぞれ、新たな会計指針・新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべき等の方向性が示された。また、その策定主体について、中小企業関係者等が中心となって取りまとめ、関係省庁が事務局を務めるべきである等の提言がされた。

本検討会は、懇談会及び研究会の報告書の内容を踏まえ、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すもの、その普及方法、中小企業におけるその活用策等の具体的な内容について検討を行うため、設置するものである。

2. スケジュール

本検討会の下に、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設置し、精力的な検討を行い、本年夏頃の取りまとめを目指す。

3. メンバー

別紙のとおり。

中小企業の会計に関する検討会 委員等名簿

平成23年2月

(50音順、敬称略)

委員

岩崎 博之	全国商店街振興組合連合会 専務理事
大橋 正義	中小企業家同友会全国協議会 政策委員長
小此木 良之	全国信用金庫協会 常務理事
黒木 宏近	全国信用組合中央協会 常務理事
品川 芳宣	早稲田大学大学院 会計研究科 教授
高木 伸	全国銀行協会 理事 事務局長
寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
西川 郁生	企業会計基準委員会 委員長
眞鍋 隆	全国中小企業団体中央会 専務理事
万代 勝信	一橋大学大学院 商学研究科 教授
宮城 勉	日本商工会議所 常務理事

計11名

事務局

中小企業庁 事業環境部財務課
金融庁 総務企画局企業開示課

オブザーバー

法務省 民事局参事官室

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

(注1) 公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

(注2) 同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項については是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

これまでの取組み

いわゆる「リーマン・ショック」以降、金融の円滑化を図るため、中小企業金融円滑化法をはじめとする種々の施策を実施

今後の対応

基本的な考え方

- 中小企業者等の業況・資金繰りは、改善しつつあるものの、依然厳しい。 こうした中、先行きの不透明感から、今後、一定の貸付条件の変更等への需要があると考えられる。
- 一方で、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要。
- 中小企業金融円滑化法を機に、次の流れを定着させることが重要
 - ・ 金融機関が貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能を十分に発揮することで、
 - ・ 中小企業者の経営改善が着実に図られ、
 - ・ 中小企業者の返済能力の改善等につながる。

具体的な対応

以下のような施策を通じ、同法の期限後も、金融機関による金融仲介機能が適切に発揮される環境の整備を目指すとともに、引き続き中小企業の資金繰りに万全を期す。

I. 中小企業金融円滑化法の1年延長

II. 金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進

- ・ 金融機関が経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生等に積極的に取り組むよう、果たすべき役割を具体化する方向で監督指針を改定
- ・ 法の実施状況に関する検査の一巡後、通常の検査において「金融円滑化編」に基づく検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施

III. 金融機関による開示・報告内容の見直し

- ・ 金融機関による開示・報告資料の大幅な簡素化（開示・報告に係る事務負担の軽減）

平成23年4月1日

自見金融担当大臣談話

1. 昨日(3月31日)、中小企業金融円滑化法(以下「円滑化法」)の期限を1年間延長し、平成24年3月までとする改正中小企業金融円滑化法が国会で成立し、同日、公布・施行されました。
2. 私は、昨年来、全国の中小企業者等関係者の皆様からのご意見を伺いつつ、中小企業者等に対する金融の円滑化に注力してまいりました。こうした中、
 - (1) 中小企業者の資金繰りは改善しつつあるものの、引き続き厳しく、先行きの不透明感から、貸付条件の変更等に一定の需要が見込まれること
 - (2) 貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要であること
 - (3) 金融機関のコンサルティング機能の発揮等を通じ、
 - 中小企業者の経営改善・事業再生等が着実に図られるとともに、
 - 中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につながっていく、
 - また、こうしたことを通じて金融機関の収益力や財務の健全性の向上にもつながっていく、という流れを定着させる必要があること
 等を踏まえ、昨年12月に中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長することが適当と判断したところです。
3. その後、3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことから、円滑化法の果たす役割は大きくなっていると考えております。

この地震の影響を直接・間接に受けられた全国の中小企業者や住宅ローンの借り手の皆様も含め、円滑化法を活用し、その経営改善・事業再生等や生活の安定につなげていただきたいと考えております。

金融機関におかれても、この地震により被災された方々からの貸付条件の変更等の申込みに対して、円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応に努めていただくようお願いいたします。
4. なお、円滑化法の期限延長と併せ、運用面の改善として、
 - 金融機関によるコンサルティング機能の発揮を促すための、円滑化法に基づく金融監督に関する指針の策定等、
 - 円滑化法にかかる内閣府令の改正による開示・報告様式の大幅な簡素化を通じた金融機関の負担軽減、
 についても、昨日、監督指針案を公表するとともに、改正内閣府令を公布・施行するなど、迅速に対応しているところです。
5. 今般の円滑化法の期限の延長等が、こうした皆様の支えになることを期待するとともに、引き続き、関係省庁とも連携しつつ、中小企業者等の皆様に対する一層の金融の円滑化が図られるよう、全力を尽くしてまいります。

(以上)

「預金保険法の一部を改正する法律案」の概要 (住専債権に係る二次損失の処理等)

- 整理回収機構（RCC）による住専債権の回収については、平成 23 年 12 月を目途に完了するものとされている。したがって、
- (1) 住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理
 - (2) 住専債権の回収を行っている RCC の今後の在り方についての整理が必要となる。

(1) 住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理

① 二次損失の処理

イ 平成 8 年の閣議了解及び住専処理法に即し、政府・民間金融機関が 2 分の 1 ずつ負担。

〔平成 23 年 12 月時点の二次損失の見込みは 1.4 兆円。
⇒政府・民間それぞれ 0.7 兆円。〕

ロ 政府負担分は、以下の資金を活用し、新たな財政措置を回避。

i) RCC の回収努力の成果である

a. 住専債権の簿価超回収益 等

b. RCC の他勘定の利益 法

ii) 民間が設立した基金（新金融安定化基金）の運用益

ハ 民間負担分は、住専処理法の枠内で行われた民間内の調整を尊重。

⇒金融安定化拠出基金の運用益、同基金から RCC への出資相当額、預金保険機構一般勘定からの繰入れにより対応。

② 残存債権の処理

基本的には売却処分。但し、善良な借り手に配慮するとともに、悪質な債務者に対して厳正な回収を継続するため、一部債権は売却せず RCC の他勘定へ移管（継続保有・回収）。法

(2) RCC の今後の在り方

① 破綻金融機関からの不良債権の買取・回収（継続）を中核とし、公的に求められる代替困難な機能に整理。（民間サービサー業務は廃止）

② 破綻処理の円滑化のため、承継銀行機能を付与。法

③ 民間金融機関の保有する反社等債権の買取・回収機能を付与。法

(3) その他の措置

① 破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備。法

② 預金保険機構の役員の任期が満了しても、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う旨の規定整備。法

趣旨 整理回収機構による住専債権の回収は、平成23年12月を目途に完了するものとされている。

↓
住専処理を終結させるとともに、これに伴い関連業務が終了する整理回収機構の機能の見直し等を行う。

(1) 住専処理を終結させるための措置

① 住専債権の回収に係る二次損失の処理

➤ 新たな財政措置を回避しつつ、住専債権の回収に係る二次損失を処理するため、整理回収機構の他勘定の利益を活用。

(参考) 二次損失は、平成8年の閣議了解及び住専処理法に即し、政府・民間金融機関が2分の1ずつ負担。政府負担分は、上記の利益のほか、整理回収機構の回収努力の結果である住専債権の簿価超回収益、民間が設立した基金の運用益等を活用。

② 住専勘定に残存する住専債権の処理

➤ 基本的には売却処分。但し、善良な借りに配慮するとともに、悪質な債務者に対して厳正な回収を継続するため、残存する住専債権を整理回収機構内の他勘定に移管。

移管後も、引き続き、預金保険機構の財産調査権を活用できるようにするための規定等を整備。

(2) 整理回収機構の機能の見直し

① より柔軟で効率的な破綻処理を可能とするため、協定銀行に承継銀行機能を付与。(承継銀行を別途設立することが不要)

② 金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて、金融システム全体の安定化を図るため、反社等債権の買取・回収を預金保険機構の業務に追加。(協定銀行に委託するとともに、預金保険機構の財産調査権等を整備)

(3) その他の措置

① 破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備。

② 預金保険機構の役員の任期が満了しても、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う旨の規定整備。

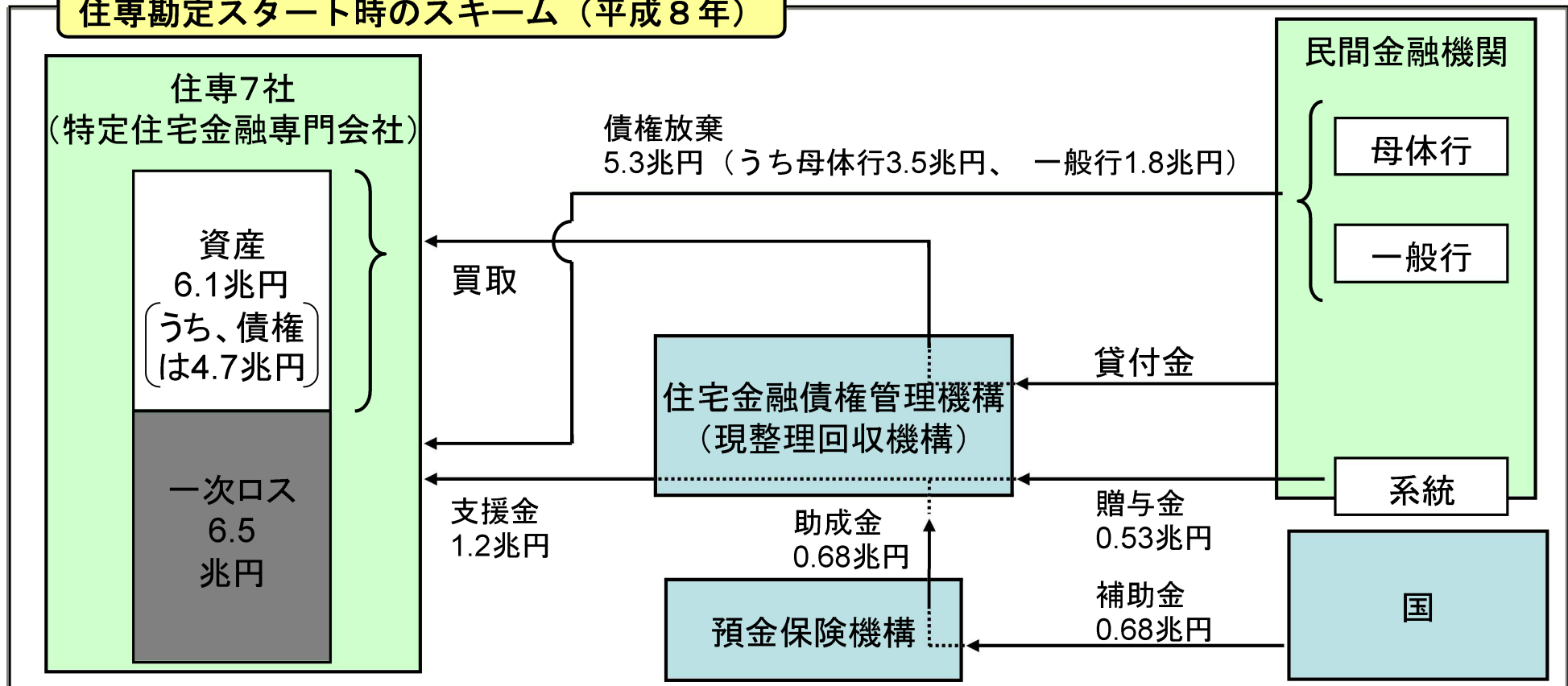
預金保険法の一部を改正する 法律に係る説明資料

金 融 庁

住專問題の経緯

- 住專とは、「住宅金融専門会社」の略称で、元々は個人向け住宅ローンのために金融機関等の共同出資により設立された。いわゆるバブル経済の下、銀行や農林系金融機関の融資を受け、不動産業向け融資を急速に拡大した。バブル崩壊後、住專の不良債権は膨らみ、住專7社を整理した場合の損失は巨額となるため、金融システムを混乱させないためには、どう住專を処理すべきかが問題となった。
- 平成7年12月「住專問題の具体的な処理方策について」閣議決定
- 平成8年1月「住專処理方策の具体化について」閣議了解
損失が生じた場合には、政府・民間の共同の責任で処理することとし、政府の負担は2分の1とする。
- 平成8年6月「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」成立

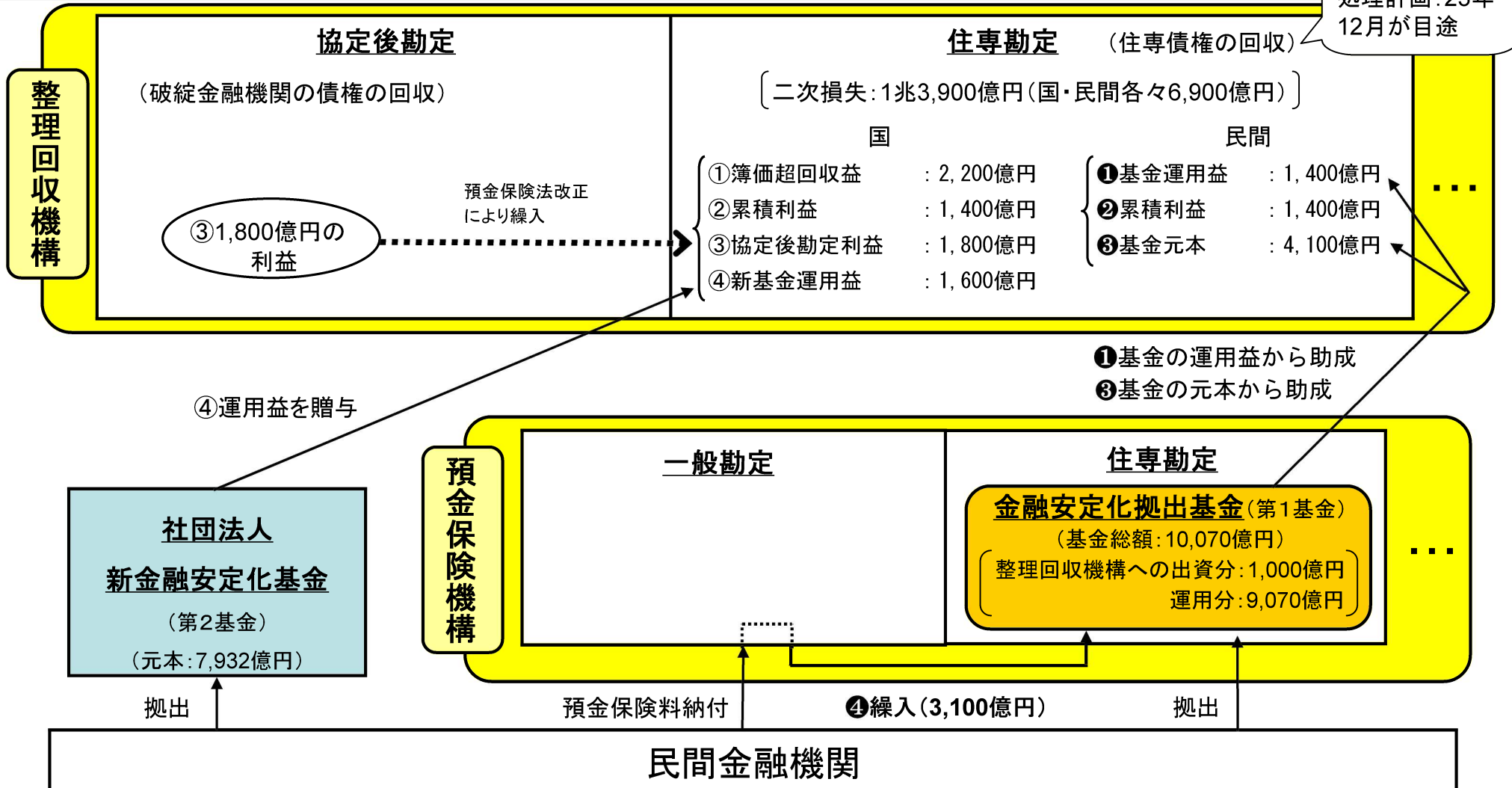
住專勘定スタート時のスキーム（平成8年）



住専債権の二次損失の処理

- 住専債権の回収に伴い生じた二次損失は、当初の方針どおり、政府・民間金融機関が2分の1ずつ負担
- 平成23年12月時点の二次損失は、約1兆3,900億円となる見込み
- 政府負担分については、関係する資金を活用し、新たな財政措置を回避
- 民間負担分については、金融安定化拠出基金の運用益、金融安定化拠出基金から整理回収機構への出資相当額、預金保険機構一般勘定からの繰入れにより対応

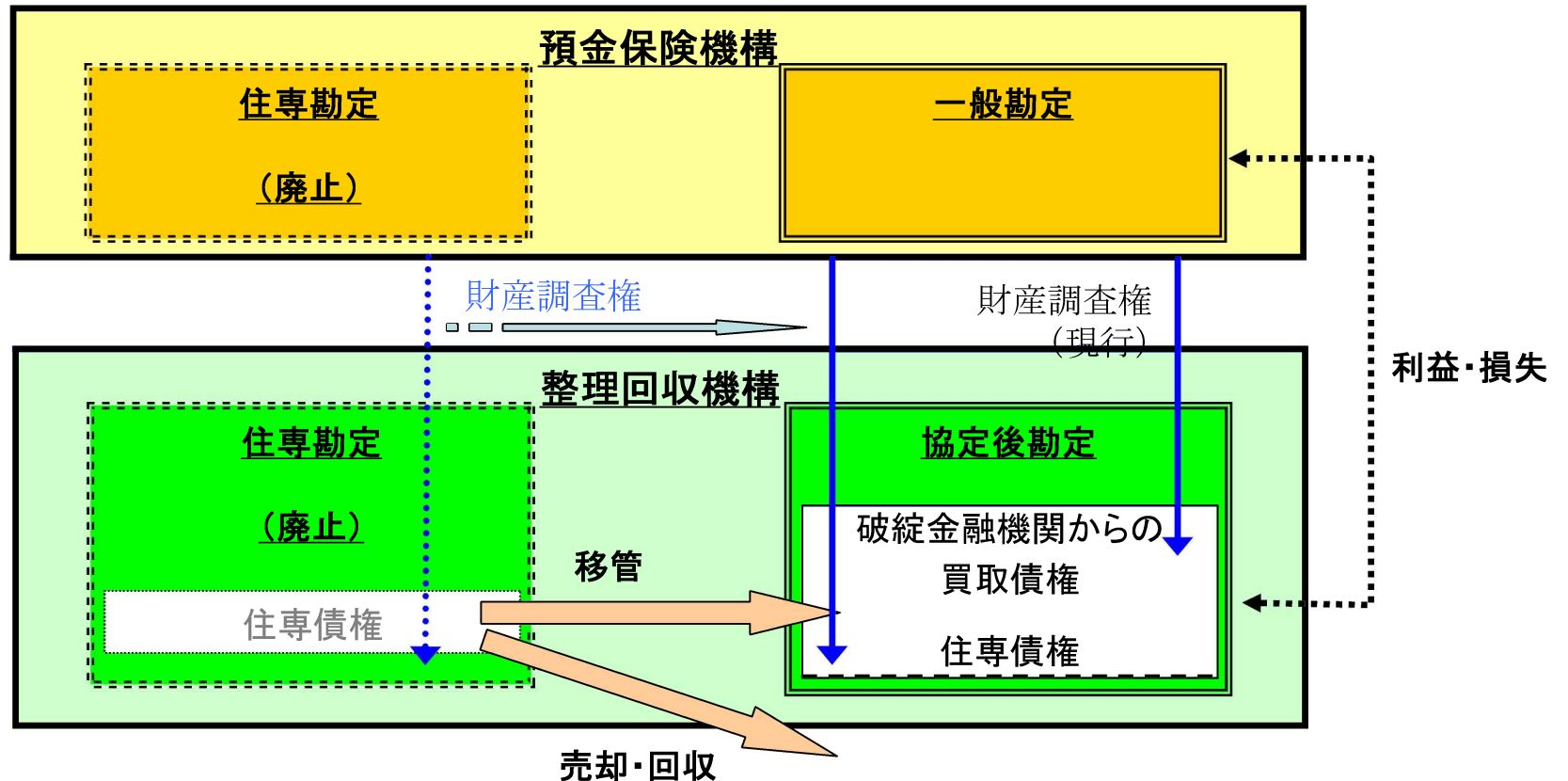
処理計画：23年12月が目途



※ 計数の変動があり得る。

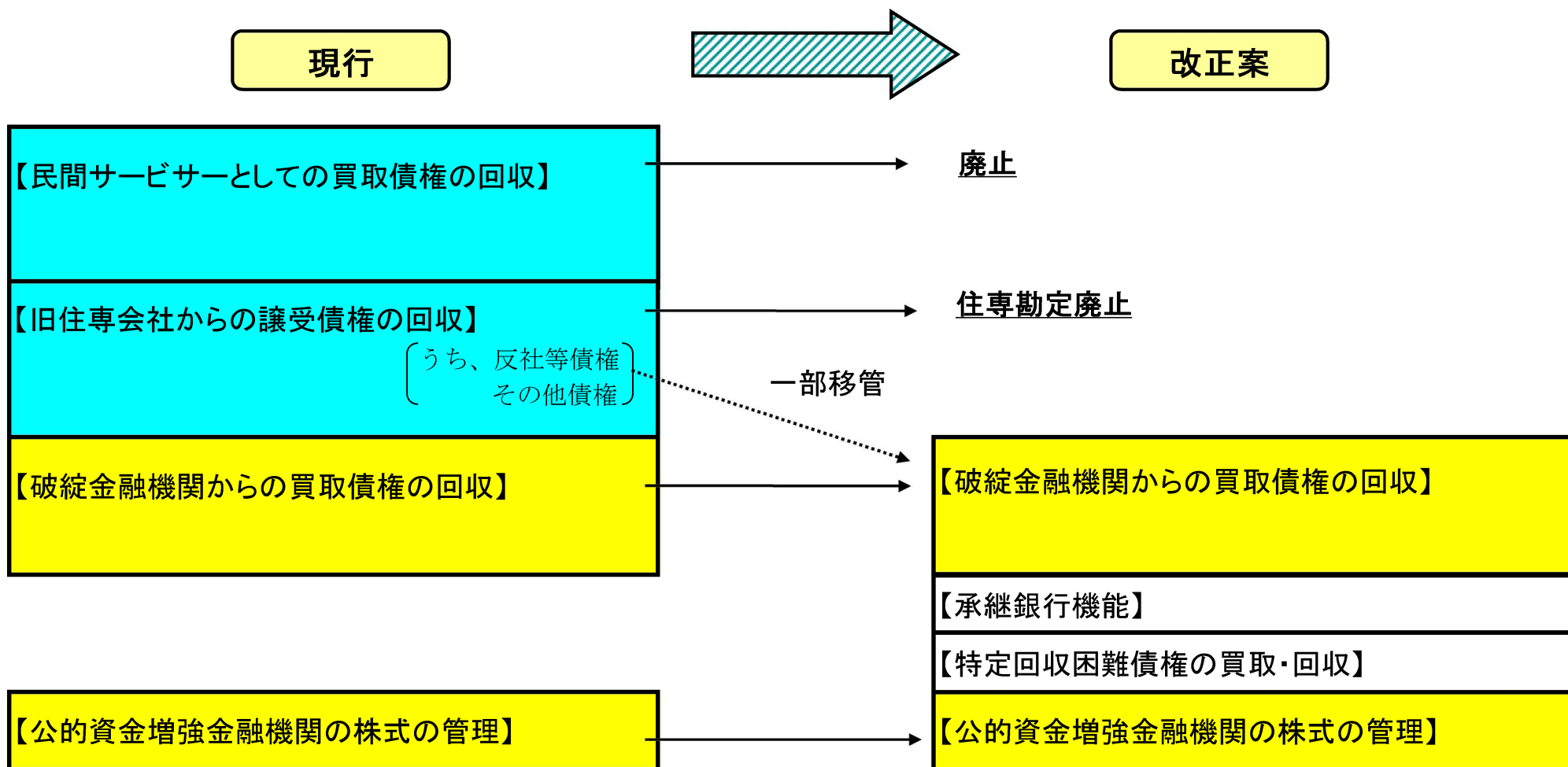
住専勘定に残存する住専債権の処理

- 整理回収機構住専勘定に残存する債権の一部を整理回収機構内の他勘定（協定後勘定）へ移管
 - 住宅ローン債権等；善良な借り手に配慮する観点から、債務者が外部売却を希望しない場合には整理回収機構が継続保有
 - 暴力団向け反社債権等；悪質な債務者に対して厳正な回収を継続する観点から、整理回収機構が継続保有
- 移管後の債権についても、引き続き、預金保険機構の財産調査権を活用できるようにするための規定を整備
 - ※ 財産調査権は、財産の隠蔽のおそれのある場合等、債務者等の財産の実態解明が特に必要と認められるときに、預金保険機構が立入調査等を行う権限（債務者等が財産調査を妨げた場合には罰則）。
- 移管後の債権の回収から生じる損益は、預金保険機構一般勘定に帰属



整理回収機構の機能の見直し＜全体像＞

- 住専処理の終結により住専関連業務が終了する整理回収機構の業務について、
 - ・ 公的に求められる代替困難な機能に整理し、民間サービサー業務は廃止。
 - ・ 破綻処理の円滑化のため、承継銀行機能を付与。
 - ・ 反社等に対する厳正な回収を行うため、民間金融機関の保有する反社等債権の買取・回収機能を付与。



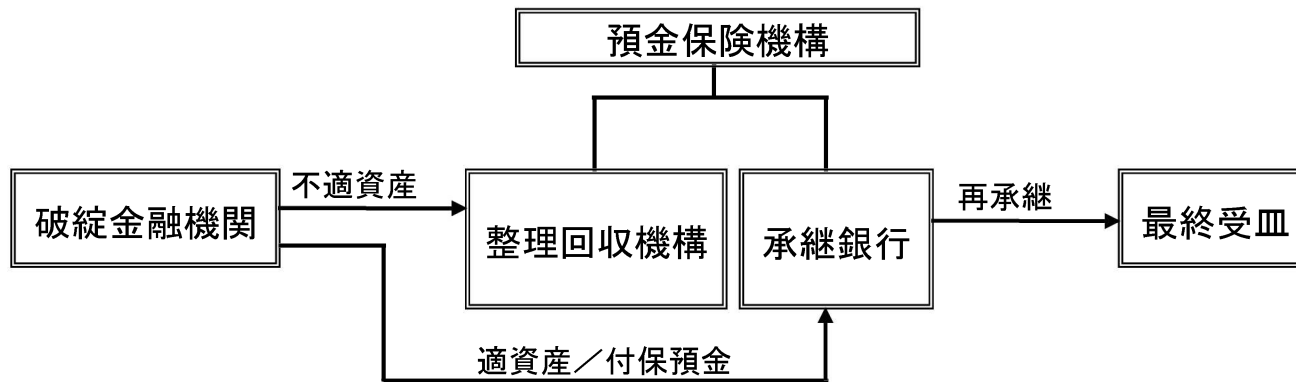
協定銀行への承継銀行機能の付与

○ 現行の承継銀行制度に加え、より柔軟で効率的な破綻処理を可能とするため、破綻金融機関ごとに適資産・付保預金を譲り受けるための勘定（承継勘定）を協定銀行に設け、破綻金融機関から業務を承継することを可能とする。

（注1）協定銀行とは、預金保険機構との協定に基づき、破綻金融機関からの資産買取・回収等を行う銀行。

（注2）承継銀行とは、破綻金融機関から適資産・付保預金を譲り受け、最終受皿金融機関に引き継ぐまでの間、事業の維持・継続を図る銀行。

現行ブリッジバンク制度

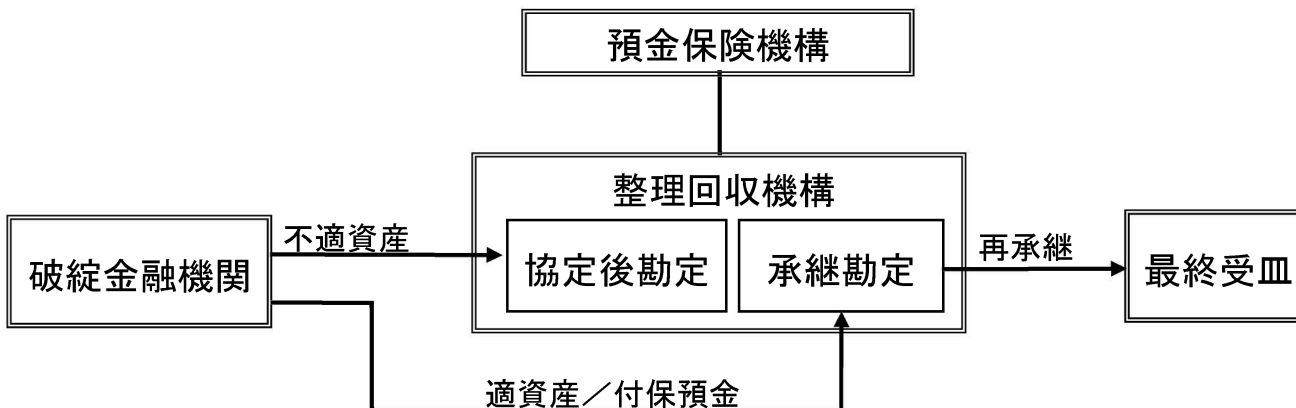


● 承継銀行の存続期限は、破綻日から最大3年。平時より破綻に備えて予備の承継銀行を設立する必要。

（注）定額保護下では、破綻の翌月曜日から営業を再開するためには、あらかじめ承継銀行を設立しておく必要。

○ 最終受皿への再承継に関して、多様な方法（事業譲渡、株式取得、合併）を選択可能。

今般の改正案で追加する方式



○ 整理回収機構には3年という存続期限はないため、破綻に備えてあらかじめ承継銀行を設立することが不要。

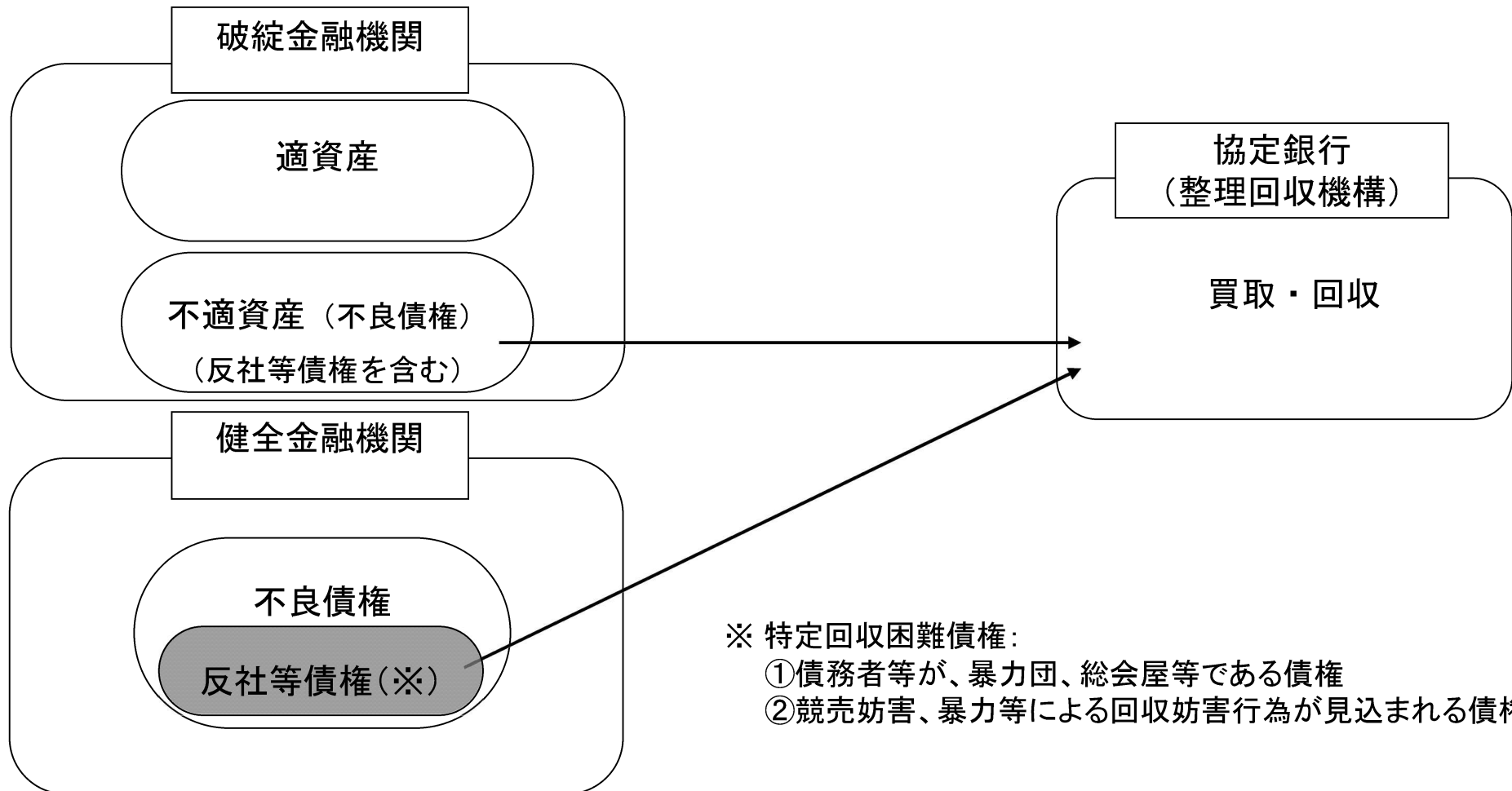
○ 平時における承継銀行の管理コストが不要。

○ 破綻が断続的に発生した場合でも、一つの機関で対応可能。

○ 整理回収機構が適資産も不適資産もともに保有することとなるため、譲り受ける資産について選択肢を広げることが容易となり得る。

協定銀行への反社等債権の買取・回収機能の付与

- 反社等との関係の遮断により、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて、金融システム全体の安定化を図るため、反社等債権（「特定回収困難債権」）の買取・回収を預金保険機構の業務とし、その業務を協定銀行に委託する制度を整備
- 当該業務を預金保険機構一般勘定で経理し、預金保険機構に財産調査権を付与



※ 特定回収困難債権:

- ①債務者等が、暴力団、総会屋等である債権
- ②競売妨害、暴力等による回収妨害行為が見込まれる債権

その他の措置

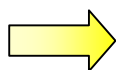
- 破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定を整備。
(金融機関に対し、平時より、万一の場合に備えた準備(マニュアル整備等)を義務付け)
- 預金保険機構が、金融危機への対応等、緊急性の高い業務を行っていることに鑑み、
役員の任期が満了しても、当該役員は、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う旨の規定
(職務継続規定)を整備。
(注1) 預金保険機構の役員の任命には、両議院の同意が必要。
(注2) 証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の委員については、同様の規定が整備されている。

施行スケジュール

- 整理回収機構による住専債権の回収は、平成23年12月を目途に完了するものとされていることを踏まえ、原則、公布後6か月以内に政令で定める日に施行。
- ただし、破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定については、
金融機関の対応に一定の準備期間が必要であることを踏まえ、公布後1年以内に政令で定める日に施行。

基本的考え方

- ・共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要。⇒平成17年の保険業法改正により、原則として保険業法の規定を適用。
- ・他方、既存の団体の中には、保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在。
- ・既存の団体の共済事業の将来的な位置づけについては、今後の運営状況等を見極めつつ、改めて整理する必要。



既存の団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行う。

対象

- ・平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができる
 - － 一般社団/財団法人であること
 - － 一定の財産的基礎、人的構成を有すること
 - － 業務・経理の適切性 等

「特定保険業」：改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの

経理・監督

- ・特定保険業等と他の業務との区分経理
- ・財務状況等の開示
- ・責任準備金等の積立て
- ・保険計理人の関与(長期かつ保険料積立金が必要な場合等)
- ・監督(報告徴求、立入検査、業務改善命令 等)

業務

- ・特定保険業は、保険業法改正時に行っていた範囲内
- ・新規の他の業務は、行政庁の承認により可能
- ・資産運用方法は一定の範囲内(行政庁の承認により拡大可能)
- ・保険募集に係る重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止 等

その他

- ・行政庁:公益法人については旧主務官庁、その他は内閣総理大臣(金融庁)
- ・主務省令:内閣総理大臣及び各公益法人に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令
- ・罰則その他所要の規定を整備
- ・今回の法改正に係る特定保険業の制度についての検討規定

対象

・平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者等のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができる

- － 一般社団/財団法人であること
- － 一定の財産的基礎、人的構成を有すること
- － 業務・経理の適切性 等

(注)「特定保険業」：改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの

業務

・特定保険業は、保険業法改正時に行っていた範囲内
 ・新規の他の業務は、行政庁の承認により可能
 ・資産運用方法は一定の範囲内（行政庁の承認により拡大可能）
 ・保険募集に係る重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止等

経理・監督

・特定保険業等と他の業務との区分経理
 ・財務状況等の開示
 ・責任準備金等の積立て
 ・保険計理人の選任
 ・監督（報告徴求、立入検査、業務改善命令 等）

その他

・行政庁：公益法人については旧主務官庁、その他は内閣総理大臣（金融庁）
 ・罰則その他所要の規定を整備
 ・今回の法改正に係る特定保険業の制度についての検討規定

○【財産的基礎】

純資産額が1,000万円以上であること。又は、改善計画の実施により、純資産額が1,000万円以上となる蓋然性が高いと見込まれること。

○【平成17年改正当時に行っていた特定保険業の範囲内であることを確認するための事項】

認可特定保険業者が平成17年改正当時に行っていた特定保険業に係る保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲等

○【資産運用方法の範囲】

有価証券（国債、地方債、上場株式、上場会社社債等）、預貯金、一定の金銭信託、生命保険契約、その他行政庁の承認を受けた方法

○【開示書類の記載事項】

財務諸表、組織に関する事項、主要な業務の内容、リスク管理体制等

○【責任準備金等の積立て】

保険料積立金、未経過保険料、異常危険準備金、支払備金等の区分に応じ、主要制度共済に準じた積立基準

○【保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者の要件】

保険料積立金の積立てを要する長期の保険等を引き受けないこと

● 金融庁長官から財務局長等への権限の委任

●：政令 ○：主務省令（具体的な規制の運用について監督指針を作成）

貸金業法改正等の概要

金融庁

多重債務問題と平成18年の貸金業法改正

○ 貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成

【貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付け（平成19年2月末時点）】

貸付残高 約13.8兆円 利用者数 約1,170万人

（少なくとも国民の10人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者）

○ 多重債務問題の深刻化（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）

平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、これらの者の平均借入総額は**約240万円**

※ 多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

貸金業法制定以来の抜本改正（多重債務問題への抜本的総合的対策）

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化等）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）
- ③ 金利体系の適正化
- ④ ヤミ金融対策の強化

（注）数値には、リボルビング契約の契約者で残高のない者及び既に自己破産して残高のない者は含まれていない。
データ出典：全国信用情報センター連合会（現日本信用情報機構）の保有データ

貸金業法等改正の概要

I. 貸金業の適正化

1. 貸金業への参入条件の厳格化
 - 最低純資産額を5,000万円以上に引上げ
 - 貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者の営業所ごとの配置を義務付け
2. 貸金業協会の自主規制機能強化
 - 貸金業協会を当局の認可を受けて設立する法人とし、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールの制定を義務付け
3. 行為規制の強化
 - 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制の強化
 - 貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付の義務付け
 - 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結の禁止
4. 業務改善命令の導入
 - 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令の導入

II. 過剰貸付の抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設
 - 指定信用情報機関制度を導入。貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備
2. 総量規制の導入
 - 個人が借り手の場合には、資料取得等による年収の把握や指定信用情報機関の信用情報の使用による返済能力調査の義務付け
 - 総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを原則禁止

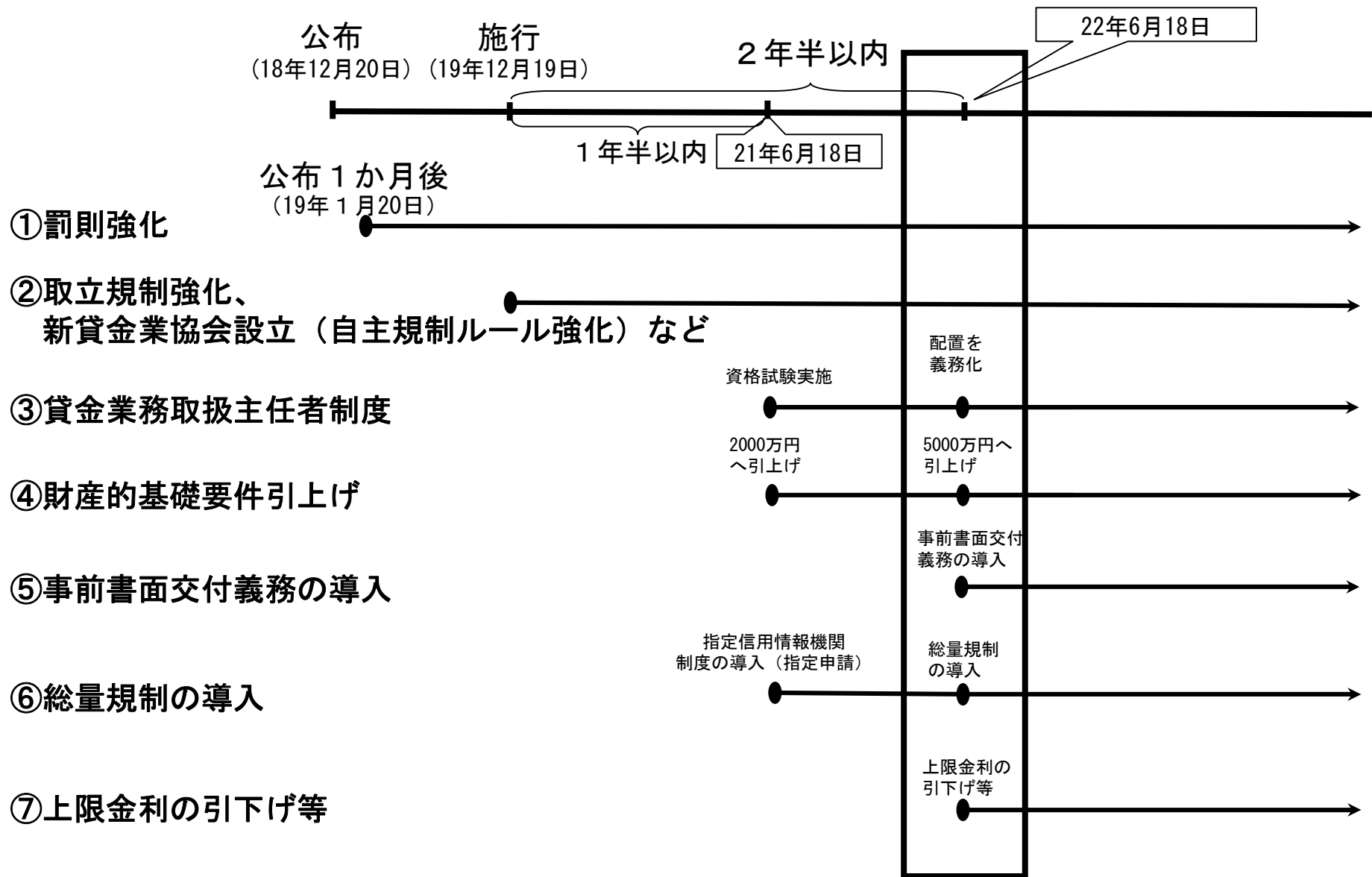
III. 金利体系の適正化

1. 上限金利の引下げ
 - 出資法の上限金利を29.2%から20%に引下げ
2. みなし弁済制度の廃止

IV. ヤミ金融対策の強化

- ヤミ金融に対する罰則を強化(懲役5年→10年)

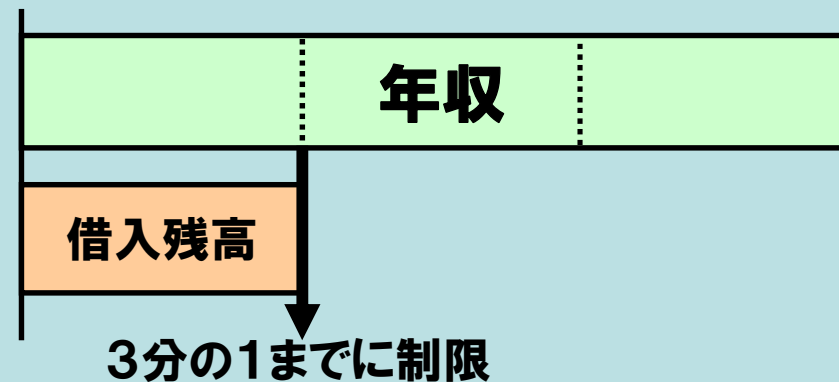
改正貸金業法の施行スケジュール



総量規制

※改正貸金業法の完全施行(今年の6月18日)により、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「総量規制」が導入される。

- 一 借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付けを停止(直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではない)



(参考)

①総量規制は、貸金業者から行われる個人の借入に適用される

(注)・銀行など、貸金業者以外からの借入れは対象外
・企業の借入れは対象外

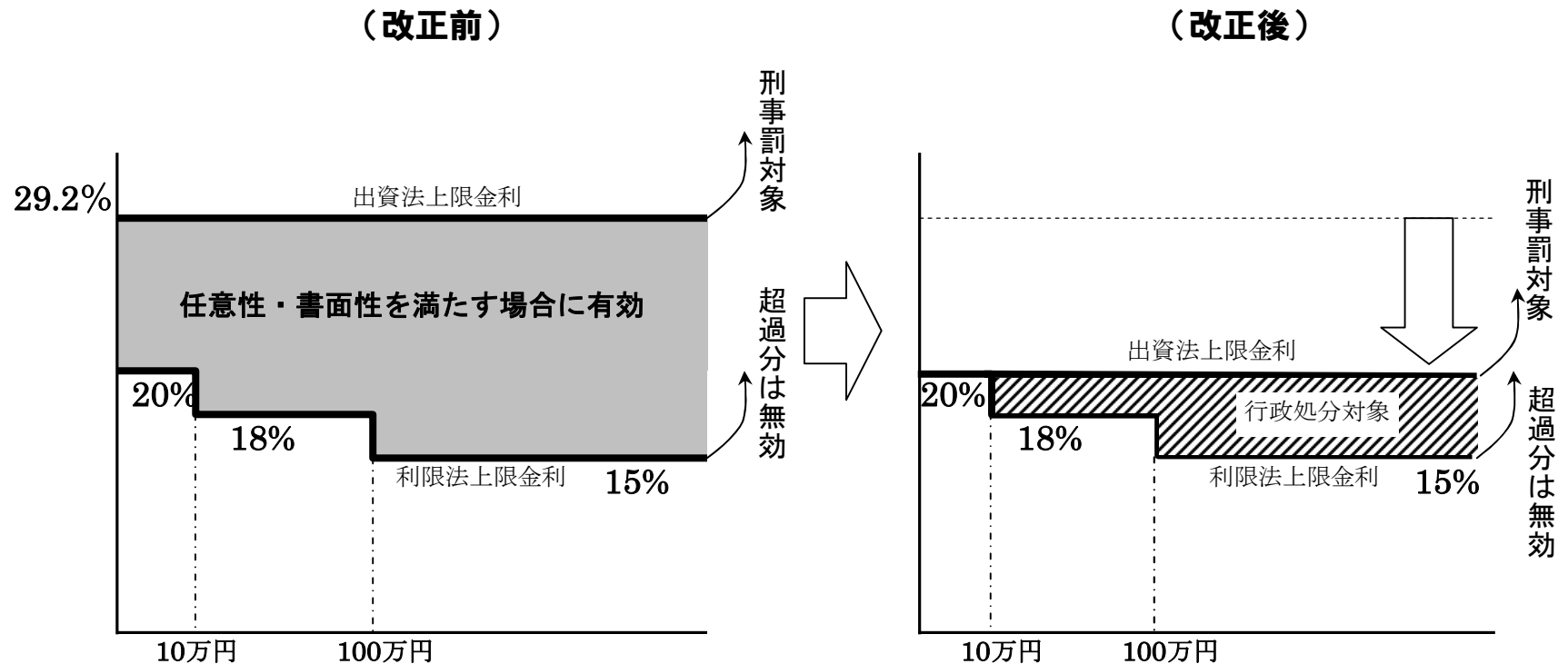
②借入残高が年収の3分の1を超えていても、以下の借入れは可能

・住宅ローン、自動車ローン

・有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け 等

上限金利の引下げ

○ 出資法の上限金利(29.2%)を引き下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じて15%~20%)を上限金利とすることで、利用者の金利負担を軽減する。



- ・利息制限法の上限金利: 1954年の制定以来、変更無し
- ・出資法の上限金利: 109.5%(制定時(1954年)) → 73%(1983年) → 54.75%(1986年) → 40.004%(1991年) → 29.2%(2000年)

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置について

貸金業法等一部改正法（18年12月）附則第67条（別紙）に定める検討を行うために、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム(PT)」を設置する。

1. 検討内容

- ・ 貸金業の利用者の実態（利用者の全体像、多重債務者の状況等）
- ・ 貸金業者の実態（経営状況、過払い金返還請求の実情等）
- ・ 諸外国の貸金業の実態
- ・ 改正貸金業法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無
- ・ その他

2. 構成メンバー

座長	大塚耕平	内閣府副大臣(金融担当)
座長代理	大島 敦	内閣府副大臣(消費者担当)
事務局長	田村謙治	内閣府大臣政務官(金融担当)
	泉 健太	内閣府大臣政務官(消費者担当)
	中村哲治	法務大臣政務官

（オブザーバーとして、警察庁・経済産業省・日本銀行を予定）

3. PT 事務局会議

上記「PT」の下に3政務官による「事務局会議」を設置し、検討に供するための調査、ヒアリング等を行う。なお、調査、ヒアリング等の運営方法、対象先等の詳細は適宜公表する。

4. 検討の進め方

「事務局会議」の調査、ヒアリング結果等を参考にして、「PT」においてとりまとめに向けた検討を行い、法律に定める期限内に一定の結論に至る予定。

以 上

借り手の目線に立った10の方策

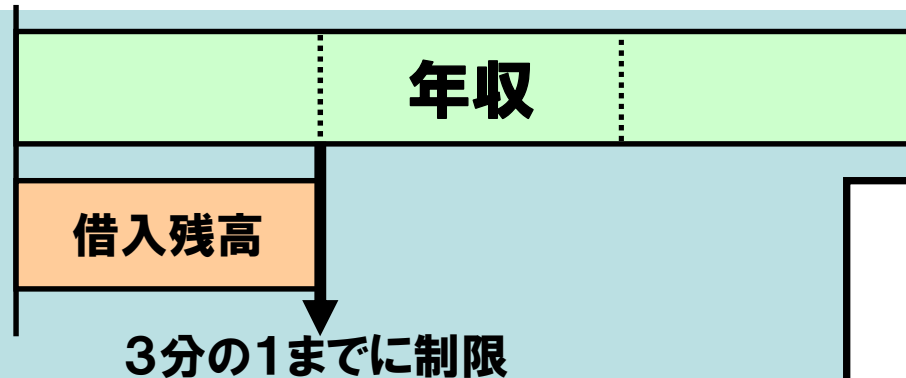


総量規制とは

※改正貸金業法の完全施行(今年の6月18日)により、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「総量規制」が導入された。

- 借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付けを停止
(直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではない)

$\frac{1}{3}$



今年の6月18日
に施行！

(参考)

①総量規制は、貸金業者から行われる個人の借入に適用される

(注)・銀行など、貸金業者以外からの借入は対象外
・企業の借入は対象外

②借入残高が年収の3分の1を超えていても、以下の借入は可能

・住宅ローン、自動車ローン

・有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け 等

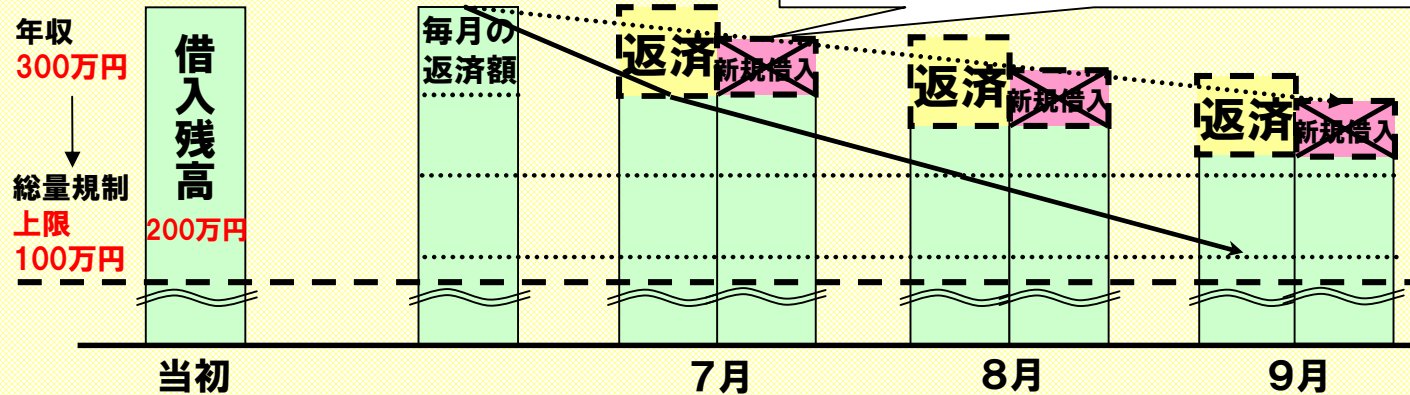
1. 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進

対応前



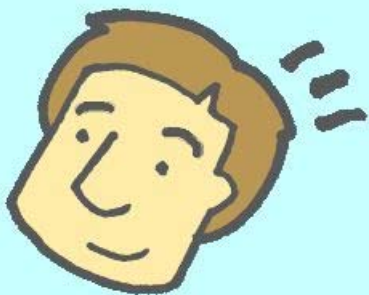
対応前の返済・借入れのパターン

年収の3分の1以上の借入れがあると、完全施行後は、**新規借入が不可能に**

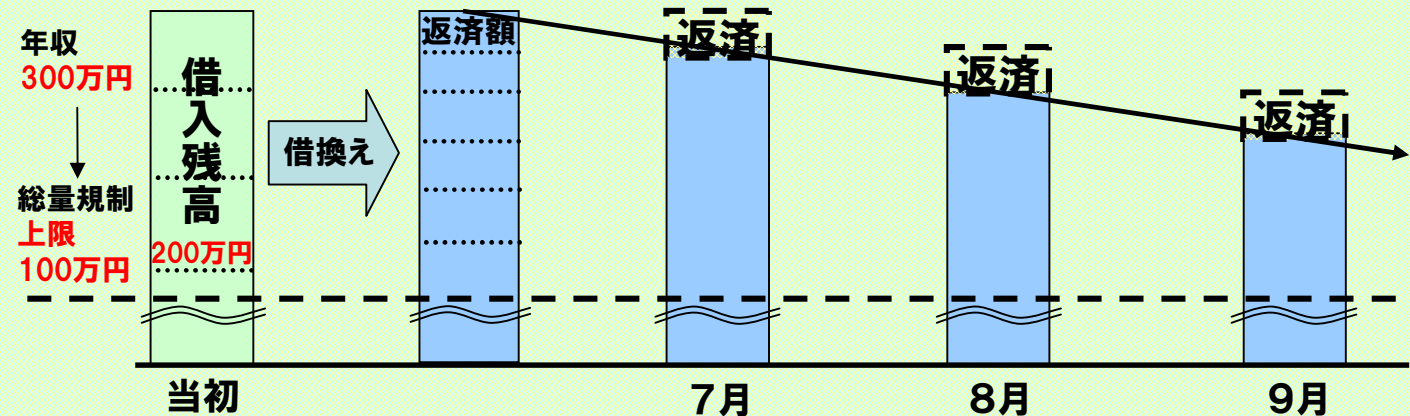


方策: 総量規制に抵触している場合、段階的な返済のための**借換え**が可能となるよう措置(府令改正)

対応後



月々の最低要返済額が減少するような借換えを実施

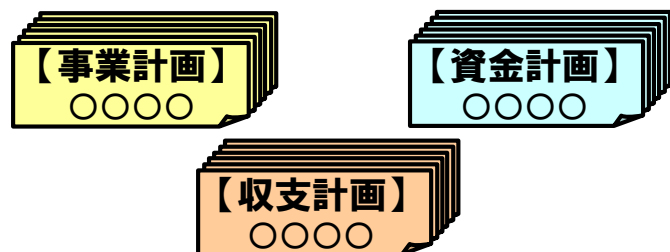


2. 個人事業者が提出する事業計画等の記載事項の簡素化

- 個人事業者が事業資金等の借入れのため、**事業・収支・資金計画**を提出し、返済能力があると認められる場合には、**上限金額に特段の制約なく、借入れ可能**。
- 他方、3計画については、①記載すべき内容が必ずしも明確ではなく、②作成が煩雑、との問題点。

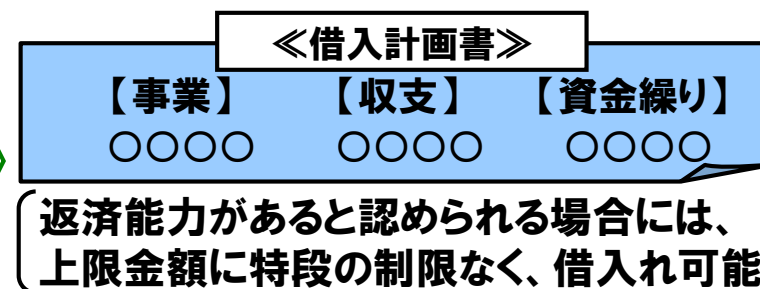
方策： ○事業計画等に最低限記載すべき事項について、**簡素なフォーマット**(「借入計画書」)を明示(日本貸金業協会の自主規制規則)。
○総量規制の例外として行う個人事業者向け貸付けについて、貸付金額が**100万円以下**の場合には、**より簡易な方法で返済能力の調査を可能に**(府令改正)。

【対応前】



⇒どのような計画を作成したらよいのか分からない！
⇒計画の作成は煩雑で時間・労力もかかる！！

【対応後】



A4版1枚の
簡素な
フォーマット

貸付金額が100万円以下の場合

計画に代えて、**事業、収支、資金繰り**
の状況が確認できる書面の提出



3. 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制における「年収」として算入

- 個人事業者は、事業計画等の提出により、「事業者」として(金額上限なく)借り入れることが可能。
- 他方、「消費者」としての借入れを行う途なし。
 - ※法令上、「年収」は、定期的な収入として、①給与、②恩給、③年金、④不動産の賃貸収入の4つに限定
 - ※「事業所得」は法令上、「年収」に含まれず

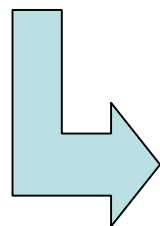
サラリーマン(年収300万円)の場合

年収:300万円 → 100万円まで借入れ可能

個人事業者(事業所得300万円)の場合

年収:0万円 → 消費者としては借入れ不可能

方策:個人事業者であっても、消費者としての資金用途(教育費等)を満たすための貸付けを可能とする
⇒ 個人事業者の「事業所得(総収入金額から必要経費を控除した額)」のうち、「安定的な年収」として認められるものについて、総量規制の基準となる「年収」に加えた(府令改正)



【年収内訳】

- ①給与: 0万円
- ②年金: 0万円
- ③恩給: 0万円
- ④賃貸収入: 0万円
- ⑤事業所得: 300万円

個人事業者(事業所得300万円)の場合

年収:300万円 → 100万円まで借入れ可能

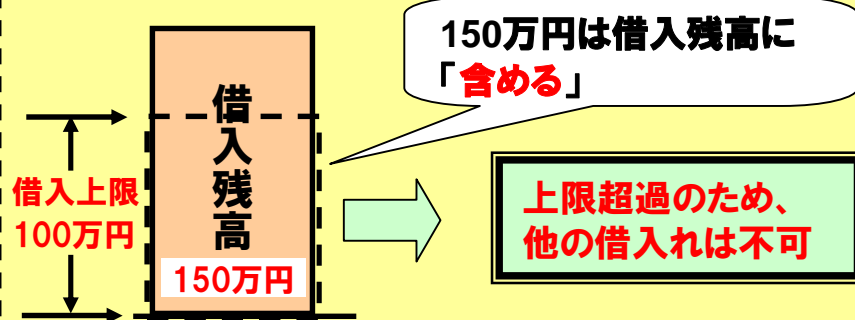
4. 総量規制の「例外」と「適用除外」の分類の見直し

例外

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高には**算入される**

具体例(年収300万円のサラリーマンの場合)

150万円の有価証券担保ローンを借入れ



方策
(府令改正)

資産の裏付けがある借入れ

将来的なキャッシュフローにより返済能力がある借入れ

【例外】

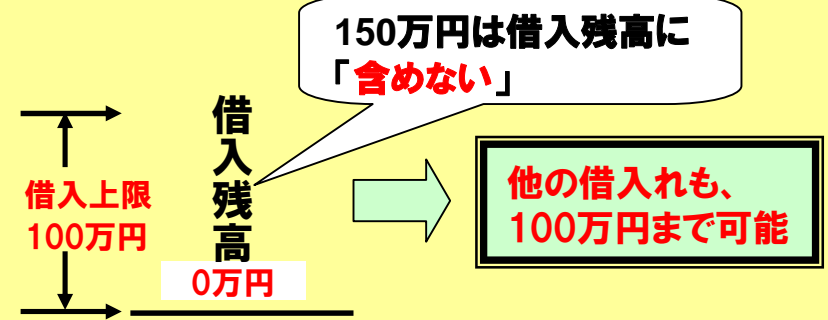
- ・有価証券担保貸付け
- ・不動産担保貸付け(居宅等を担保とする場合を除く)
- ・売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け等
- ・社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金(10万円以下)の貸付け **《新設》**
- ・預金取扱金融機関からの貸付けを受けるまでのつなぎ資金に係る貸付け **《新設》**

適用除外

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高にも**算入されない**

具体例(年収300万円のサラリーマンの場合)

150万円の住宅ローンを借入れ



【適用除外】

- ・住宅ローン(不動産購入のための貸付け)
- ・マイカーローン(自動車購入時の自動車担保貸付け)
- ・有価証券担保貸付け
- ・不動産担保貸付け(居宅等を担保とする場合を除く)
- ・売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け等

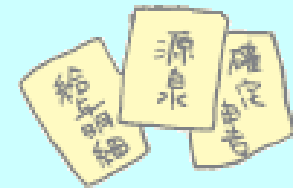
5. 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置

1. 趣旨

○改正貸金業法の円滑な施行のため、借入れに係る**貸金業者の事務手続きを見直し**。

2. 方策

具体的には、以下の対応策を実施(府令改正)。



- ①完全施行の際の経過措置として、「**当分の間**」、借り手に提出が求められる年収証明書の「**提出期間**」を**延長**。(提出依頼日から1ヶ月→2ヶ月)
- ②指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査義務が解除される場合として、「**延滞又は合理的な理由による貸付停止期間**」を追加。
- ③指定信用情報機関を利用した定期的な返済能力調査が必要となる**貸付残高基準の変更**。(10万円以上→10万円超)
- ④**地方税額が表示されている給与の支払明細書**の場合には、年収計算が可能であることから、1ヶ月分でも「**年収証明書**」と認定。

6. 健全な消費者金融市場の形成

1. 現状・論点

- わが国の**金利の実勢は「ふたこぶ」**の状況。背景には、銀行・信金等が消費者向け貸付けに必ずしも十分に取り組んでいない実情が考えられる。
- 従って、**中長期的に健全な消費者金融市場を形成する観点から、消費者向け貸付けについて、銀行・信金等による社会的責任も踏まえた上での積極的参加が望まれる。**
- 今後の健全な消費者金融市場の形成は、改正貸金業法の完全施行の円滑な実施にも資する。

2. 方策

- 健全な消費者金融市場の形成に向け、改正貸金業法における多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえ、**銀行・信金等が消費者向け貸付けを行う際の適切な審査や厳しい取立ての防止等について、所要の態勢整備を求める（監督指針の改正）。**

（注）現時点においては、無担保・無保証の消費者向け貸付けに係るノウハウの蓄積、態勢整備等が不十分であることから、**既に相当数の銀行・信金等が、貸金業者等の保有する信用情報等も活用して、消費者向け貸付けを行っている状況。**

⇒ 当面、銀行・信金等は、こうした貸金業者等の保証機能も活用しつつ、消費者向け貸付けに取り組んでいくものと考えられ、こうした保証機能の活用も踏まえた監督指針の改正を実施。



7. 多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化

1. 趣旨

○返済・新規借入れが困難になった消費者・事業者に対して、**多重債務のカウンセリングや経営相談を実施**し、返済に問題がないと認められる場合には、生活資金・事業資金等の必要な資金を貸し付ける**セーフティネットの充実・強化**を図っていくことが必要。

2. 方策

こんな制度があったのね！



- ①「**生活福祉資金貸付制度**」の「**体制強化**」を実施。
- ②多重債務者向けの貸付けを実施している「**消費者信用生協**」の県域規制を見直し、「**隣県での活動**」が可能となるように制度改正を実施。
- ③多重債務者向けの**セーフティネット貸付け**を実施している「**労働金庫**」等の金融機関に対し、**一層の推進**を要請。
- ④NPOバンクの行う、「生活困窮者向けの貸付け」、「特定非営利活動として行われる貸付け」のうち、一定の要件を満たすものについては、「**総量規制等の適用除外**」とし、**NPOバンクの活動を支援**。
- ⑤商工会、商工会議所等に対し、中小企業、個人事業者向け「**経営相談の充実・強化**」を要請。
- ⑥政策金融機関を含めた金融機関に対し、**中小企業、個人事業者に対する、「適切な資金供給」に努めることを要請**。

8. 多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化

1. 趣旨

- 地方自治体等の相談窓口において、債務整理のみならず、その後の生活再建のフォローアップを行っていきけるよう、**相談体制を整備・強化**。
- 弁護士・司法書士による、**多重債務者の生活再生支援の適正化**。



2. 方策

○短期的施策

- ①消費者庁、金融庁、法テラス、日弁連、日司連、日本貸金業協会、消費者団体、被害者団体等が連携して、昨年5月～今年6月の期間、多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「**キャンペーン**」の実施。
- ②多重債務相談に関し、財務局、地方公共団体、法テラス、日弁連等に対して「**連携の強化**」を要請。
- ③経験の浅い相談員でも活用できる、実践的な「**相談マニュアル**」の作成。等

○中期的施策

- ①多重債務に陥る危険性を自らチェックし、早期にカウンセリングへ誘導するための「**自己診断システム**」を開発し、金融庁等のウェブサイトにおいて公開。
- ②相談員のレベルアップを図るため、体系的な「**研修プログラム**」の作成、定期的な実施。

○日弁連・日司連に対し、多重債務者の経済的再生支援の適正化のため、以下の取組みの強化を依頼。

- ①弁護士・司法書士報酬についての顧客に対する「**事前説明**」の履行の徹底
- ②「**広告内容**」の適正化
- ③弁護士・司法書士等の「**社会的責任に応じた自発的対応**」の促進 等

9. ヤミ金融対策の強化

1. 趣旨

- 貸金業法改正により借りられない人たちが増え、ヤミ金融被害が拡大するとの指摘。
⇒改正法の完全施行に併せ、**ヤミ金融対策を一層強化**。

2. 方策

- ①各都道府県レベルで、財務局・地方公共団体・日弁連・日司連等と警察との**連携を強化し**、最近のヤミ金融の動向など、**情報の共有化**を図ることにより、迅速な警告・取締りにつなげる。
- ②警察・金融庁等の関係機関が連携し、インターネットに掲載された「**ヤミ金融業者の違法な広告の削除**」を実施。
- ③ヤミ金融に対する以下の取組みを更に積極的に実施。
 - ・警察・金融庁から金融機関に「**口座凍結**」を要請
 - ・警察・金融庁が違法な貸付等に対して直接「**電話警告**」
 - ・不正利用防止法に基づき携帯電話を利用できないようにする「**携帯電話契約者確認要求**」
 - ・警察官向けの「**ヤミ金融事犯相談対応マニュアル**」の更なる周知徹底
- ④改正貸金業法の完全施行の前後半年間を目処に、「**ヤミ金融取締り強化期間**」を設定。
- ⑤悪質登録業者に対する当局の処分の徹底、**警察への積極的な「情報提供**」。
- ⑥警察・消費者庁・金融庁等の関係機関が連携し、最近のヤミ金融の手口等について、「**消費者への適切な注意喚起**」を実施。
- ⑦金融庁が新規に作成する相談員向けの「**相談マニュアル**」に、**最近のヤミ金融の手口、対処方法**を記載。



10. 改正貸金業法等の広報活動

1. 趣旨

- 改正貸金業法の内容についての認知度が低いとの指摘も多く、同法の円滑な施行に向けて、その内容の周知・広報を図る必要。

2. 方策

- ①改正貸金業法の認知度の向上を図るための広報活動を消費者庁と協働して実施。

- ◆利用者にわかりやすい「ポスター」、「リーフレット」の作成・配布
- ◆「新聞」への広告掲載
- ◆「政府広報」の活用
- ◆「金融庁ホームページ」の改善、「インターネット」広報の実施

等



- ②消費者庁、金融庁、法テラス、日弁連、日司連、日本貸金業協会、消費者団体、被害者団体等が連携して、昨年5月～今年6月の期間、多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」の実施（再掲）。

改正貸金業法に関する内閣府令の改正の概要

1. 趣旨

本件は、改正貸金業法の完全施行^(注)の円滑な実施を図るため、借り手の目線に立った方策を推進していくべく、以下のような改正貸金業法に関する内閣府令の改正を行うものです。

(注) 完全施行日は、平成 22 年 6 月 18 日。

2. 府令改正の概要

(1) 総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進 (規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2)

方策

総量規制に抵触している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、月々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置を講じる。このため、「段階的な返済のための借換えを総量規制の例外とする」旨の府令改正を行う。

○ 以下のような元本、金利、返済方法等に係る要件を満たす借換えを総量規制の例外として位置づける規定を設ける。

① 借換える対象となる債務

- 借換える対象となる債務は「貸金業者（みなし貸金業者を含む）からの借入債務全般」。

(注) 銀行からの借入債務や、親族・知人等からの借入債務は、対象としない。

② 金利

- 「借換後」の金利が「借換前」の金利を上回ることがないようにする。なお、複数の債務をまとめる場合、「借換後」の金利は、「借換前」の金利を各債務の元本で加重平均した金利^(注)を上回らないこととする。

(注) なお、加重平均した金利が利息制限法の上限金利を上回った場合には、上限金利以下の金利での借換えのみが認められる（法第 12 条の 8 第 1 項）。

③ 返済方法

- 返済方法については、約定に基づく返済により段階的に残高を減らしていくことを要件とする。

④ その他

- 上記①から③のほか、以下の要件を定めることとする^(注)。
 - － 「一ヶ月の負担額」について、「借換後」の負担額が、「借換前」の負担額を上回らないこと
 - － 「担保・保証に係る要件」について、「借換後」の条件が、「借換前」の条件より厳しくならないこと

(注) 現行の内閣府令における借換えの規定にも、同様の要件が定められている。

(2) 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制の「年収」として算入

(規則第10条の22第1項第4号)

方策

個人事業者の事業所得（総収入金額から必要経費を控除した額）のうち、安定的な年収として認められるものに限り、総量規制の基準となる年収（「給与等の定期的な収入」）の定義に追加する旨の府令改正を行う。

- 個人事業者の事業所得のうち、以下のような金額については、総量規制の基礎となる「年収」の類型に加える。

- － 過去の事業所得の状況に照らして貸金業者が安定的なものと認める額とする^(注)。

(注) 事業所得については、確定申告書等により把握するものとする。

(3) 総量規制の「適用除外」と「例外」の分類の再検討等

(3-1) 総量規制の「適用除外」と「例外」の分類の再検討

(規則第10条の21第1項第5号から第7号まで等)

方策

総量規制の「適用除外」及び「例外」に分類される貸付けについて、再検討を行い、「例外」に分類される貸付けのうち、資産の裏づけがある貸付け（有価証券担保ローン、不動産担保貸付け（居宅等を担保とする場合を除く））や、将来的なキャッシュフローにより返済能力がある貸付け（不動産の売却代金により返済される貸付け）については、「適用除外」に変更する。

○ 現行の内閣府令において「例外」に分類されている貸付けのうち、以下の貸付けについては、新たに「適用除外」として規定する。

(i) 資産の裏づけがある貸付け

- ①有価証券担保貸付け（契約締結時における有価証券の時価の範囲内での貸付けに限る。）
- ②不動産担保貸付け（居宅等を担保とする場合を除く。）であって、顧客の返済能力を超えないと認められるもの（契約締結時における不動産の価格の範囲内での貸付けに限る。）

(ii) 将来的なキャッシュフローにより返済能力がある貸付け

- ③売却予定不動産の売却代金により返済される貸付けであって、顧客の返済能力を超えないと認められるもの（契約締結時の不動産の価格の範囲内のものであって、当該不動産を売却することにより当該顧客の生活に支障を来すと認められるものでない貸付けに限る。）

○ さらに、上記①から③の貸付けがリボルビング契約の場合には、総量規制の「例外」から「適用除外」への移行に伴い、リボルビング契約について求められる定期的な返済能力調査義務^(注)を解除する。

(注) リボルビング契約については、契約の締結後、一定の要件を満たす場合には、一定の期間ごとに、指定信用情報機関の信用情報を使用して、当該リボルビング契約が総量規制に抵触することとなっていないかを調査することが義務付けられている。調査の結果、当該リボルビング契約が、総量規制に抵触する場合には、極度額の引下げ、又は、新規の個別貸付けの停止が必要となる。

(3-2) 総量規制の「例外」となる貸付けの追加

○ 総量規制の「例外」となる貸付けとして、以下の貸付けを追加する。

(i) 社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金の貸付け
(規則第10条の23第1項第2号の2、第2項第2号の2、
第4項及び第5項)

- 外国において緊急に必要となった費用など、社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金の貸付け^(注)を、総量規制の「例外」に追加する。

(注) 以下の要件を満たすものに限る。

- ①少額の貸付け(10万円)
- ②短期の返済(3ヶ月)
- ③資金用途を確認することができる資料の保存

(ii) 「つなぎ資金」に係る貸付け

(規則第10条の23第1項第6号)

- 預金取扱金融機関からの貸付けを受けるまでの「つなぎ資金」に係る貸付け^(注)を、総量規制の「例外」に追加する。

(注) 以下の要件を満たすものに限る。

- ①貸付けの実行が確実であることが確認できていること
- ②1ヶ月以内の返済

(3-3) 個人事業者向けの「例外」貸付けに関する返済能力調査の簡易化

(規則第10条の23第1項第4号及び第5号)

- 総量規制の「例外」として行う個人事業者向け貸付けについて、貸付金額が100万円以下の場合には、より簡易な方法で返済能力の調査を行うことを認める旨を内閣府令で定める^(注)。

(注) 貸付金額が100万円を超える個人事業者向けの「例外」貸付けの際に提出が必要となる「事業・収支・資金計画(3計画)」については、今回、極力簡素な様式の提出で足りるための措置を講じており、日本貸金業協会の自主規制規則において、簡素なフォーマットが示されているところ。

(4) 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置の検討

○ 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るため、以下の内容の内閣府令の改正を行う。

① 年収証明書の「提出期間」の延長（経過措置^(注)）

（平成 19 年改正府令附則第 9 条の 2）

方策

リボルビング契約（一定の限度額内で繰り返し借りることができる契約）に関する指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査の結果、自社の極度額と他社の借入残高の合計額が 100 万円超となる場合には、貸金業者は、1 ヶ月以内に、借り手から年収証明書の提出を受けることが必要とされる。今回、完全施行の際の経過措置として、年収証明書の「提出期間」を延長（提出依頼日から 1 ヶ月→2 ヶ月）する。

（注）経過措置の期間は、「当分の間」とする。

② 貸付け停止中のリボルビング契約についての定期的な返済能力調査義務の解除^(注)

（規則第 10 条の 25 第 3 項第 3 号）

方策

リボルビング契約に関する指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査義務は、延滞等のため新規貸付けを停止している場合であっても解除されない。しかしながら、やむを得ない事由により新規貸付けを停止している場合にまで、返済能力の定期的な調査を義務付ける必要性は必ずしも高くない。このため、今回、延滞等により新規貸付けを停止している場合には、返済能力の定期的な調査義務を解除する。

（注）解除が認められる場合として、「延滞を理由とする場合」のほか、貸付けの停止の年月日及びその理由等の記録を条件に「合理的な理由がある場合」とする。

③ リボルビング契約についての定期的な返済能力調査義務の基準の変更

（規則第 10 条の 24 第 1 項第 1 号、第 10 条の 25 第 3 項第 1 号）

方策

リボルビング契約においては、貸付残高が 10 万円以上の場合には、指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査が必要とされる。しかしながら、実態を見ると、極度額を 10 万円に設定している場合が多く、貸付残高 10 万円の者にかかる調査のコストが大きい。一方で、仮に返済能力の定期的な調査が必要となる貸付残高の基準を 1 円引き上げたとしても、総量規制の趣旨を損なうものではないと考えられる。このため、今回、当該貸付残高の基準を「10 万円以上」から「10 万円超」に変更する。

④ 年収証明書の追加（地方税額が表示されている給与の支払明細書等）
（規則第10条の17第1項第7号の2、第2項第2号）

方策

総量規制の実施に伴い借り手が提出する必要がある「年収証明書」について、給与の支払明細書を用いる場合には、2ヶ月分以上の提出が必要とされる。地方税額が表示されている給与の支払明細書の場合には、1ヶ月分でも年収計算が可能であることから、今回、このような支払明細書については、1ヶ月分でも「年収証明書」と認定する。

（5）NPOバンクに対する対応

（i）貸付業務経験者の確保義務の免除

- ・ 一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件として、初回の登録については、貸付業務経験者の確保義務を免除する取扱いを認める。

（規則第5条の3の2、第5条の4の2、第26条の25の2第2項、第26条の26の2第2号から第4号まで、第26条の27の2第2号から第4号まで、第26条の29の2）

（ii）指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外

- ・ NPOバンクの活動を支援する観点から、以下の要件を満たす貸付けを行う者として届出をしたNPOバンクの当該貸付けについては、

- ①指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除
- ②総量規制の適用除外

とする。

（規則第1条の2の3、第5条の3の2、第10条の16の2、第10条の21の2、第10条の24の2、第10条の25の2、第26条の25の2第3項、第26条の26の2第2号・第5号・第6号、第26条の27の2第2号・第5号・第6号、第26条の29の2、第30条の12の2、第30条の14の2）

1. 生活困窮者向けの貸付け

- (i) 以下の要件を満たすNPOバンクが行う貸付けであること
 - ①非営利、②低金利（7.5%以下）、③貸出目的の公益性、④貸付内容等の情報開示 等
- (ii) 生活困窮者^(注)向けの貸付けであること。
- (iii) 他の貸金業者等からの借入れ等の状況を把握する措置を講じること。
- (iv) 上記を踏まえた生活再建のための計画の策定を行うこと。
- (v) 上記計画の進捗状況を定期的に把握し、必要に応じ、生活再建が図られるよう、助言又は指導が行われること。

(注) 生活困窮者とは、収入をもって最低限度の生活を維持するために必要な費用及び債務の弁済の費用を賄うことができない個人をいう。

2. 特定非営利活動として行われる貸付け

- (i) 以下の要件を満たすNPOバンクが行う貸付けであること
 - ①非営利、②低金利（7.5%以下）、③貸出目的の公益性、④貸付内容等の情報開示 等
- (ii) 特定非営利活動^(注)として行われる貸付けであること。
- (iii) 他の貸金業者からの借入れ等の状況を当初より定期的に把握し、必要に応じ、借り手に対し、貸付残高が過剰とならないよう、助言又は指導が行われること。

(注) 特定非営利活動法上の17事業（環境保全、福祉、まちづくり等）として行う活動を指す。

(6) その他所要の改正

- 上記のほか、以下の内容の内閣府令の改正を行うこととする。
 - ・ 総量規制の「適用除外」貸付け、「例外」貸付けに係る書面の電磁的保存を可能とするための措置
(規則第10条の21第2項、第10条の23第2項)

- ・ 貸金業登録にあたり、申請書に添付される資料の記載内容の真偽を確認するために必要な資料を徴求することを可能とするための措置
(規則第4条第3項第14号、第8条第8号)

平成22年6月22日

「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について

改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に代えて、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置する。

(注)「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」は、改正貸金業法の円滑な実施のために講ずべき施策について検討を行うことを目的として設置され、最終的に「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ。

1. 実施内容

- ・ 改正貸金業法に係る制度の周知徹底
- ・ 改正貸金業法の施行状況や影響等についての実態把握
- ・ 改正貸金業法に係る制度のフォローアップ・点検

2. 構成メンバー

			※2010年9月メンバー更新
座長	大塚耕平	内閣府副大臣(金融担当)	→東 祥三 副大臣
座長代理	大島 敦	内閣府副大臣(消費者担当)	→末松義規 副大臣
事務局長	田村謙治	内閣府大臣政務官(金融担当)	→和田隆志 政務官
	泉 健太	内閣府大臣政務官(消費者担当)	→消費者庁は政務官不在
	中村哲治	法務大臣政務官	→黒岩宇洋 政務官

(警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、日本銀行は、事務方が参加予定)

以 上

あなたは大丈夫？キャンペーン

—貸金業法が大きく変わります！—

実施要領

I. 改正貸金業法についての広報活動の実施

「あなたは大丈夫？キャンペーン —貸金業法が大きく変わります！—」の期間において、以下の広報活動を中心に、各種の媒体を使用した広報を、各共催団体、協力団体・企業において実施する。

- ① 金融庁ウェブサイトにて改正貸金業法の特集サイトを開設し、各共催団体や協力団体・企業の協力を得て、各共催団体・団体・企業のウェブサイトにて特集サイトへのリンクを掲載する。
- ② 貸金業法改正についてのポスター・リーフレットを作成し、各共催団体、都道府県、市区町村、金融機関、貸金業者、ハローワーク等において掲示、配布する。
- ③ 政府広報等も活用し、新聞広告、インターネットを利用した広報を実施する。
- ④ 各都道府県等においても、各共催団体等と適宜連携しつつ、地域の広報誌等を利用し、広報活動を行う。

II. 相談体制の強化

(改正貸金業法の内容の周知)

- ① 改正貸金業法の施行に向け、多重債務相談窓口の相談員等に改正貸金業法の内容の周知を図るため、金融庁が「相談窓口で尋ねられることが多い事項についてのQ&A集（「カシキンQ&A」）」を作成し、関係機関に配布する。

- ② さらに、各財務局等において、各都道府県の相談員等を対象とした改正貸金業法の内容に係る説明会を開催する。あわせて、各財務局と都道府県とが共同で、市区町村の多重債務相談員を対象とした説明会を開催する。

(改正貸金業法の相談への対応)

各共催団体、各都道府県、市区町村等の相談窓口においては、上記Q & A集等を活用し、改正貸金業法の相談に対応する。

(多重債務無料相談会の開催)

キャンペーンの期間中、各共催団体等において、各都道府県、市区町村等とも連携し、多重債務の無料相談会を実施する。また、その際、法テラスの民事法律扶助制度の周知を図る。

(多重債務相談窓口の周知)

各共催団体、各都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口の一覧、及び各相談窓口が実施する無料相談会の開催予定について、金融庁がとりまとめ、ウェブサイトで公表する。

(多重債務の初期相談機能の充実)

多重債務に悩んでいる者を適切に相談窓口につなぐことが可能となるよう、各共催団体、各都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口の一覧を、各地の警察、ハローワーク等に通知し、相談窓口の周知を図る。

また、法テラス・コールセンター等において、多重債務に悩んでいる者に対し、適切に相談窓口を案内する。

(以 上)

平成 22 年 7 月 23 日
金融庁

貸金相談デスクの開設について

金融庁では、改正貸金業法の完全施行に当たって、その円滑な実施のために講ずべき施策について取りまとめた「借り手の目線に立った 10 の方策」に基づき、本年 5 月より、「[あなたは大丈夫？キャンペーン - 貸金業法が大きく変わります！](#)」を実施しているところです。

さらに、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、6 月 22 日、「[改正貸金業法フォローアップチーム](#)」を設置し、その活動の 1 つとして改正貸金業法に係る制度の周知に努めています。

これらの取組みの一環として、今回、改正貸金業法に関する相談等の受付窓口『貸金相談デスク』を下記のとおり開設し、利用者の窓口とすることとしました。

記

名称 : 「貸金相談デスク」
開設日 : 平成 22 年 7 月 26 日
開設期間 : 平成 22 年 12 月 28 日まで
受付時間 : 平日 10 : 00 ~ 18 : 00
電話番号 : 0570-001127
※IP 電話・PHS からは 03-3506-7229 におかけください。
受付内容 : 改正貸金業法に関する相談等

※ご留意事項

○利用者の皆様と貸金業者の間の個別トラブルのご相談につきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

返すきれない借金で 悩んでいませんか？

一人で悩まず、借金問題
解決への相談窓口
是非ご相談ください。
きちんとした手順をとれば、
多重債務は必ず解決できます。

多重債務
相談窓口



一般消費者向け相談窓口 東京都

- 関東財務局 東京財務事務所 ☎03-5842-7475
月～金：9時～17時(12時～13時除く)
- 東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155
月～土：9時～16時
- 消費者ホットライン ☎0570-064-370
※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。
- 法テラスコールセンター ☎0570-078-374
月～金：9時～21時、土：9時～17時
- 法テラス東京 ☎050-3383-5300
月～土：10時～17時
- 東京司法書士会総合相談センター ☎03-3353-9205
月～金：9時～17時(12時～13時除く)
※面談又は電話かにより曜日、時間指定別途あり。

事業者向け相談窓口 東京都

- (財)東京都中小企業振興公社総合支援課 ☎03-3251-7881
(平成23年4月1日より「公益財団法人」に変更)
月～金：9時～16時30分(11時30分～13時除く)
- 東京都中小企業団体中央会 ☎03-3542-0386
月～金：9時～17時(12時～13時除く)
- 法テラスコールセンター ☎0570-078-374
月～金：9時～21時、土：9時～17時
- 日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル ☎0570-001-240
月～金(祝日除く)：10時～16時(12時～13時除く)
※電話で受付、面談による相談。
※地域により無料相談実施状況が異なりますので、お電話の際にご確認下さい。
- 東京司法書士会 総合相談センター ☎03-3353-9205
月～金：9時～17時(12時～13時除く)
※面談又は電話かにより曜日、時間指定別途あり。

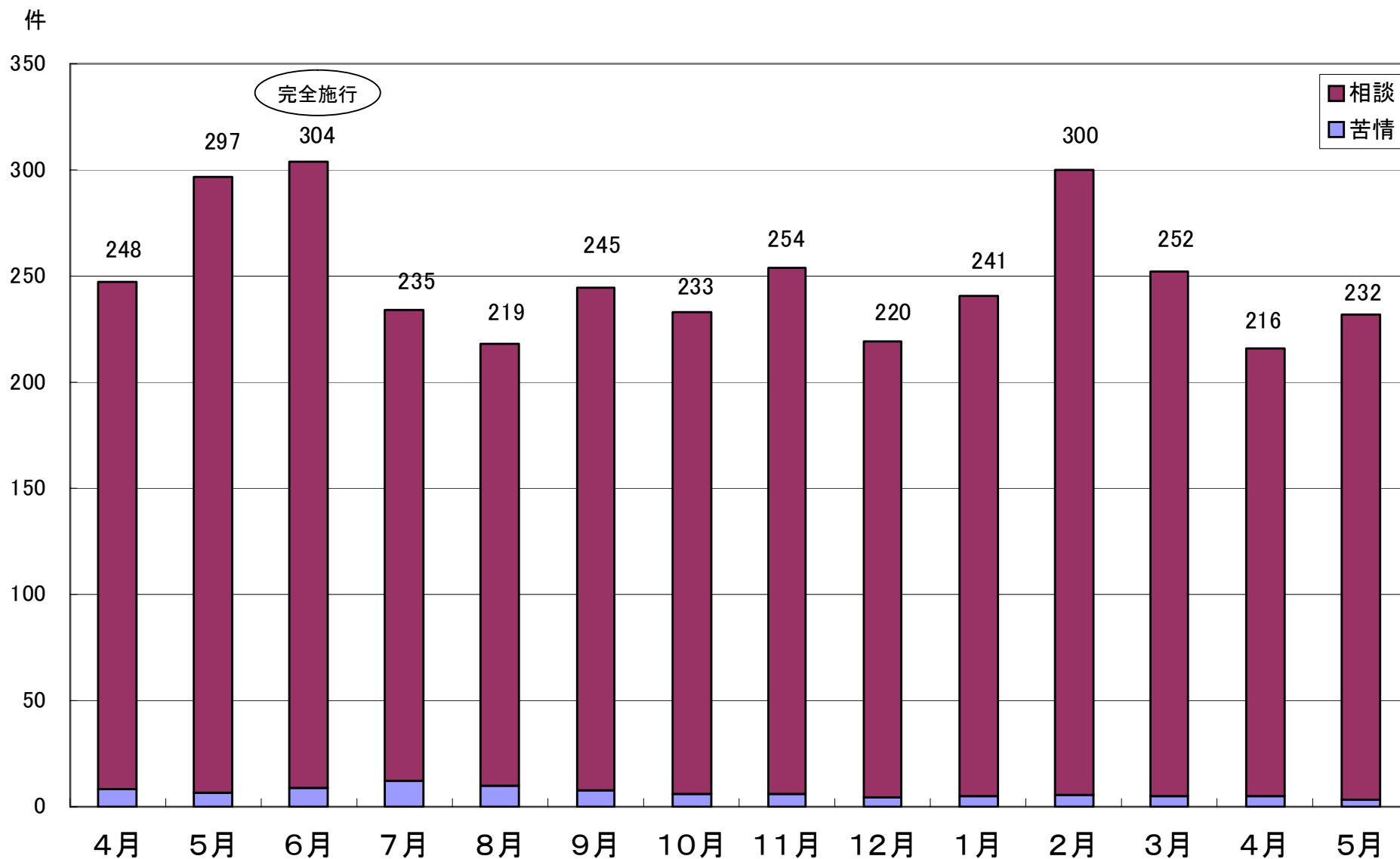
改正貸金業法完全施行後の1年 の状況について

平成23年6月27日

金融庁

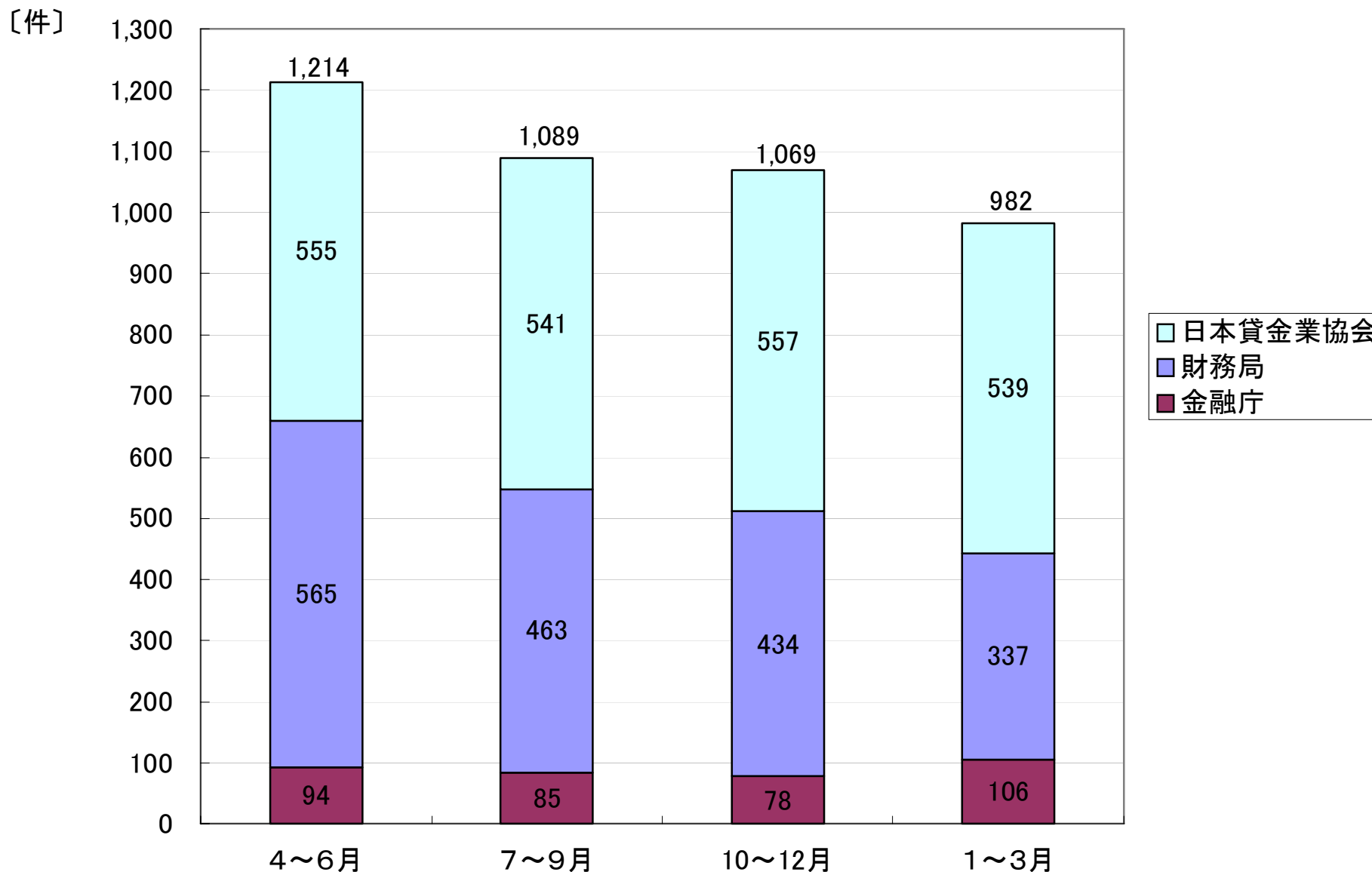
I . 借り手の状況について

金融庁・財務局・日本貸金業協会における1日あたりの相談・苦情件数の推移



(注) 1月から2月の増加の原因は、日本貸金業協会に寄せられた苦情・相談において、特定の協会員が発信した顧客向けの案内文書に関する問い合わせが急増したことによる。

金融庁・財務局・日本貸金業協会におけるヤミ金相談等件数の推移



※1 金融庁の件数は金融サービス利用者相談室で受付けたものを金融会社室で分類したもの

※2 日本貸金業協会の件数は月次の公表資料より引用

貸金業利用者の一人当たり残高金額及び5件以上無担保無保証借入の残高がある人数

		19年3月末	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末
1人当たり残高金額	万円	116.9	106.6	95.7	79.7	67.1
5件以上無担保無保証借入の残高がある人数	万人	171	118	73	84	70

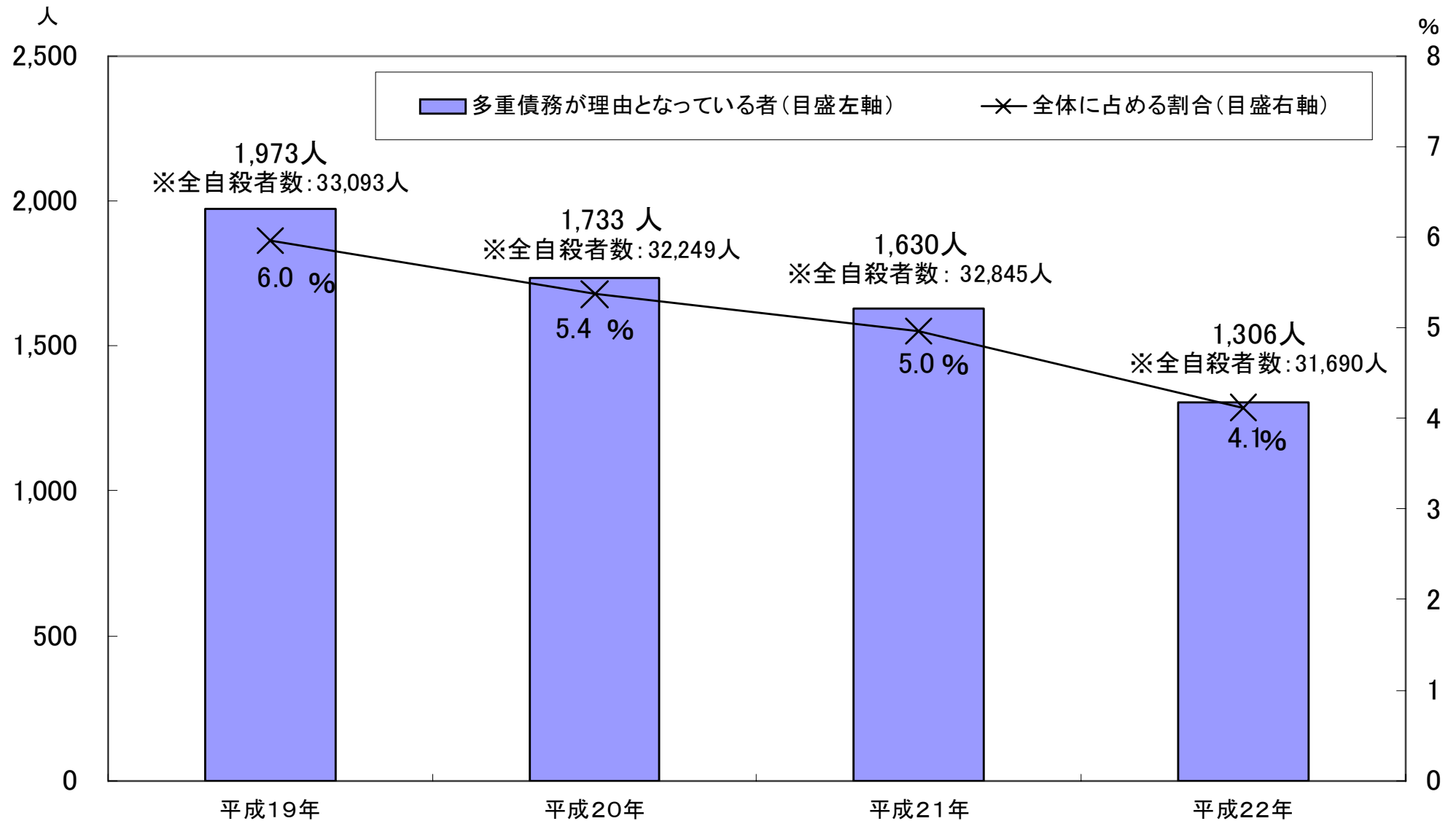
(出典) (株)日本信用情報機構

(注) (株)日本信用情報機構は、全国信用情報センター連合会(全情連)加盟33情報センターを承継したものであるが、21年6月以降、事業譲渡に伴い無担保無保証借入れにかかる情報を本統計に順次反映させたため、6月以降、人数合計、残高金額合計等の各種データが増加している(移行作業は21年12月に完了)。

(参考) 表の見方

- (1) 完済した債務や残高がゼロの契約や無担保無保証以外の債務は1件として数えない。
- (2) 債務者が破産や特定調停など法的整理を行った後に債権放棄されていないもの、貸金業者が過払金返還請求に応じた後に残高があるもの(20年1月以降)については1件として数える。

自殺者における多重債務が理由となっている者の推移



(出典)警察庁生活安全局生活安全企画課『平成22年中における自殺の概要資料』等

借金を抱える方々へ相談機会の提供を充実させるための施策

完全施行から1年が経過するところ、依然として経済情勢が厳しいことから、新規借入・返済困難者が増加することも懸念される。そこで、完全施行に先立ち、昨年5月から実施している「あなたは大丈夫？キャンペーン」及び、毎年9月～12月に実施している「多重債務者相談強化キャンペーン」の一環として、借りられなくなった者がヤミ金融等の利用に至らないよう、以下の対策を実施。

(1) 自治体への協力要請

多重債務相談窓口の認知度を向上し、多重債務者の誘導を進めるため、各都道府県等に対して、以下の2点の協力要請を実施。

①ポスター掲示による広報

47都道府県別に、消費者向けのみならず事業者向け相談窓口も記載したポスターの掲示についての協力を依頼(次ページ参照)。

②広報誌・回覧板等による広報

上記ポスターの電子媒体を活用した、自治会の広報誌や回覧板等を通じた広報についての協力を依頼。

(4) 借入れをしている事業者への対応

消費者のみならず、事業者への相談態勢を充実させるため、以下を実施。

①無料相談会の実施

昨年9月～12月に実施した「多重債務相談強化キャンペーン2010」において、中小企業団体の参加も得て、事業者向けの無料相談会を実施。

②広報誌・回覧板等による広報

47都道府県別に、事業者向け相談窓口も記載したポスターを作成し、関係団体に配布(再掲)。

③中小企業団体との連携

都道府県によっては、多重債務相談窓口と中小企業団体が連携する事例も。

(2) マスメディア等を通じた多重債務相談窓口の周知・広報

多重債務相談窓口の認知度を向上し、多重債務者の誘導を進めるため、以下により、マスメディアを通じた周知・広報を強化

① 政府広報の実施

昨年には、インターネットTV(政府広報)を通じて、金融担当大臣政務官より、多重債務者相談窓口の紹介と窓口利用を呼びかけ(平成22年12月17日より)。

② イベント等を通じた周知・広報

平成22年12月6日に東京都主催・金融庁後援にて実施された「ヤミ金融被害防止合同防止キャンペーン」の街頭広報活動に、金融担当大臣政務官が参加し、ヤミ金融の利用防止と相談窓口の利用を呼びかけ。

③ 震災対応ポータルサイトの開設

被災者の方々が利用可能な自治体・財務局・関係機関における相談窓口の一覧等を掲載した専用ポータルサイトを金融庁HPに開設し、情報提供を実施。

④ ポスター等を通じた広報の強化

47都道府県別に、消費者向けのみならず事業者向け相談窓口も記載したポスターを作成し、自治体、財務局及び関係機関に約10万部配布(再掲)。

(3) 預金取扱金融機関の取組みへの大臣顕彰

改正貸金業法の完全施行後、最初の一年であることを踏まえ、多重債務問題解決に資する優れた取組みを通じ、健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関について、他の金融機関においても更に積極的な取組みが行われることを期待して、その優れた取組みを、大臣より8金融機関を顕彰(平成23年6月20日)。

<大臣顕彰対象金融機関>

- ・一関信用金庫
- ・多摩信用金庫
- ・青和信用組合
- ・塩沢信用組合
- ・尾西信用金庫
- ・但陽信用金庫
- ・遠賀信用金庫
- ・南郷信用金庫

(参考)都道府県別の相談窓口周知ポスターの作成

金融庁

返しきれない借金で悩んでいませんか？

一人で悩まず、借金問題解決への相談窓口には是非ご相談ください。きちんとした手続をとれば、多重債務は必ず解決できます。

多重債務相談窓口

借金

一般消費者向け相談窓口 東京都

- 関東財務局 東京財務事務所 ☎03-5842-7475
月～金：9時～17時(12時～13時除く)
- 東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155
月～土：9時～16時
- 消費者ホットライン ☎0570-064-370
※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。
- 法テラスコールセンター ☎0570-078-374
月～金：9時～21時、土：9時～17時
- 法テラス東京 ☎050-3383-5300
月～土：10時～17時
- 東京司法書士会総合相談センター ☎03-3353-9205
月～金：9時～17時(12時～13時除く)
※面談又は電話により曜日、時間指定別途あり。

事業者向け相談窓口 東京都

- 財団法人中小企業振興公社総合支援課 ☎03-3251-7881
(平成23年4月1日より「公益財団法人」に変更)
月～金：9時～16時30分(11時30分～13時除く)
- 東京都中小企業団体中央会 ☎03-3542-0386
月～金：9時～17時(12時～13時除く)
- 法テラスコールセンター ☎0570-078-374
月～金：9時～21時、土：9時～17時
- 日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル ☎0570-001-240
月～金(祝日除く)：10時～16時(12時～13時除く)
※電話で受付。要領による相談。
※地域により無料相談実施状況が異なりますので、お電話の際にご確認ください。
- 東京司法書士会 総合相談センター ☎03-3353-9205
月～金：9時～17時(12時～13時除く)
※面談又は電話により曜日、時間指定別途あり。

<東京都の例>

- 多重債務相談窓口周知のため、各都道府県毎に、各地における多重債務相談窓口を紹介する内容のポスターを47種類作成。
- 一般消費者だけでなく、事業者向けの相談窓口も記載。
- 都道府県・財務局・金融機関・ハローワーク・大学・中小企業団体等の協力団体を通じて、全国に約10万枚を配布。
- 自治体に対して、各自自治体広報紙、回覧板等への本ポスターの掲載を要請。

Ⅱ．貸し手の状況について

貸金業登録業者の推移

[件]

平成20年度	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
財務局登録業者	574	569	558	545	541	537	519	508	500	487	479	473
都道府県登録業者	8,278	7,971	7,714	7,431	7,214	7,027	6,837	6,632	6,441	6,213	5,998	5,705
合計	8,852	8,540	8,272	7,976	7,755	7,564	7,356	7,140	6,941	6,700	6,477	6,178

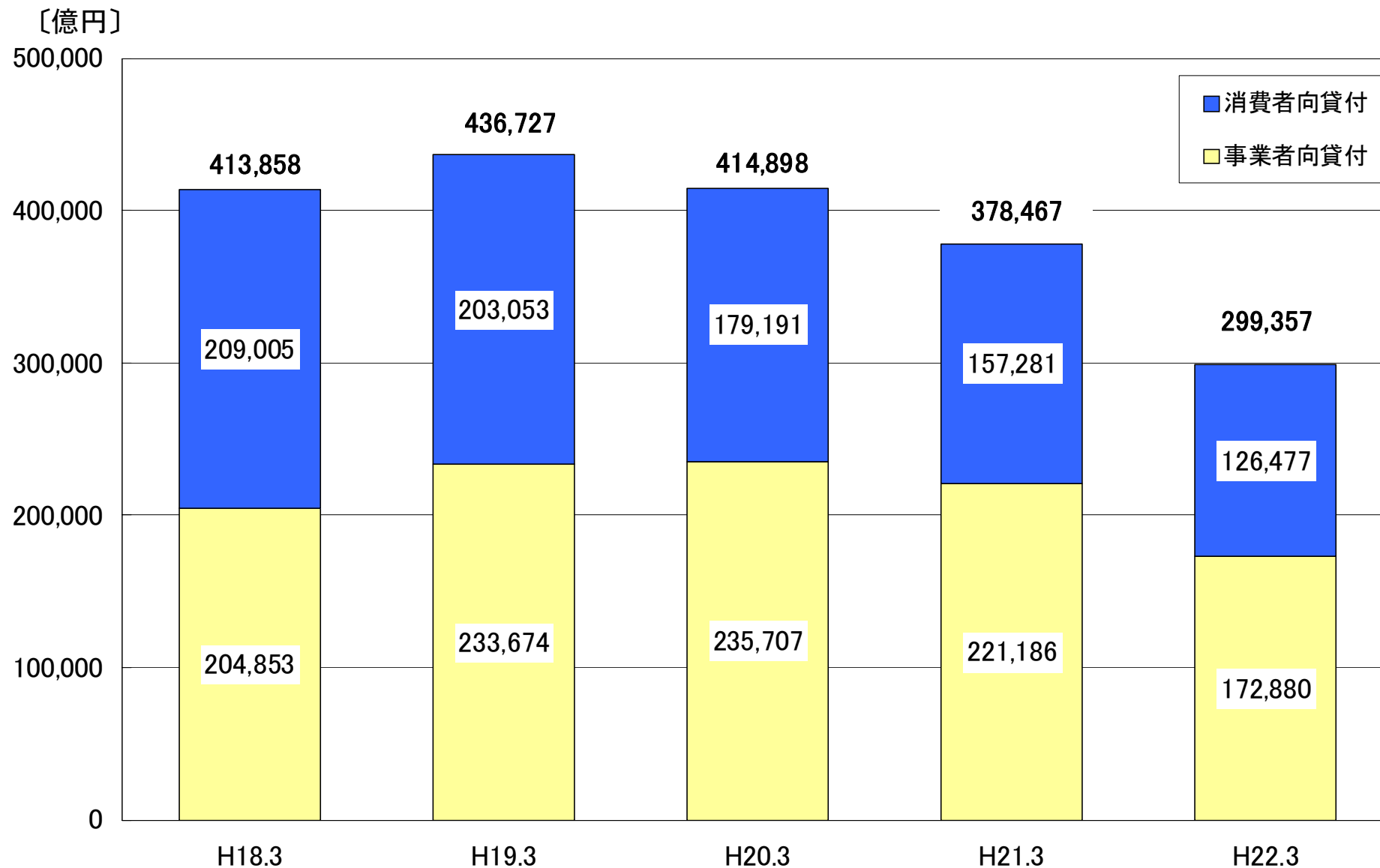
平成21年度	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
財務局登録業者	462	447	442	432	431	434	428	424	424	421	420	409
都道府県登録業者	5,432	5,293	5,036	4,799	4,634	4,475	4,324	4,200	4,053	3,953	3,834	3,648
合計	5,894	5,740	5,478	5,231	5,065	4,909	4,752	4,624	4,477	4,374	4,254	4,057

平成22年度	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
財務局登録業者	404	395	386	378	374	373	363	360	359	357	354	349
都道府県登録業者	3,503	3,363	2,927	2,672	2,574	2,455	2,377	2,341	2,318	2,285	2,260	2,240
合計	3,907	3,758	3,313	3,050	2,948	2,828	2,740	2,701	2,677	2,642	2,614	2,589

平成23年度	4月末
財務局登録業者	345
都道府県登録業者	2,215
合計	2,560

(出典)金融庁「貸金業統計資料集」

貸金業者の貸付残高の推移(年度別)

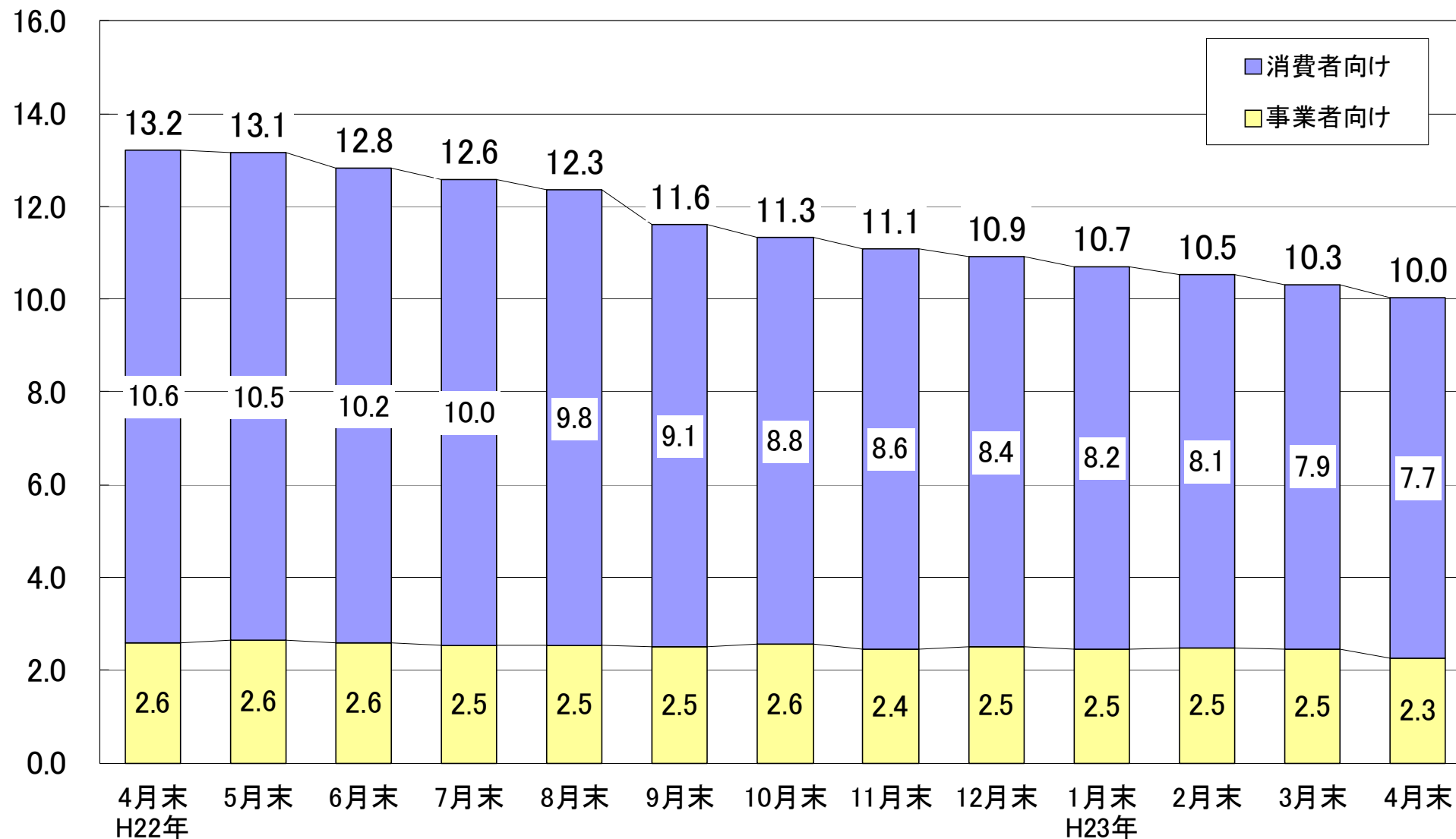


(出典)業務報告書に基づき作成。

貸金業者の貸付残高の推移(各月末)

ストック

[兆円]



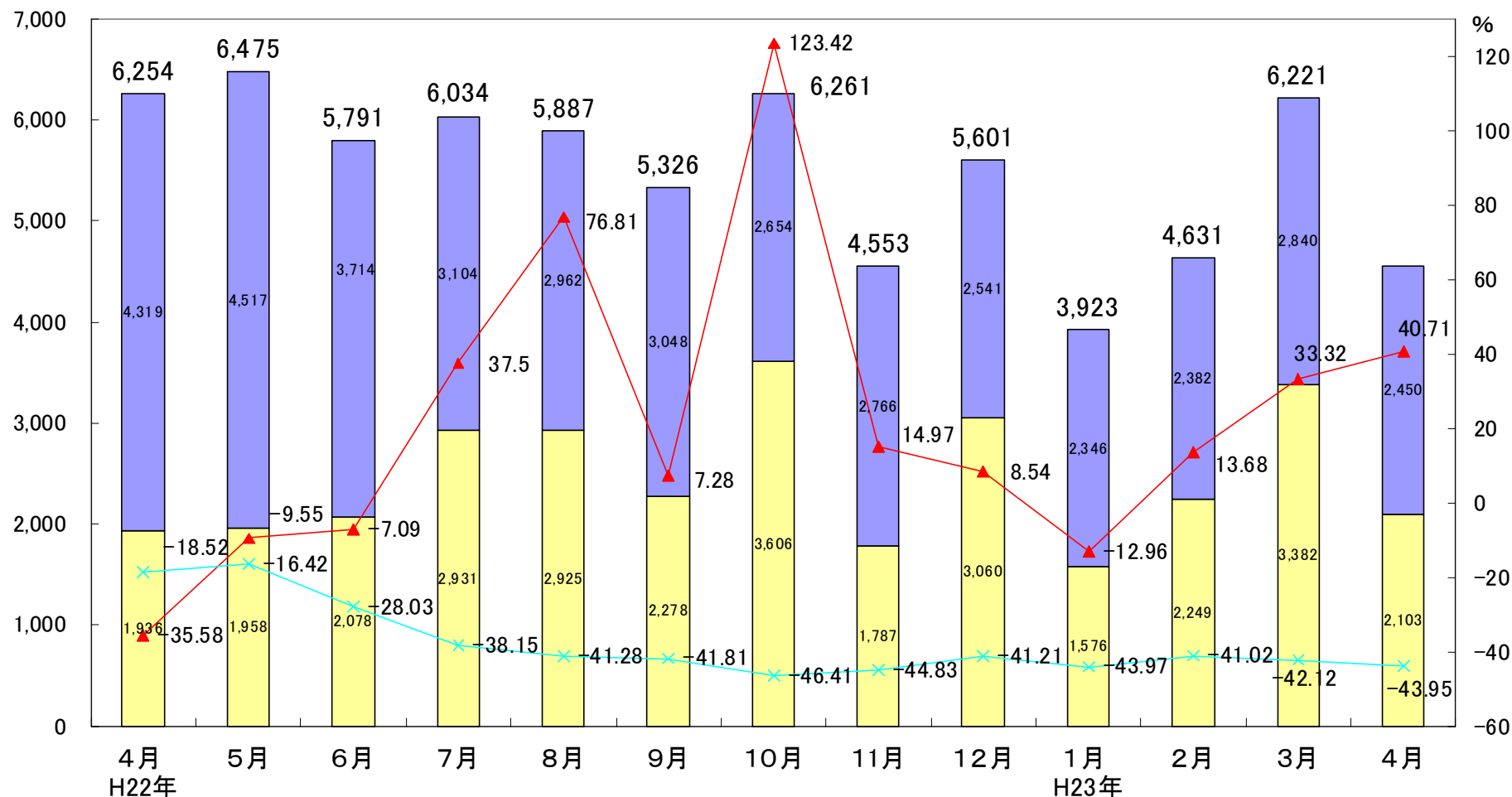
(出典) 日本貸金業協会「月次統計資料」

※特定協会員に対するアンケート結果(全協会員の貸付残高の80%以上のカバレッジ)

貸金業者の月間貸付金額の推移

フロー

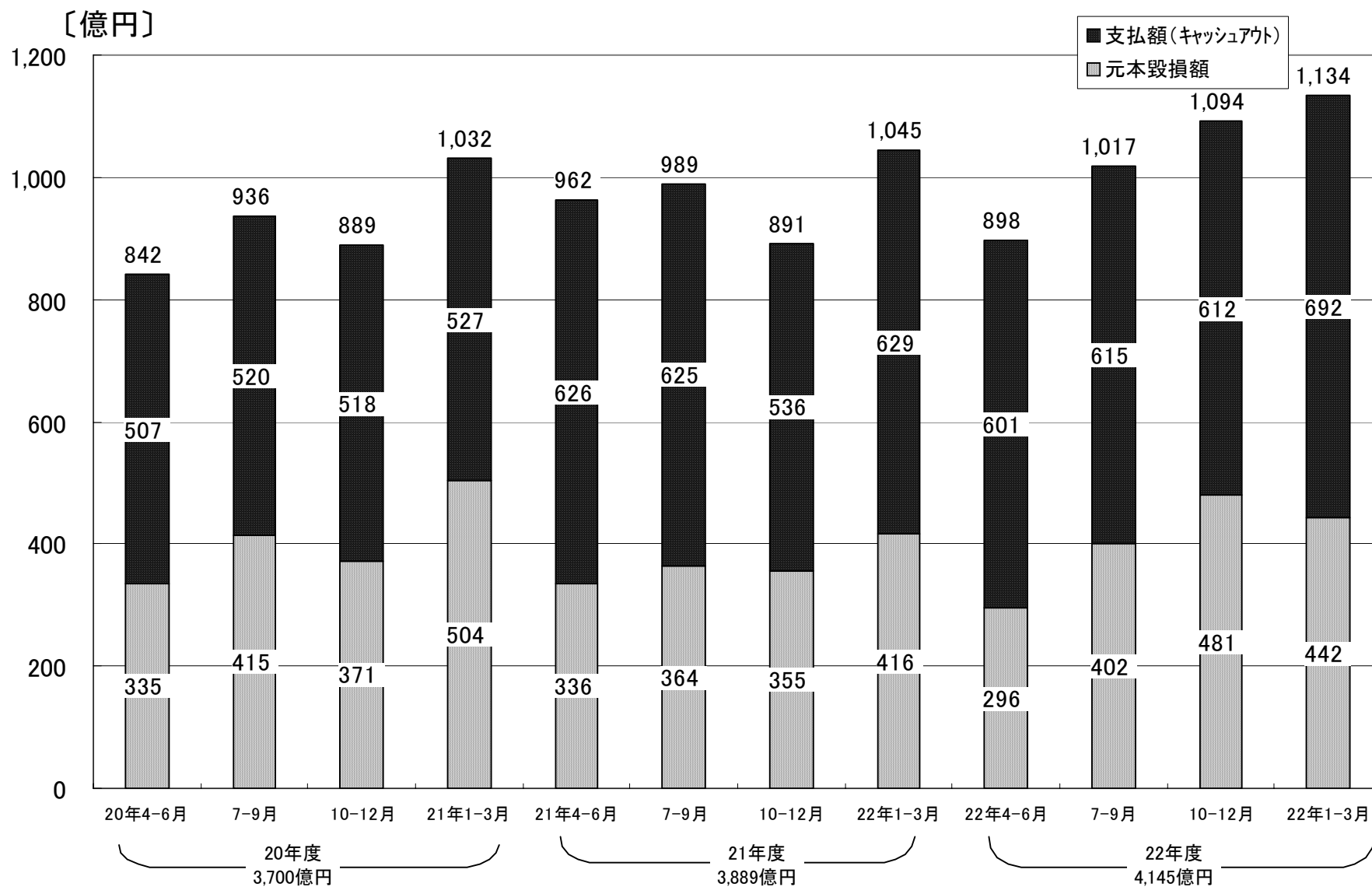
〔億円〕



事業者向け貸付金額(目盛左軸)
 消費者向け貸付金額(目盛左軸)
 事業者向け貸付の前年同月比(目盛右軸)
 消費者向け貸付の前年同月比(目盛右軸)

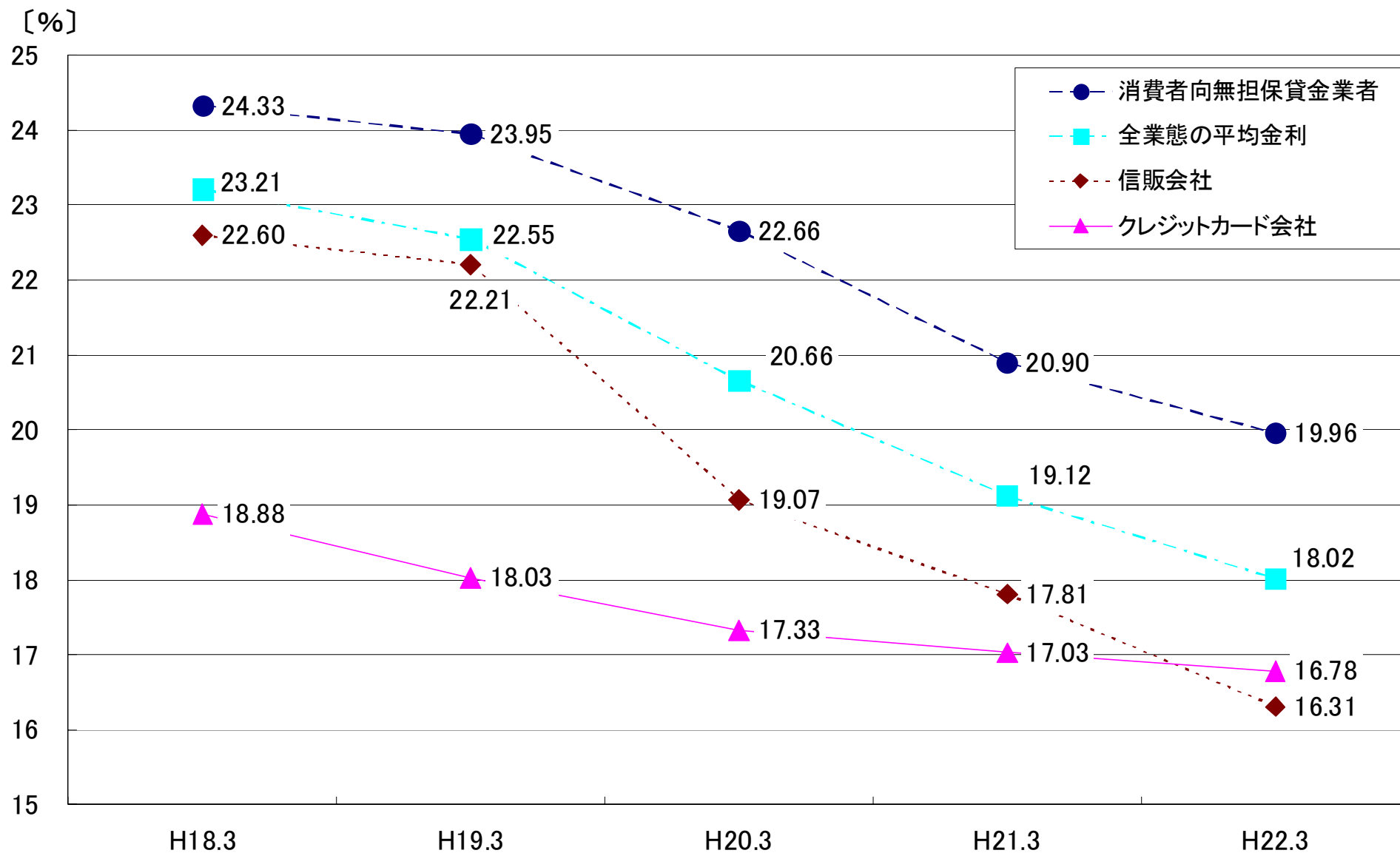
(出典)日本貸金業協会「月次統計資料」 ※特定協会員に対するアンケート結果(全協会員の貸付残高の80%以上のカバレッジ)
 10月の事業向け貸付金額が前月比大幅増となっているのは、アンケート回答社(大手1社)による増加によるもの

消費者金融大手3社の過払金返還額の推移



(出典)各社の公表決算資料より作成。

消費者向無担保貸付残高の平均金利の推移



(出典)業務報告書に基づき作成。

貸金業利用者に関する調査結果概要（平成23年4月実施）

目的:改正貸金業法完全施行後の貸金業利用者の意識及び制度等の周知状況を調査
 対象:貸金業利用経験者(認知度等は広く消費者に対して実施)
 手法:インターネット調査会社への委託調査(回答者は匿名で回答)

1. 改正貸金業法完全施行後に貸金業者に借入れ申し込みを行った者の借入れの状況
 (ベース:3年以内貸金業からの借入れ経験者)

	22年3月実施	22年11月実施	23年4月実施
全て希望通りの金額で借入れができた	83.2%	69.7%	74.4%
希望通りの金額で借入れができないことがあった	16.8%	15.1%	15.6%
借入れができなかった		15.2%	10.1%

2. 1.において、希望通りの金額で借入れができなかった者の対応(複数回答)

	22年3月実施	22年11月実施	23年4月実施
支出を控えた・諦めた	62.3%	56.9%	49.6%
親類・友人等からの援助・借入れ	36.9%	24.0%	25.8%
アルバイト等による収入増加に努めた	16.4%	13.0%	16.3%
銀行のカードローンの借入れ		11.8%	12.9%
預貯金の取り崩し		11.8%	11.2%
ヤミ金からの借入れ	3.0%	0.3%	2.1%

3. ヤミ金の利用経験のある者の割合(ベース:3年以内に貸金業者からの借入経験があり、現在借入残高が残っている者)

	22年3月実施	22年11月実施	23年4月実施
総量規制抵触者	6.5%	1.5%	4.1%
総量規制非抵触者	2.7%	1.5%	2.7%
全体	3.8%	1.5%	3.0%

4. 総量規制抵触者の割合(ベース:3年以内に貸金業者からの借入経験があり、現在借入残高が残っている者)

	22年3月実施	22年11月実施	23年4月実施
貸金業者に借入残高あり	28.5%	26.7%	26.6%
消費者金融に借入残高あり	42.1%	44.0%	40.4%
消費者金融以外に借入残高あり	22.9%	18.2%	22.8%

5. 制度・相談窓口についての認知度(ベース:借入れ経験者・未経験者双方)

	22年3月実施	22年11月実施	23年4月実施
貸金業法が改正されたこと	52.2%	84.0%	74.3%
財務局・自治体に設置されている多重債務相談窓口	50.3%	39.4%	36.6%

平成23年6月20日
金 融 庁**「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対する大臣顕彰について**

本日、「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対し、大臣より顕彰させていただきました。

本件の概要は、以下のとおりです。

1. 趣旨


昨年6月の改正貸金業法の完全施行から、1年の節目にあたり、多重債務問題の解決に資する優れた取組みを通じ、健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関について、その優れた取組みを顕彰することにより、他の金融機関においても更に積極的な取組みが行われることを期待するものです。

選定にあたっては、多重債務問題の解決に資する優れた取組みを通じ、健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関のうち、特に、「経営方針や経営戦略等における位置付けを明らかにしたうえで、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進」している金融機関を評価し、大臣より顕彰いたしました。

金融庁においては、今後、他の多くの金融機関においても、優れた取組みが実施されていくことを期待しております。

2. 顕彰金融機関の取組みの概要  [別紙1\(PDF:72K\)](#)

(参考)

- 大臣顕彰式における、自見金融担当大臣の発言要旨  [別紙2\(PDF:65K\)](#)
- [大臣顕彰式の模様\(フォトギャラリー\)](#)

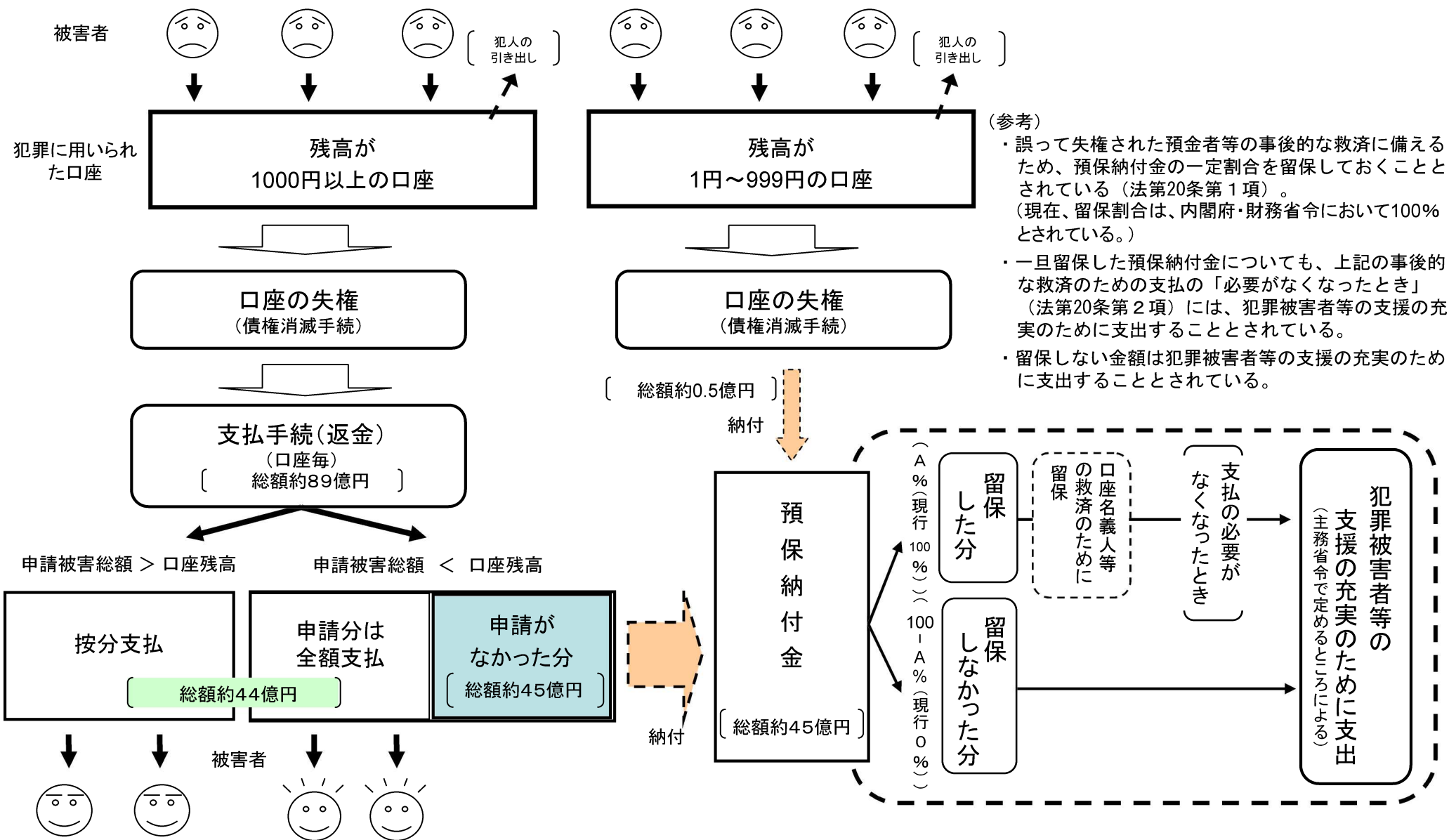
お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企画課信用制度参事官室
(内線3506)

顕彰金融機関の取組みの概要

金融機関	取組みの概要
一関信用金庫	栗原市及び仙台弁護士会との提携による多重債務者対策や自殺防止対策等に資する「栗原市のぞみローン」の実施など。
多摩信用金庫	基本スタンス（困っているお客様の相談に応じていくこと）に基づく消費者ローン相談窓口の設置、「顔の見える関係」を重視した訪問活動の実施、融資後のモニタリングの実施など。
青和信用組合	多重債務相談室の設置、多重債務者対応マニュアルの整備、融資後の訪問活動による家計収支改善の進捗管理の実施など。
塩沢信用組合	多重債務相談態勢としての地元自治体と連携した相談窓口の設置、「個人の救済支援おまとめローン」の実施など。
尾西信用金庫	消費者ローン利用者のデータ分析等に基づく顧客のニーズに応じた対応の実施、高い頻度での訪問による顧客の問題解決に注力など。
但陽信用金庫	「よろず相談室」の設置、多重債務相談について弁護士・司法書士等と連携した対応、「生活再生ローン」の実施、融資後のモニタリングの実施など。
遠賀信用金庫	相談窓口である「暮らしの安心コーナー」の設置、多重債務相談について司法書士会と連携した対応、啓蒙用チラシ（年間約300万枚）の配布など。
南郷信用金庫	時間外の消費者ローン等相談窓口の設置、多重債務者相談マニュアルの整備、多重債務相談について弁護士・司法書士等と連携した対応など。

振り込め詐欺救済法の制度概要



(計数は、平成23年5月末現在)

「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の設置について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」に定める預保納付金の取扱い等について検討するため、本日、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム（PT）」を設置した。

1. 検討課題

- ・ 法第 20 条第 1 項により留保することとされている預保納付金の割合
- ・ 法第 20 条第 2 項にいう「必要がなくなったとき」に関する考え方の整理
- ・ 預保納付金の具体的使途
- ・ 金融機関における振込人（被害者）に対する返金率の向上 等

2. 構成メンバー

※2011 年 6 月末現在メンバー

座長	金融庁	田村 謙治	大臣政務官	→	和田隆志	大臣政務官
	内閣府	泉 健太	大臣政務官	→	園田康博	大臣政務官
	財務省	大串 博志	大臣政務官	→	吉田 泉	大臣政務官

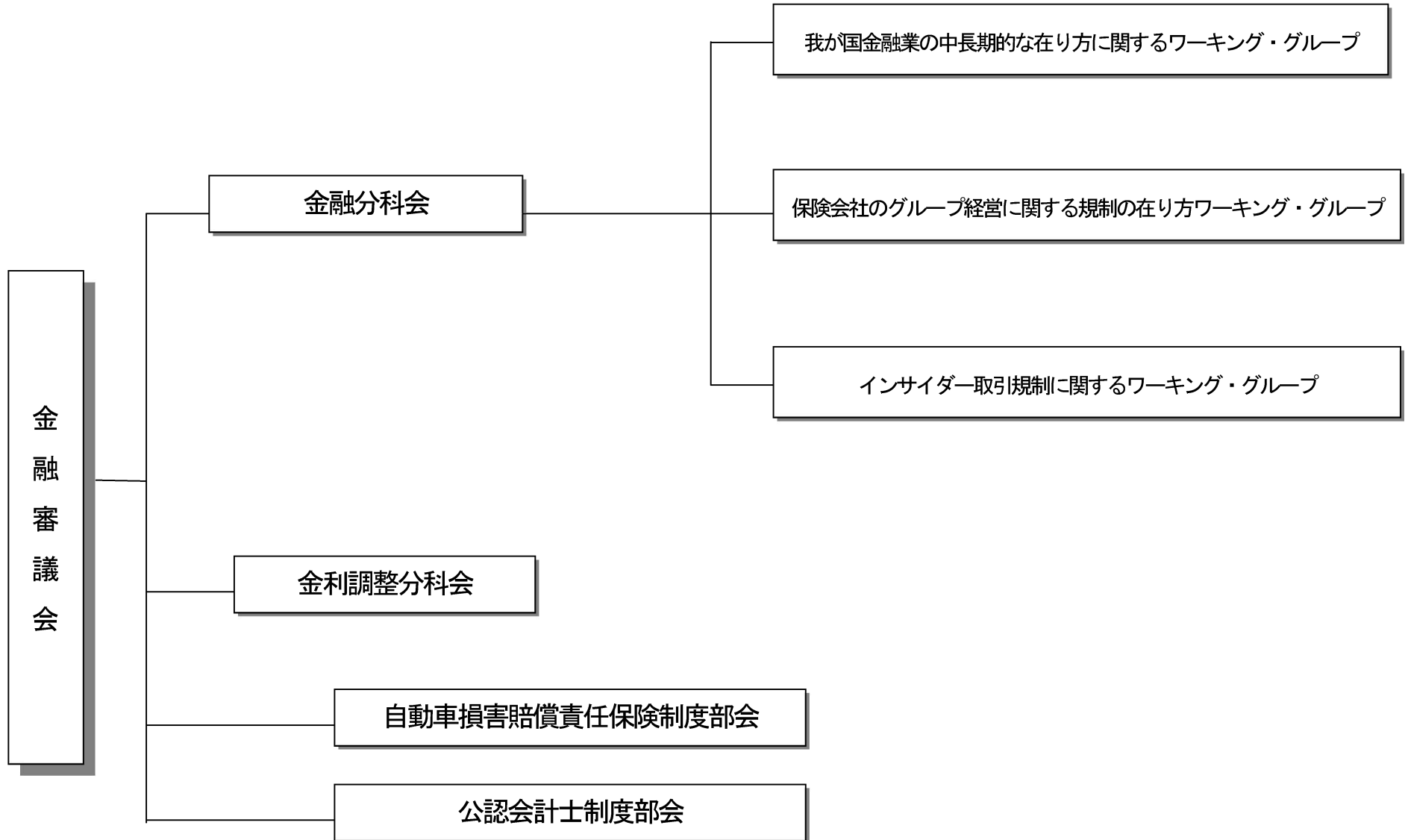
オブザーバー 警察庁、法務省、預金保険機構

3. 検討の進め方

有識者、犯罪被害者支援団体、金融機関等からのヒアリング等を行い、その結果を参考にしつつ、本年度内を目途にとりまとめを行う予定。

以 上

金融審議会の構成



平成 23 年 3 月 7 日

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

諮 問 事 項

○ 我が国金融業の中長期的な在り方についての検討

我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための中長期的な課題等について検討。

○ 保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等についての検討

保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しを含む保険会社のグループ経営の向上に資するような規制の在り方等について検討。

○ インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討

インサイダー取引規制に係る合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粋持株会社である場合には連結ベースの決算値を基準とするような特例を設けること等について検討。

金融審議会委員名簿

平成23年4月1日現在

委員	秋池 玲子	ポストン コンサルティング グループ パートナー&マネージング・ディレクター
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	太田 克彦	新日本製鐵(株)常務執行役員
	沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野 栄子	D I C (株) 社外取締役
	齊藤 誠	一橋大学大学院経済学研究科教授
	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計16名]

(敬称略・五十音順)

「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」
メンバー名簿

平成23年6月24日現在

座長	※吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
メンバー	※秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー・マネージングディレクター
	井潟 正彦	(株)野村資本市場研究所執行役員
	犬飼 重仁	早稲田大学法学学術院教授
	大垣 尚司	立命館大学大学院法学研究科教授
	※大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	※太田 克彦	新日本製鐵(株)常務執行役員
	※小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	小野 有人	みずほ総合研究所(株)主席研究員
	小幡 績	慶應義塾大学経営管理研究科准教授
	※川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	※神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※河野 栄子	D I C (株) 社外取締役
	後藤 康雄	(株)三菱総合研究所主席研究員
	齋藤 一郎	小樽商科大学大学院商学研究科教授
	※齊藤 誠	一橋大学大学院経済学研究科教授
	篠原 文也	ジャーナリスト
	※永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	藤原 美喜子	アルファ・アソシエイツ(株)代表取締役社長
	山田 能伸	ドイツ証券(株)マネージングディレクター
	※家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授

(敬称略)

(※印は金融審議会委員)

オブザーバー	安間	匡明	(株) 日本政策金融公庫国際協力銀行国際業務戦略部長
	鎌村	公彦	(株) 日本政策金融公庫中小企業事業本部事業企画部長
	地下	誠二	(株) 日本政策投資銀行経営企画部担当部長
	稲垣	精二	第一生命保険(株)運用企画部長(生保協)
	松宮	基夫	(株) 三菱東京UFJ銀行企画部経済調査室長(全銀協)
	加幡	英雄	多摩信用金庫常務理事(全信協)
	大塚	和男	大東京信用組合常務理事(全信中協)
	八木	稔	(株) 静岡銀行理事経営企画部長(地銀協)
	鵜飼	昌吾	(株) 名古屋銀行執行役員総合企画部長(第二地銀協)
	大谷	直也	大和証券キャピタル・マーケット(株)経営企画部担当部長(日証協)
	半田	禎	東京海上日動火災保険(株)経営企画部部長(損保協)
	梅森	徹	日本銀行企画局審議役
	土本	一郎	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	岡本	宰	財務省大臣官房信用機構課長

(敬称略)

「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」

メンバー名簿

平成 23 年 6 月 29 日現在

座長	※洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
メンバー	阿部 泰久	日本経済団体連合会経済基盤本部長
	※沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	加藤 広亮	ボストンコンサルティンググループ シニアパートナー&マネージングディレクター
	木下 孝治	同志社大学大学院司法研究科教授
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	丹野 美絵子	(社) 全国消費生活相談員協会理事長
	水口 啓子	(株) 日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
	村木 正雄	ドイツ証券(株) 株式調査部ディレクター兼シニアアナリスト(保険・証券担当)
	※家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
実務メンバー	松山 保臣	日本生命保険相互会社取締役専務執行役員
	岩井 幸司	東京海上日動火災保険(株) 常務取締役
	瀧下 行夫	外国損害保険協会専務理事

(敬称略・五十音順)

(※印は金融審議会委員)

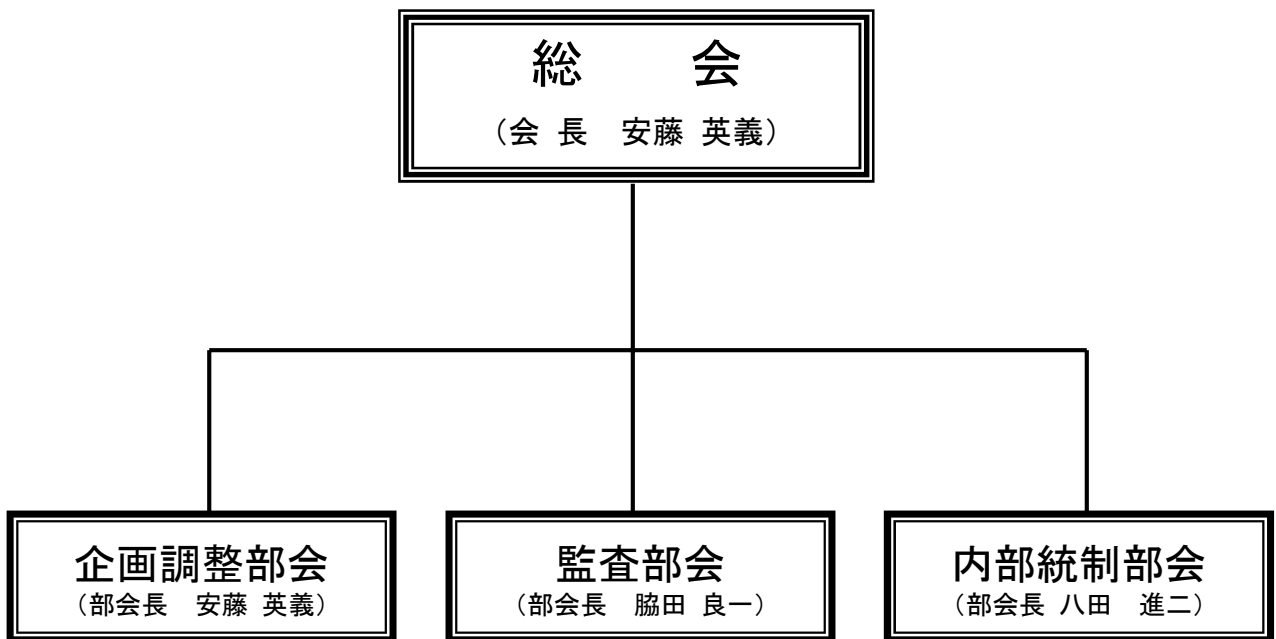
自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成23年6月30日現在)

会 長	山 下 友 信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	小 野 理 文	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	古 笛 恵 子	弁護士
	鈴 木 雅 己	損害保険料率算出機構専務理事
	関 政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	戸 川 孝 仁	全国交通事故遺族の会副会長
	中 村 仁 義	(社)日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	西 原 浩 一 郎	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	萩 尾 計 二	一般社団法人日本自動車会議所評議員
	広 重 美 希	(財)日本消費者協会出版啓発部啓発課課長
	福 田 弥 夫	日本大学法学部教授
	堀 田 一 吉	慶應義塾大学商学部教授
	山 本 眞 弓	弁護士
	特別委員	落 合 誠 一
	北 原 浩 一	NPO法人交通事故後遺障害者家族の会代表
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	田 中 節 夫	(社)日本自動車連盟会長
	野 尻 俊 明	流通経済大学法学部教授
	藤 川 謙 二	(社)日本医師会常任理事

(敬称略・五十音順)

企業会計審議会の組織図



「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (2009年6月30日・企業会計審議会)

国際会計基準 (IFRS)の適用

2010年3月期 : 国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に任意適用。

2012年頃 : 上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非を判断。

強制適用の場合、少なくとも3年の準備期間

(2012年に判断の場合、2015年又は2016年に適用開始)



考慮事項

1. IFRSの内容
2. IFRSを適用する場合の言語
3. IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保
4. IFRSに対する実務の対応、教育・訓練
5. IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化
6. XBRLのIFRSへの対応
7. 我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢

<企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議 6/30/2011 自見大臣冒頭あいさつ>
金融担当大臣の自見庄三郎でございます。

企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

会計・監査を巡る諸課題への対応にあたって、委員の皆様には格段のご協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

審議の冒頭に当たり、2点申し上げたいと思います。

1点目は、本日、中間監査基準等につきまして、昨年の年度基準に続き、改訂基準を取りまとめていただくことになっております。委員の皆様方におかれましては精力的なご審議をいただき、感謝申し上げます。

次に「IFRS 適用に関する検討」についてであります。

いわゆる「中間報告」の発表後、国内外において様々な状況の変化が起きました。大きな変化は米国を中心とする金融危機、いわゆるリーマンショックの発生でございます。また民主党オバマ政権への交代もございました。

米国では、このような大きな流れを受けて、本年5月26日にSEC（米国証券取引委員会）からIFRS 適用に関するスタッフペーパーが発表されております。この中身については、色々な見方があると思いますが、私は米国基準の存続を前提にしている、IFRS を丸呑みするのではなくコンバージェンスの方法による、例えば5-7年の時間をかけて移行する、SECは報告権限を保持するという方針が示されており、IFRSの全面採用から変化が生じているというふうに思っております。

この点については、ウォールストリート・ジャーナル主催のコンファレンス「CFO Network」の中で、シャピロ SEC 委員長が「IFRS 適用を求める米国企業と投資家の声はそれほど多くはない」と語ったと報じられております。

また、例えばインドも一時はIFRSを採用すると言っておりましたが、「農業会計」、「金融商品会計」等は別にするなどIFRS 全面アドプションをやめております。また2010年4月に予定していた一部企業への適用は延期になっていると聞いております。

そういったことを受けて、我が国においても産業界から要望書（我が国にIFRS 対応に関する要望）が私のところも含めて関係各所に出されております。

また、連合の「2012年度 連合の重点政策」においても「労働者など多様な関係者の利害に資する企業法制度改革と会計基準の実現」との項目で、上場企業の連結財務諸表について IFRS を強制適用することについては当面見送る方針を早期に明確にするという方針が示されております。

また、3月11日に未曾有の災害である東日本大震災が発生をいたしまして、復興に向けた足取りを着実なものにする環境整備が求められるところでございます。

このような内外の情勢の変化を踏まえ、6月21日の会見にて新しい方針を発表致しました。内容はお配りしてある通りですが、補足をさせていただきます。

そもそも、会計基準の国際化の重要性は否定されるものではありません。金融庁としても引き続き会計基準の国際的調和に向けて最大限の努力を払ってまいります。

一方、内外の情勢も激変している中で、臨機応変かつ、慎重かつ柔軟に対応の見直しを行うことが必要と考えております。会計基準の国際的調和そのものが自己目的化し、経済活動が停滞することがあってはなりません。国際的な要請を見極めつつ、国全体の経済活動の活性化との両立を図っていくことが重要です。この点については、先に述べた、米国、インドといった各国も似たような悩みを抱えていると考えており、理解を得られるものと考えております。

また、そもそも、IFRS の強制適用の決定が行われていないにも関わらず、適切な準備期間の精査もなされず、あたかも強制適用が当然の前提であるかのような状況が生じていることが問題でございます。経済活動に対する不要なコスト・負担を生じさせてはなりません。当初は米国の例に倣い3年としておりましたが、適切な準備期間の設定は金融庁として当然の使命であると考えております。今回は、仮に強制適用を行なった場合について、実態に即した5-7年の準備期間の設定を行うこととしたもので、適用の延期ではないことをご理解いただきたいと思います。また、米国基準の使用期限を2016年3月と定めたことの撤廃を行なうことといたしました。

さらに、米国 SEC がワークプランで対応を進めているように制度の導入を図る者がその必要性、影響を自ら検証、説明するのは当たり前のことです。そもそも、会計制度は国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあります。このような幅広い視点から、ワークプランで導入の利点と影響を広範に検討するとともにラウンドテーブル等を開催し、国民への説明責任を果たしている米国と同様の対応が必要であると考えます

このような状況に鑑み、経済活動に対する不要な負担・コストが発生することがないように必要な措置を講じることに加えて、中間報告で“とりあえずの目標”とされている2012年にとらわれず、総合的に成熟された議論を早急に開始することが、正しい国民理解を得る上で金融庁がなすべきことと考え、今回は政治的な決断として大きく舵を切らせていただきました。

繰り返しになりますが、2009年6月の「中間報告」以降、内外の情勢は激変しており、IFRS適用の検討に際してもさまざまな立場からの活発な議論が行われて参りました。これらの内、中間報告等において議論されてきたものと関わりの深いものがいくつかございます。

そこで、今回の適用の検討にあたっては、中間報告等の見直しをしっかりとっていただきたいと考えております。

まず、国内の任意適用の状況等、中間報告において要検討とされた事項の検証をしっかりと行っていただきたいと考えております。また、問題はここに留まりません。次に、これも中間報告で示された内容ですが、今後のコンバージェンスのあり方についてはIFRSの適用の話と密接に関わります。今後予定される開発費やのれんの基準開発等、会計基準委員会(ASBJ)での活動が今般の内外情勢の変化を踏まえたものとなっていくよう、ASBJの活動に委ねるのではなく、この審議会でコンバージェンスの方向性をしっかりと議論をしていただきたいと考えております。また、税法等との関わり、日本基準の位置づけ、単体開示のあり方を踏まえ、「連結先行」の考えも見直さざるを得ないタイミングに来ているものと考えております。さらに、会計基準適用の前提となる多様な資本市場のあり方、単体開示の廃止といった制度に関わる論点もご議論頂くようお願いいたします。

審議会のこれまでの取組にとらわれず、日本経済が心底元気になるように自由で活発な議論をお願いする次第です。これまで以上に幅広い観点から、委員の皆様方の積極的なご貢献を通じ、ご議論が行なわれることを期待しております。

委員の皆様には、以上申し上げました私の意のあるところを御汲みいただき、宜しく御審議を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

(以上)

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成23年2月14日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁地方協力課長	林 俊 行	
国民生活センター相談部長	宮 内 良 治	
東京都消費生活総合センター所長	佐 藤 直 樹	
日本司法支援センター第一事業部長	佐 々 木 文	
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会事務局	依 光 道 代	
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事	唯 根 妙 子	
全国消費生活相談員協会常任理事	丹 野 美 絵 子	
(業界団体・自主規制機関・指定紛争解決機関等)		
保険オンブズマン専務理事	瀧 下 行 夫	
金融先物取引業協会事務局長	甘 日 岩 信 次	
信託協会相談所長	岡 本 康 二	
生命保険協会生命保険相談室長	竹 中 肇	
全国銀行協会業務部長	相 澤 直 樹	
全国信用金庫協会コンプライアンス部長	相 澤 晃 晃	
全国信用組合中央協会業務相談室次長	近 藤 高 弘	
全国労働金庫協会企画統括部業務担当部長	阪 倉 早 苗	
投資信託協会投資者相談室長	鈴 木 隆 雄	
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	八 木 直 人	
日本少額短期保険協会少額短期ほけん相談室室長代行	齋 藤 博 行	
証券・金融商品あっせん相談センター長	飯 島 一 夫	
日本証券投資顧問業協会業務部長	高 谷 哲 司	
日本商品先物取引協会自主規制グループ長	中 曾 根 淳	
日本商品投資販売業協会業務部兼企画調査部長	西 野 高 志	
日本損害保険協会損害保険紛争解決サポートセンター一部長	坂 本 仁 一	
農林中央金庫総合企画部企画開発室長(農漁協系統金融機関代表)	小 門 賢 一	
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山 口 真 紀 子	
日本資金決済業協会事務局長	永 澤 修	
(弁護士会)		
長島・大野・常松法律事務所, 弁護士	井 上 聡	
西村あさひ法律事務所, 弁護士	森 倫 洋	
港共同法律事務所, 弁護士	石 戸 谷 豊	
(学識経験者)		
生活経済ジャーナリスト	高 橋 伸 子	
早稲田大学法学学術院教授	犬 飼 重 仁	
東京大学大学院法学政治学研究科教授	神 作 裕 之	
一橋大学大学院法学研究科教授	山 本 和 彦	
(金融当局)		
金融庁総務企画局企画課長	小 野 尚	
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	嶋 野 彦 実	
金融庁監督局証券課長	栗 田 照 久	
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	森 本 要	
厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	田 村 誠 一	
国土交通省総合政策局不動産課不動産投資市場整備室長	石 川 卓 弥	
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	田 尻 信 行	
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	柳 沢 修	

〔計41名〕

(敬称略、順不同)

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

回数	開催日	議題
1	平成 12 年 9 月 7 日	○金融審議会答申及びワーキンググループ報告について ○金融トラブル連絡調整協議会の運営方法について
2	11 月 8 日	○「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成 13 年 1 月 16 日	○「苦情・紛争処理手続の透明化」について
4	4 月 3 日	○「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5 月 31 日	○「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8 月 7 日	○「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10 月 2 日	○「機関間連携のあり方」について
8	11 月 19 日	○「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成 14 年 1 月 15 日	○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル(案)」について
10	2 月 8 日	○「協議会における今後の取組みに係る論点メモ」について
11	3 月 27 日	○「苦情・紛争解決支援のモデル(案)に寄せられた意見」について
12	4 月 25 日	○「苦情・紛争解決支援のモデルの修正案」について
13	5 月 23 日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(1)
14	6 月 17 日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(2)
15	7 月 22 日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」 ○「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
16	10 月 11 日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(1)
17	11 月 5 日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(2)
18	12 月 12 日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(3) ○「機関間連携(総論)」について(1)
19	平成 15 年 2 月 5 日	○「機関間連携(総論)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(1) ○「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
20	4 月 21 日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(1) ○「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
21	6 月 24 日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(2) ○「消費者の認知に向けた PR」について
22	9 月 9 日	○「公的機関との連携」について(1) ○「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
23	11 月 25 日	○「公的機関との連携」について(2) ○「協議会の今後の進め方」について ○「その他：外国為替証拠金取引」について
24	平成 16 年 3 月 24 日	○「平成 15 年中の苦情紛争解決事例等」について ○「金融商品販売法の施行状況フォローアップ」について
25	5 月 28 日	○「証券分野における苦情紛争解決の取組み」について ○「無認可共済に係る相談事例等」について

回数	開催日	議題
26	平成 16 年 6 月 24 日	○総合的な ADR の制度基盤の整備の検討状況について ○平成 15 年度内の規則及び運用の改善等について ○金融トラブル連絡調整協議会の成果等について
27	9 月 10 日	○ADR 法（仮称）の検討状況について ○「金融サービス利用者相談室」（仮称）の設置について ○今後の協議会の活動について
28	平成 17 年 1 月 31 日	○苦情紛争事例のケース・スタディ ○海外の ADR 事情報告について ○「金融サービス利用者相談室」の設置について
29	6 月 3 日	○平成 16 年度内の規則及び運用の改善等について ○平成 16 年度中の苦情・紛争事例等について
30	10 月 27 日	○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続（ADR）関係法令に係る今後の見通し等について ○偽造・盗難キャッシュカード問題について ○投資サービス法（仮称）の検討状況について
31	平成 18 年 6 月 23 日	○金融商品取引法等について ○平成 17 年度の規則の改善等の報告 ○参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて
32	12 月 6 日	○業界団体の苦情紛争解決支援手続の運用面等改善の取組みについて ○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）の平成 19 年 4 月施行に向けた事前説明について ○金融商品取引法の認定投資者保護団体制度の活用について ○本人確認法施行令等の改正について
33	平成 19 年 6 月 12 日	○ADR 法の認証及び金商法（認定投資者保護団体）の認定取得について ○利用者相談室満足度調査について ○日本司法支援センター（法テラス）の概要について ○多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウムについて ○平成 18 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について
34	12 月 7 日	○「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告について ○業界団体からの報告 ○業界団体の苦情・紛争解決支援手続規則の用語について ○紛争解決支援手続の弁護士会仲裁センター委託方式における問題点について ○業界団体の紛争解決支援手続の利用促進について
35	平成 20 年 3 月 31 日	○金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル改正のためのワーキンググループについて ○業界団体等からの報告 ○訴訟等を理由とする金融 ADR 手続の拒否について等 ○最近の消費者政策を踏まえた自由討議
36	5 月 14 日	○日本少額短期保険協会における苦情・紛争解決支援の取組み ○金融トラブル連絡調整協議会のこれまでの取組みと今後の金融 ADR の方向性について
37	6 月 17 日	○平成 19 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について ○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について
38	6 月 24 日	○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について（続き）
39	12 月 24 日	○業界団体からの報告 ○金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正案について
40	平成 21 年 6 月 19 日	○平成 20 年度における苦情・紛争解決支援について ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の役割について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正について

回数	開催日	議題
41	平成 23 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ○金融 A D R 制度に関する取組状況等 ○各指定紛争解決機関の業務の実施状況等 ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方及び自由討議

金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて

1. モデルの位置付け

- このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。
- なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

2. モデルの策定の経緯

- 平成12年 9月 7日 協議会設置
- 平成13年 1月17日 モデル策定及びモデル策定のためのワーキンググループの設置を決定。
 - 3月 6日 ワーキンググループ設置。
 - 11月19日 モデルの中間試案を検討。
- 平成14年 1月15日 各界からの意見を募集に付すためのモデル案を決定。
 - 4月25日 モデルを決定。

3. モデルの概要

① 理念的事項

- 金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」、「透明性」、「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。
- 苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関（以下「機関」という。）の責務として規定。

② 通則的事項

- 苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を規定。

- 機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。
 - いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。
 - 苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の運営の適正化や規制整備を推進。
- ③ 苦情解決支援規則
- 取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行なわない場合を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行なわない場合の理由の説明、結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。
 - 苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。
 - 会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に行なうべきことを規定。
 - 紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。
- ④ 紛争解決支援規則
- 紛争解決支援委員会（機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者）の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。
 - 取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行なわない場合や手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。
 - 提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとともに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。

金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備 にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨

平成 20 年 6 月 24 日 金融トラブル連絡調整協議会

金融ADRのあり方

○金融ADRの理念

金融ADRは、金融トラブルにおける個別の利用者保護だけでなく、金融取引適正化のルールの実効性確保の仕組みであり、その充実は、金融取引への消費者の信頼を高め、金融・資本市場の健全な発展にも資する。

金融ADRは、①業界横断的機能、②苦情・紛争解決の一連の手続、③中立・公正性、透明性、秘密性、迅速性、低廉性という手続の質、の3要素の実現が重要。

○運営主体

金融の専門性の観点から、業界団体等で蓄積する知識・経験や人材を使うべきであり、民間が金融ADRの運営主体となるべきとの意見が多数。

○中立性・公正性の確保

紛争解決支援に従事する者、相談対応や苦情解決支援に従事する者に、中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

金融ADRは、独立採算制の委員会による運営とし、組織の手続の透明性を高めるなど、その独立性・透明性が明らかとなるような組織構築が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、業者に対しても中立・公正であることが必要との意見。

○実効性の確保

・自主規制機関化

消費者団体、弁護士会委員から、業法上の自主規制機関化により、柔軟・迅速に拘束力ある自主規制規則を積み上げ、苦情・紛争解決に際し考慮するルールとできる、また、紛争解決を通じ、販売方法等の改善策の検討ができるとの意見。

他方、業法上の自主規制機関化が直ちにADR機能の強化につながるか疑問との意見、業法上の自主規制機関化以外に、例えば、任意団体での申合せや、ADR機能の法制化等により、金融ADRの実効性を確保できるとの意見が、業界団体等委員等の多数であり、弁護士会、学識経験者委員にも同様の意見。

・金融ADR機関の認定

金融ADR機関に一定の水準を確保するため、金融庁等の行政が、認定することとし、中立性・公正性確保のための体制、金融の専門的知見を有する手続実施者の選任体制、実効性ある解決のための手続規則などを要件としてはどうかとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

・金融ADR機関との契約締結義務付け

業者に、上記認定金融ADR機関との契約締結を免許等の要件として義務付け、さらに手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務が課され、また、アクセスの容易性への配慮がされるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

○統一化・包括化

将来的には統一的・包括的な第三者型機関を設置等することが望ましいが、解決すべき課題も多く、慎重な検討が必要であり、各金融ADRの組織や運営の水準を引き上げるなど標準化を図り、連携を強化しつつ、中長期的に検討していくべきとの意見が多数。

○今後の方向性

金融ADR機関に一定の水準・要件を確保等するための法的整備が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

業者の、一定の水準・要件を満たす金融ADR機関における手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務を、法的に担保することが必要との意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、自主的取組みの結果、金融ADRの公正性・中立性、業者の手続応諾等が確保されてきており、自主的な取組みを強化していくことでよいとの意見が多数。

おわりに

本座長メモが遅滞なく、業界団体等において、今後の金融ADR改善の取組みに活かされるとともに、政府において、今後の金融ADRの改善に向けた具体的な検討に活かされることを期待。

以 上

金融 A D R 制度に関する取組状況について

平成 21 年 6 月 17 日 金融商品取引法等の一部を改正する法律成立

平成 21 年 6 月 24 日 同法公布

平成 21 年 12 月 24 日 同法施行令・施行規則公布

平成 22 年 4 月 1 日 金融 A D R 制度施行

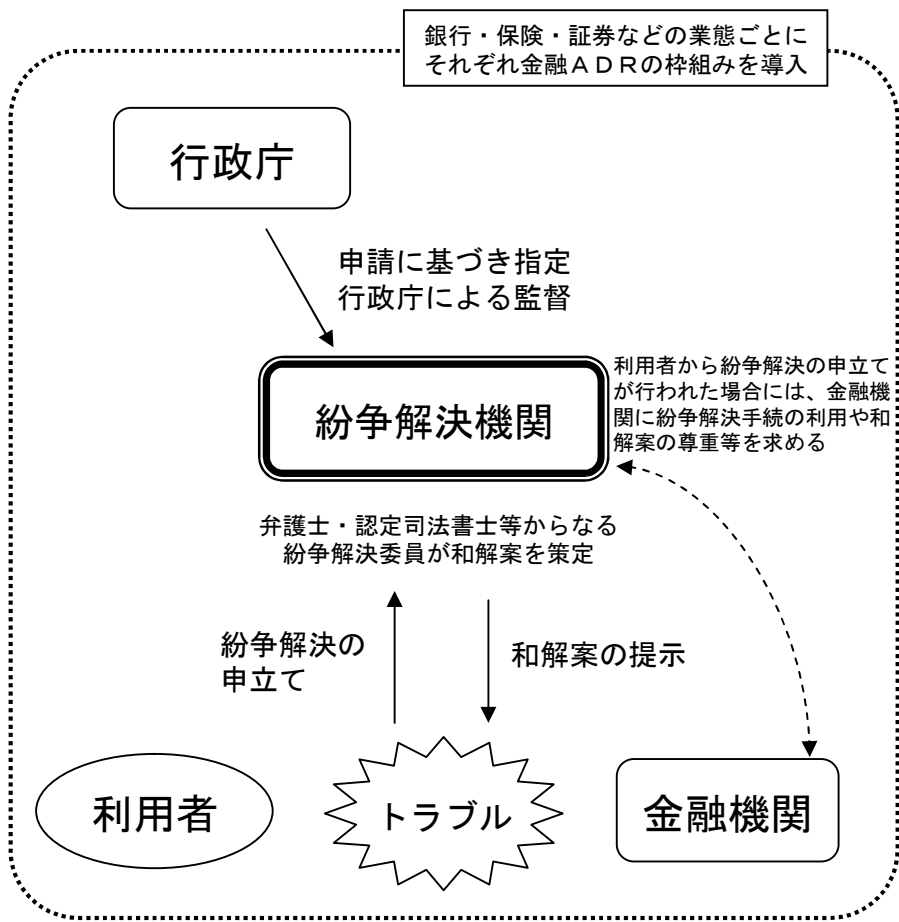
平成 22 年 4 月 26 日 金融 A D R ガイドライン公表

平成 22 年 9 月 15 日 全国銀行協会等の 7 団体を紛争解決機関に指定

平成 22 年 10 月 1 日 金融機関に対する行為規制発効

金融ADR制度について

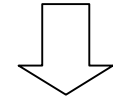
◆ 金融ADR制度のイメージ



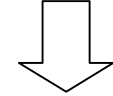
(注) 紛争解決機関が指定されない段階では、金融機関自身に苦情処理・紛争解決への取組みを求め、利用者保護の充実を図る。

◆ 金融ADR制度の趣旨

- 紛争解決機関を行政庁が指定・監督し、その中立性・公正性を確保。
- 利用者から紛争解決の申立てが行われた場合には、金融機関に紛争解決手続の利用や和解案の尊重等を求め、紛争解決の実効性を確保。
- 金融分野に知見を有する者が紛争解決委員として紛争解決に当たることにより、金融商品・サービスに関する専門性を確保。



- 事案の性質や当事者の事情に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が可能に
- 法的枠組みの下、利用者の納得感のあるトラブル解決
- 金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上



業態横断的な金融ADR制度が構築されることが将来的には望ましいが、金融商品・サービスの特質がそれぞれ異なる状況を踏まえ、高まる利用者ニーズに早期に応えるためにも、各業態ごとの現在までの取組みを活用して、業態を単位とした金融ADR制度を導入。

金融ADR機関の苦情処理手続実施状況

(平成22年10月1日～平成22年12月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(金融ADR機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	平成22年9月30日までの受付件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	113	440	486%	553	277	276	0	88	159	0	0	0	30	277	216	41	10	10	277
信託協会	8	9	増減なし	17	5	12	0	2	2	0	0	1	0	5	2	0	0	2	4
生命保険協会 (注2)	-	142	73%	142	68	74	0	19	49	0	0	0	0	68	43	25	0	0	68
日本損害保険協会 (注2)	-	570	52%	570	226	344	0	193	24	0	0	0	9	226	141	85	0	0	226
保険オンブズマン (注2)	-	106	増減なし	106	58	48	2	54	0	0	2	0	0	58	48	10	0	0	58
日本少額短期保険協会	1	21	250%	22	21	1	0	20	1	0	0	0	0	21	20	1	0	0	21
日本貸金業協会	3	52	▲76%	55	54	1	0	52	0	0	2	0	0	54	54	0	0	0	54

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 生命保険協会、日本損害保険協会及び保険オンブズマンにおける、平成22年9月30日までに受付し継続している苦情については、金融ADR機関と平行して存続している相談窓口等で引続き処理。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られず、紛争解決手続を案内したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

金融ADR機関の紛争解決手続実施状況

(平成22年10月1日～平成22年12月31日)

1. 紛争解決手続の実施状況

(単位: 件)

(金融ADR機関名)	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	平成22年 9月30日 までの 受付件数	当期の 受付件数	前年 同期比	受付件数 計	当期の 既済件数	当期の 未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別 調停	見込み なし	双方の 離脱	一方の 離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	54	98	512%	152	33	119	11	0	21	0	1	0	0	0	0	33	2	9	10	12	33	
信託協会	1	2	皆増	3	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	2	
生命保険協会 (注2)	-	34	3%	34	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本損害保険協会 (注2)	-	53	211%	53	1	52	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	
保険オンブズマン (注3)	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本少額短期保険協会 (注3)	-	1	-	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日本貸金業協会 (注3)	-	3	-	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 生命保険協会及び日本損害保険協会における、平成22年9月30日までに受付し継続している紛争については、金融ADR機関と平行して存続している相談窓口等で引き続き処理。

(注3) 保険オンブズマン、日本少額短期保険協会及び日本貸金業協会の紛争案件については、金融ADR機関指定後、新たに取扱いを開始。

- 【凡例】
- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
 - 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
 - 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したもの。
 - 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
 - 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
 - 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
 - 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
 - その他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策 ～円高・デフレへの緊急対応～ (抄)

○ 中小企業に対する金融支援

中小企業に対する金融支援を通じて雇用の確保を図る。

<具体的な施策(抄)>

- ・円高等が企業金融に与える影響の把握と民間金融機関に対する中小企業等への金融円滑化の要請

金融仲介機能の十全なる発揮の観点から、円高等が企業金融に与える影響を調査・把握するとともに、民間金融機関に対し中小企業をはじめとした企業金融の円滑化を要請する。

規制・制度改革関連

○ 「規制・制度改革」の前倒し

各分野における規制・制度改革等を迅速に実施する。

<具体的な施策(抄)>

- ・銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給の解禁
- ・完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除
- ・金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除 等

既定の改革について、実施時期の前倒し等を行う。

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 ～新成長戦略実現に向けたステップ2～ (抄)

5. 規制・制度改革

○「日本を元気にする規制改革100」等の充実・強化

「日本を元気にする規制改革100」の「国を開く経済戦略」の分野を中心に、国際旅客チャーター便の個札販売（航空券のバラ売り）比率の一層の緩和、外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備の実施、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定その他の措置を講じる。

<具体的な施策>（国を開く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項）

- ・ 外国企業等による英文開示の範囲拡大等、制度整備の実施
- ・ 銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁
- ・ 保険会社が外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討
- ・ 保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討
- ・ プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（抄）

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 成長を支えるプラットフォーム

(7) 金融戦略

【2020年までの目標】

『官民総動員による成長マネーの供給』

『企業のグローバルなプレゼンス向上』

『アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立』

『国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大』

成長戦略における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。2020年までの期間において、これら2つの役割を十分に果たしうる金融を実現し、実体経済と金融との新たな「Win-Win」の関係を目指す。

そのために、大企業、中堅企業、中小企業、個人事業者、海外での本邦企業活動、国内プロジェクト、海外プロジェクトなど、投融資や支援対象のカテゴリー・特性に適した成長資金が供給できる金融産業を構築する。長期的な視点で、イノベーション重視の経営をサポートできるように、「金融システムの進化」を目指す。

また、金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。

具体的には、ユーロ市場と比肩する市場を我が国に実現するため、プロ向けの社債発行・流通市場を整備するとともに、外国企業等による我が国での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大等を実施する。あわせて、中堅・中小企業に係る会計基準・内部統制報告制度等の見直し、四半期報告の大幅簡素化など、

所要の改革を 2010 年中に行う。また、国民金融資産を成長分野や地域に活用するための方策として、民間金融機関の積極的な取組を促す。さらに、政府系金融機関・財政投融资等の活用やファンドスキームの活用・検討など、官民総動員による対応を進める。

これらの取組を含め、アジアを中心とした新興国が牽引する世界経済の成長に、我が国がアジアの金融センターとして大いに関与しつつ、国民の金融資産の運用を可能とする「新金融立国」を目指し、2010 年中から速やかに具体的なアクションを起こす。

《21 世紀日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト》 成長を支えるプラット・フォーム

Ⅶ. 金融分野における国家戦略プロジェクト

成長戦略における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。2020 年までの期間において、これら2つの役割を十分に果たしうる金融を実現し、実体経済と金融との新たな「Win－Win」の関係を目指す。

21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進

「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013 年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。

総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。

I 環境・エネルギー大国戦略



III アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～②



IV 観光・地域活性化戦略 ～中小企業の活性化～



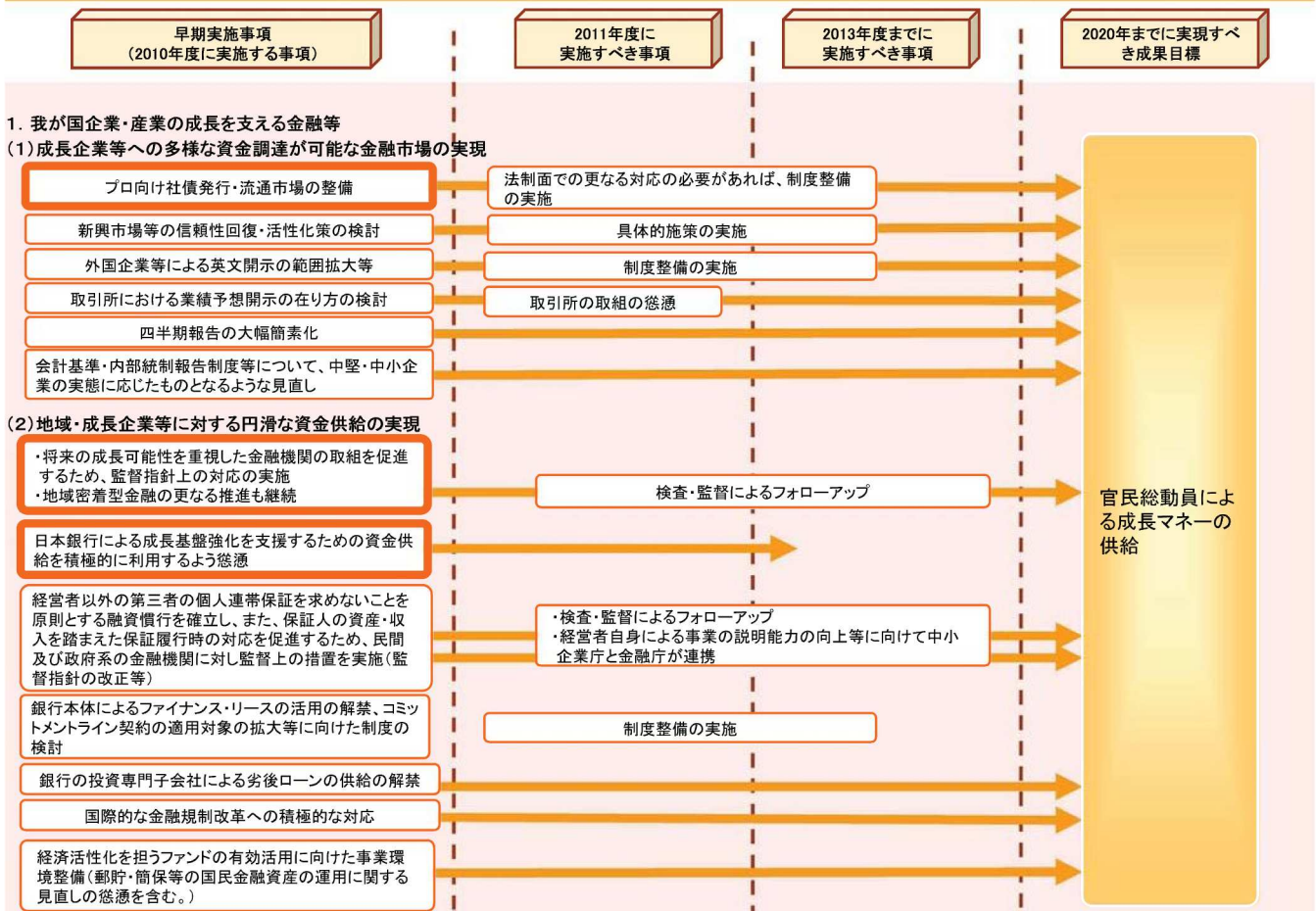
IV 観光・地域活性化戦略 ～ストック重視の住宅政策への転換～



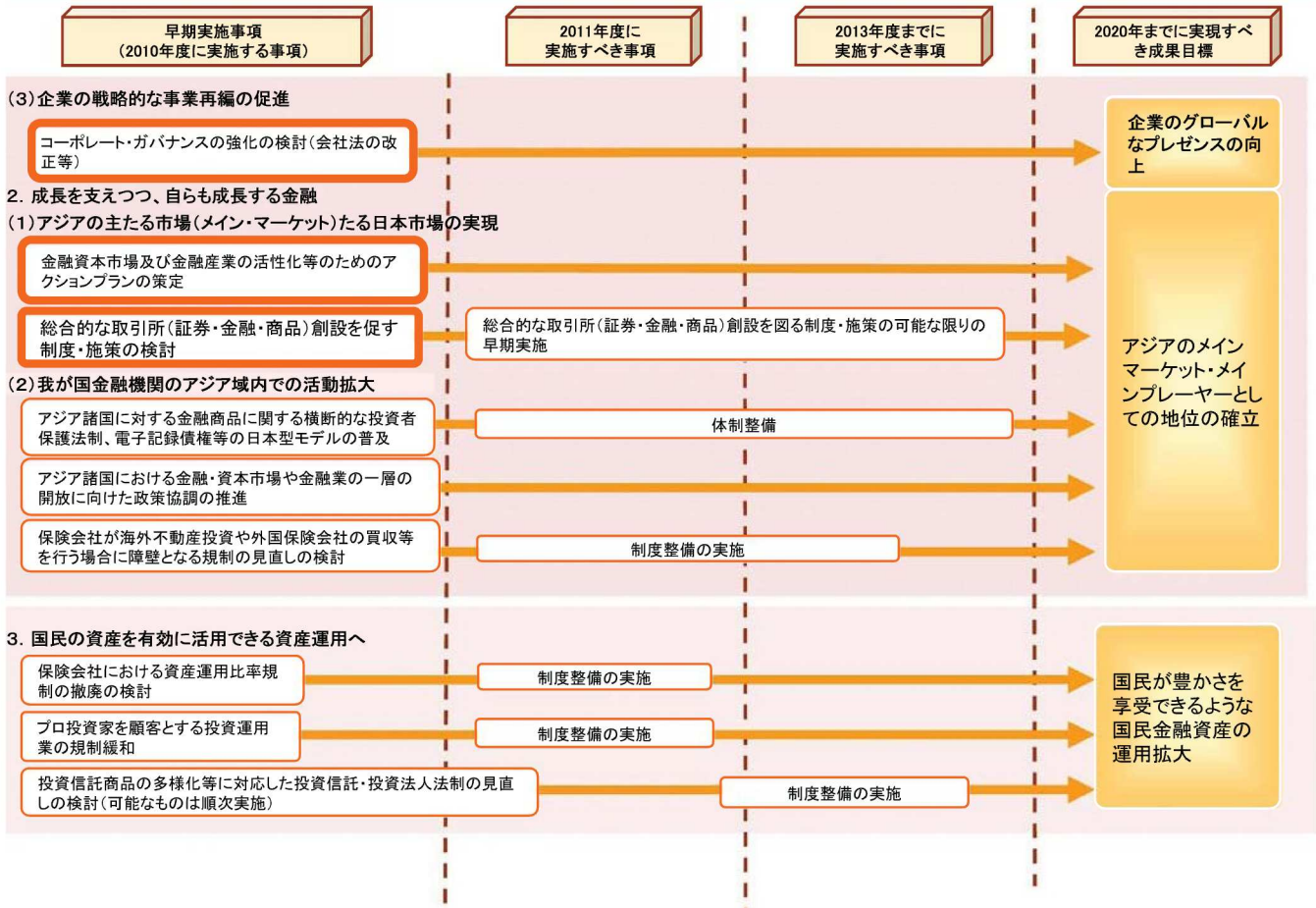
VI 雇用・人材戦略 ～「新しい公共」—支えあいと活気のある社会の構築～ ②



VII 金融戦略



VII 金融戦略



金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン

～新成長戦略の実現に向けて～

金融の役割

- **実体経済を支えること**
 - ・適切な投資機会・多様な資金調達手段の提供
- **金融自身が成長産業として経済をリードすること**
 - ・1,400兆円を超える家計部門の金融資産や、成長著しいアジア経済圏への隣接等の好条件の活用

アクションプランの3本柱

- I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
- II. アジアと日本とをつなぐ金融
 - ・アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現
 - ・我が国金融機関のアジア域内での活動拡大の支援
- III. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

⇒平成25年度までに実施する方策を取りまとめ(極力前倒しで実施)

アクションプランの主な施策

I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

(1) 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給

- ≫ 地域密着型金融の促進
- ≫ 中堅・中小企業の実態に応じた会計基準・内部統制報告制度等の見直し
- ≫ コミットメントライン法の適用対象の拡大
- ≫ ファイナンス・リースの活用(銀行・保険会社等本体への解禁)
- ≫ 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し

(2) 新興企業等に対する適切な成長資金の供給

- ≫ 新興市場等の信頼性回復・活性化
- ≫ ベンチャー企業等への劣後ローン等の供給
(銀行・保険会社の投資専門子会社への解禁)
- ≫ 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進
- ≫ 成長基盤強化を支援するための資金供給(日銀)の積極的利用の促進
- ≫ 民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化

(3) 機動的な資金供給等

- ≫ プロ向け社債発行・流通市場の整備
- ≫ 開示制度・運用の見直し
- ≫ 取引所における業績予想開示の在り方の検討・取組の促進
- ≫ 四半期報告の大幅簡素化
- ≫ ライツ・オフリングが円滑に行われるための開示制度等の整備
- ≫ 社債市場の活性化
- ≫ 保険グループ内での業務の代理・事務の代行の届出制への移行

II. アジアと日本とをつなぐ金融

(1) アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現

- ≫ 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策
- ≫ 外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備
- ≫ 企業における会計実務充実のための会計専門家の活用等の促進
- ≫ 株式等のブロックトレードの円滑化
- ≫ 公募増資に関連した不公正な取引への対応
- ≫ クロスボーダー取引に係る税制の見直し等
- ≫ 会計基準の国際的な収れん(コンバージェンス)への対応等
- ≫ 国際的な金融規制改革への積極的な対応
- ≫ クロスボーダー取引に対する監視の強化

(2) 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

- ≫ アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進
- ≫ 金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化
- ≫ 保険会社による海外進出の障壁となる規制の見直し

III. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

- ≫ 資産流動化スキームに係る規制の弾力化
- ≫ 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討
- ≫ プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
- ≫ 保険会社における資産運用比率規制の撤廃
- ≫ 証券の軽減税率の2年延長等
- ≫ 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施

「新成長戦略実現 2011」（抄）

I 新成長戦略の実現に向けた基本方針

2 2011 年に見込まれる主要な成果と課題

(1) 2011 年に見込まれる主要な成果と課題

(注)・は主要施策、※は施策を実行する際の課題を示す。

③アジア経済

○ アジア拠点化の推進等

・本邦金融機関、JBIC 及び JETRO 等が連携し、中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制を整備・強化。

⑦金融

○ 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進

・総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点について方針を取りまとめた上で、遅くとも 2012 年の通常国会に向けて所要の法案の提出準備。

※各論点について省庁間の見解の相違を乗り越えた成案の策定。

別紙1 2010 年の主要な成果

①21 の国家戦略プロジェクト

20. 新しい公共

○NPO 等を支える小規模金融制度の見直し等

・NPO バンクに対する総量規制及び指定信用情報機関の使用、情報提供義務等の適用除外の措置。

②その他の新成長戦略関連施策

(7)金融

○金融資本市場・金融産業活性化等のためのアクションプラン策定

・外国企業等による英文開示の範囲拡大等、金融資本市場の活性化に向けた施策を取りまとめたアクションプランを策定。

別紙2 2011 年に見込まれる主要な成果と課題

①21 の国家戦略プロジェクト

7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等
○アジア拠点化の推進等 <ul style="list-style-type: none">・本邦金融機関、JBIC 及び JETRO 等が連携し、中堅・中小企業のアジア地域等への進出体制を整備・強化。
21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進
○総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進 <ul style="list-style-type: none">・総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点について方針を取りまとめた上で、遅くとも 2012 年の通常国会に向けて所要の法案の提出準備。 【課題】 <ul style="list-style-type: none">・各論点について省庁間の見解の相違を乗り越えた成案の策定。

②その他の新成長戦略関連施策

(7)金融
○金融資本市場・金融産業活性化等のためのアクションプラン実行 <ul style="list-style-type: none">・「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案(仮称)」に、ライツ・オファリングが円滑に行われるための開示制度等の整備、外国企業等による英文開示の範囲拡大、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、銀行・保険会社等の金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁、公認会計士試験・資格制度の見直し等、関連の措置を盛り込み、国会に提出。・このほか、地域密着型金融の促進、経営者以外の第三者による個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行確立等のための監督指針の改正等、新興市場等の信頼性回復・活性化、四半期報告の大幅簡素化、金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化等の諸施策を実行。

平成23年度税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成22年12月
金 融 庁



1. 経済の持続的な成長への貢献(1)

◆証券の軽減税率の延長

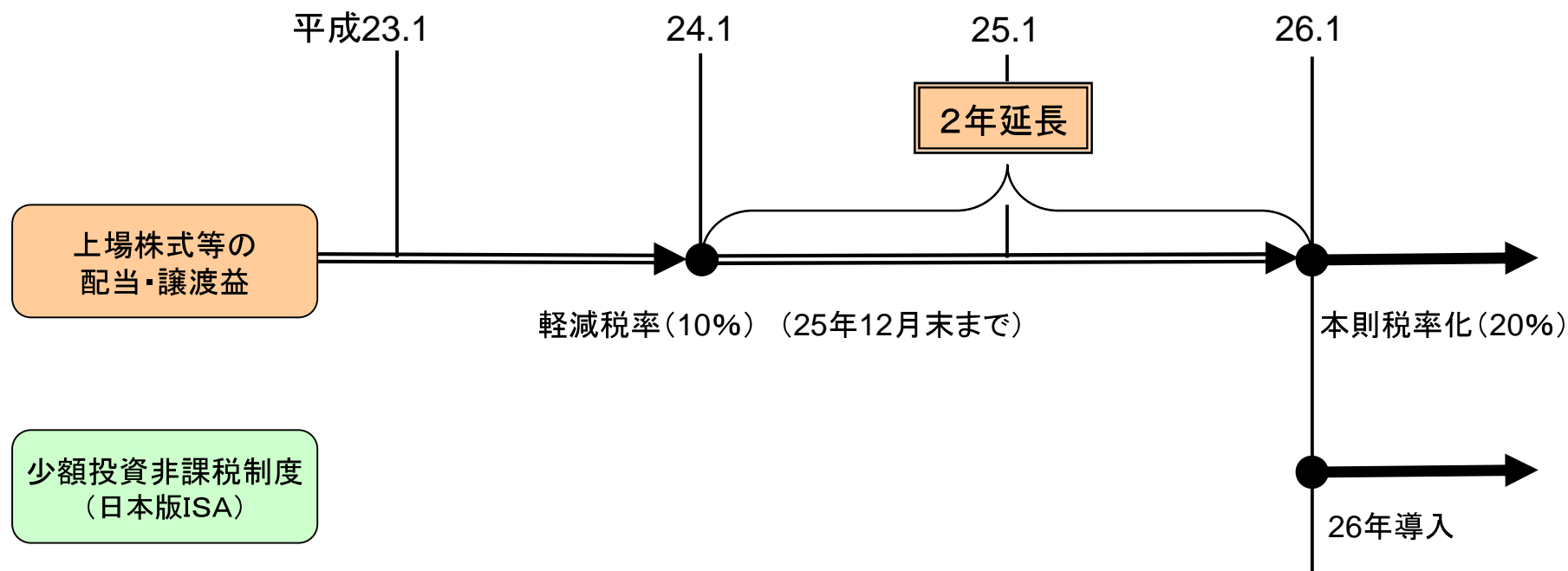
【大綱の概要】

○ 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率については、景気回復に万全を期すため、2年延長する(平成25年末まで)。

※ これに伴い、少額投資非課税制度(日本版ISA)の導入時期については、平成26年1月からとする。

※ 総合課税の対象とされる大口株主が支払いを受ける配当の要件については、発行済株式の総数に占める保有割合を、現行の5%から3%に引き下げる(平成23年10月から)。

(参考)今後の証券税制のスケジュール



1. 経済の持続的な成長への貢献(2)

◆金融商品に係る損益通算範囲等の拡大

【大綱の概要】

○ 平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率になることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

金融商品に係る課税方式(現状)

現状、損益通算が認められている範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離(配当所得)	申告分離(譲渡所得)
債券・公社債投信・預金	源泉分離(利子所得)	非課税
先物取引(取引所取引)	申告分離(雑所得)	

公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討

2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立(1)

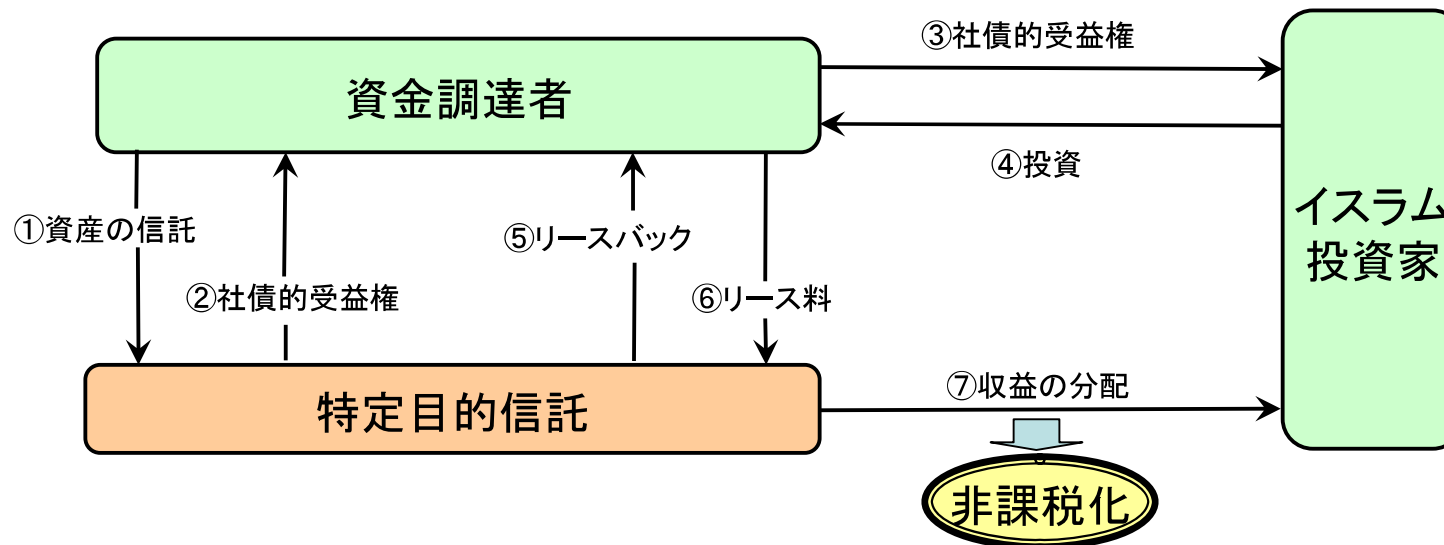
◆イスラム金融に関する所要の税制措置

【大綱の概要】

- イスラム債として活用可能な「社債的受益権」の税制上の取扱いについて、
 - ① 海外投資家が受ける「社債的受益権」の収益の分配に係る源泉所得税を非課税とし、
 - ② 「社債的受益権」の発行スキームにおいて、資金調達者による信託財産の買戻しに係る「登録免許税」及び「不動産取得税」を非課税とする等の所要の改正を行う。
- ⇒ 我が国においても、イスラム債発行を通じてイスラム・マネーを呼び込むことが可能に

※ 「社債的受益権」とは、資産流動化法上の特定目的信託が発行する受益権で、実質的に社債と同視し得るもの。

<「社債的受益権」(イスラム債)の発行スキーム>



2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立(2)

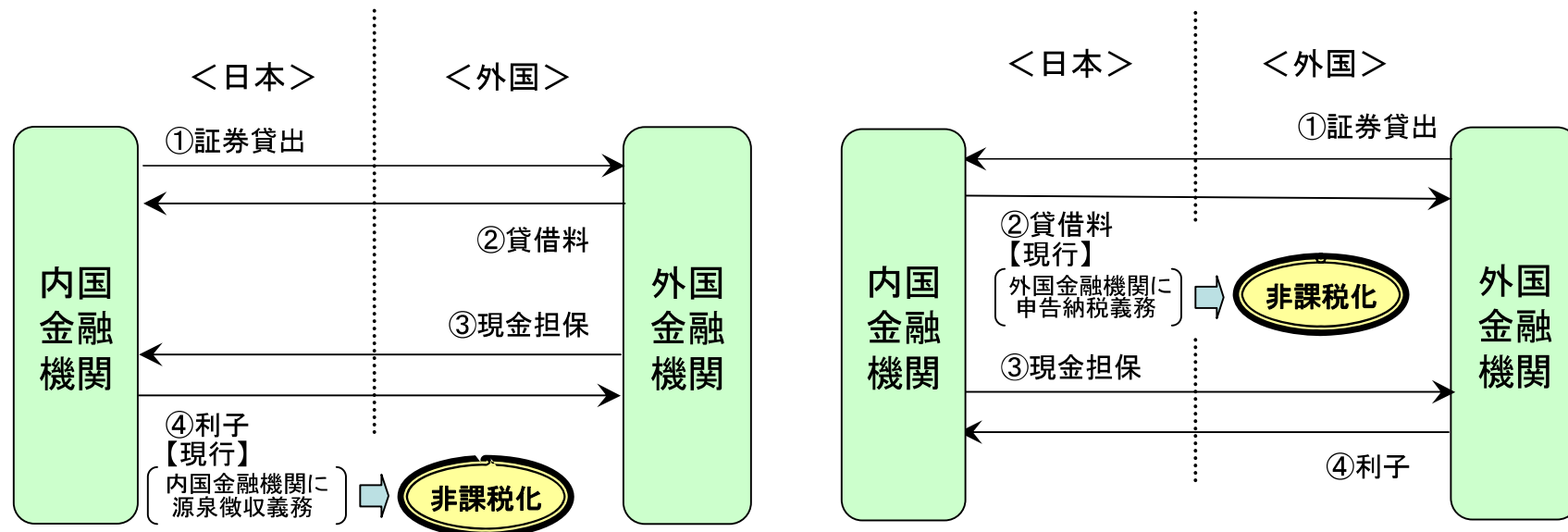
◆証券貸借取引に関する所要の税制措置

【大綱の概要】

○ 我が国短期金融市場への外国金融機関等の参加を促進し当該市場の活性化を図るため、

外国金融機関等が「証券貸借取引」で支払を受ける「利子」及び「貸借料」を非課税とする。

- ※ 取引期間6か月以内等の要件を満たす証券貸借取引で、現金又は有価証券を担保とするものが対象。
- ※ 証券貸借の対象証券は、振替国債、振替地方債、振替社債等、上場株式等及び一定の外債。
- ※ 債券現先取引に係る利子の課税の特例の対象債券も、上記に合わせて拡大(上場株式等は除く)。



2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立(3)

◆国際課税原則の見直し(「総合主義」から「帰属主義」への変更)

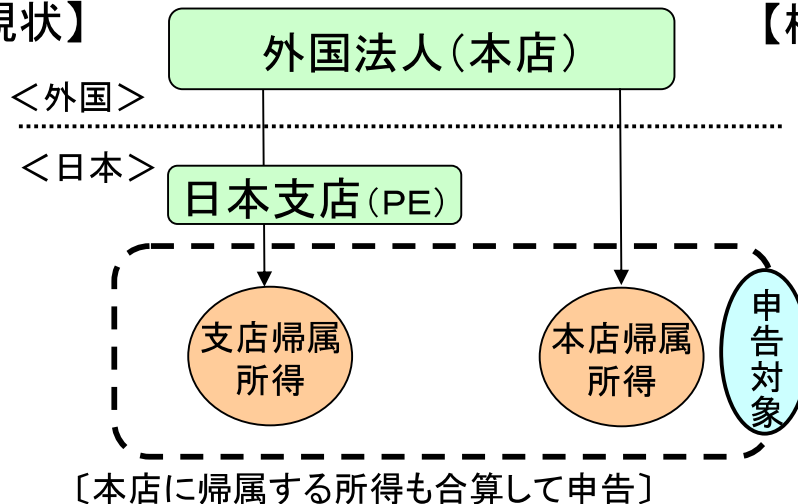
【大綱の概要】

○ 国際課税原則については、今般のOECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態等を把握しつつ、
「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともに
これに応じた適正な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行う。

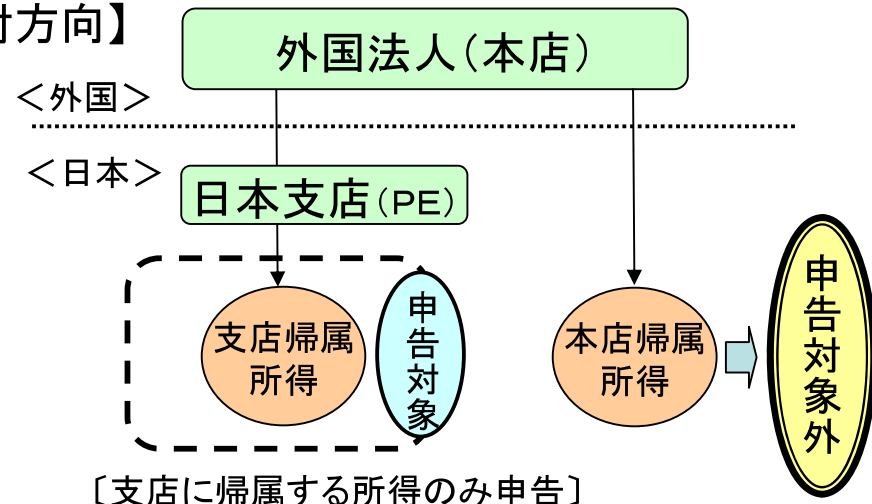
※ 「総合主義」: 恒久的施設を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属する所得に限ることなく、すべての国内源泉所得に課税すべきという考え方

※ 「帰属主義」: 恒久的施設を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属するすべての所得に課税すべきという考え方

【現状】



【検討方向】



3. 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大(1)

◆特定口座の利便性向上に向けた所要の措置

【大綱の概要】

- 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。
 - ・ 「相互会社の株式会社化」に伴い発生した上場株式(特別口座で管理されているものに限る)
 - ・ 「株式無償割当」により取得した上場株式(基準となる上場株式を一般口座に預け入れている場合)
 - ・ 「新株予約権無償割当」により取得した上場新株予約権
 - ・ 「特定口座内保管上場株式等である新株予約権」の行使により取得する上場株式
 - ・ 「非適格ストックオプション」の権利行使により取得した上場株式
 - ・ 「被相続人等の持株会等口座」から相続等により取得した上場株式等

【参考】

- 「特定口座」は、個人投資家の納税事務の負担を軽減する観点から設けられた制度
 - － 平成22年6月末の時点で、約2,300万口座が開設
- 特定口座に受け入れることができる上場株式等は、税法に限定列挙

3. 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大(2)

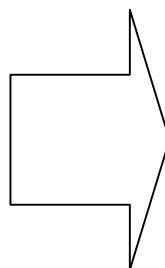
◆店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

【大綱の概要】

- 金融商品間の課税の中立性を高める観点から、
「店頭デリバティブ取引等」に係る所得(現状、「総合課税」)については、
「市場デリバティブ取引等」に係る所得と同様に、
 - 「20%申告分離課税」とした上で、
 - 両者の「損益通算」及び「損失額の3年間の繰越控除」を可能とする。

(現 状)

	金融先物(通貨・金利) 有価証券関連デリバティブ 商品先物
市場取引	申告分離 (雑所得)
店頭取引	総合 (雑所得)



(改正後:平成24.1~)

	金融先物(通貨・金利) 有価証券関連デリバティブ 商品先物
市場取引	申告分離 (雑所得)
店頭取引	

**「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)における
規制・制度改革事項 (金融庁関連項目抜粋)**

▽既定の改革の実施時期を前倒しする事項

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対処方針 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・公開買付期間中における自己買付け	公開買付代理人が買付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券取引所業務規程第66条に定める買付け(過誤訂正等のための買付け、顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を行い、平成22年度中に結論を得る。 (22年度検討・結論)
・完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除	開示会社の完全孫会社の役職員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することが可能か、投資家保護の観点も踏まえ検討を行い、平成22年度中に結論を得る。 (22年度検討・結論)
・発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、平成22年度中に結論を得る。 (22年度検討・結論)
・発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、結論を得る。 (22年度検討・結論)
・ストックオプションの開示規制の適用除外	会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した後(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社等の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合を開示規制の適用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討を行い、平成22年度中に結論を得る。 (22年度検討・結論)

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対処方針 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化	公衆縦覧されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載をする必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一覧性にも配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。 (22年度検討・結論)
・公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化	四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ&A」(平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の異動等、一定の重大な事由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付届出書に係る訂正届出書の提出事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報告書の提出についても、投資者保護に配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。 (22年度検討・結論)
・金融庁ホームページの適格機関投資家の公表方法における該当条項を示した専用のリストによる個社名での公表	適格機関投資家に該当するために届出(年4回)を要する者については、当該者が適格機関投資家であることを市場に対して周知を図る観点から、当該者を金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第8項に基づき、官報に公告するとともに、市場に対して一層の周知を図る観点から、金融庁のホームページにおいて任意で公表している。一方、金融商品取引業者、銀行及び保険会社等についても、適格機関投資家であることが一覧性をもって容易に確認することができる方策について、早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に措置を講ずる。 (22年度検討・結論・措置)
・有価証券届出書等における売出人の住所の記載方法の簡素化	個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券届出書の記載上の注意(企業内容等の開示に関する内閣府令)において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定することについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。 (22年中措置)
・株式公開に係る有価証券届出書等における記載内容(第三者割当等による取得者の概況)の柔軟化	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の観点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう、平成22年中に所要の措置を講ずる。 (22年中措置)

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対処方針 (末尾の()内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書等における事業等のリスクの記載時点の見直し 	<p>現行、継続開示書類に記載すべき「事業等のリスク」のうち重要事象等については、①有価証券報告書は事業年度末日現在、②四半期報告書・半期報告書は提出日現在の内容を記載しなければならないこととされている。「事業等のリスク」については、できる限り最新の情報を開示することが投資者保護の観点から重要であると考えられることから、対象とする事業年度、会計期間等における状況について開示を求める継続開示書類としての性格、提出会社の事務負担等を踏まえつつ、「事業等のリスク」の記載時点についての継続開示書類における統一的な取扱いについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。</p> <p>(22年中措置)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券届出書等における記載上の注意（自己株式の処分）の明確化 	<p>平成22年4月1日に施行された金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第78号）により、会社法第199条第1項に基づく自己株式の処分等を取得勧誘類似行為と規定したことを踏まえ、有価証券届出書に記載すべき有価証券の手取金の使途が新規発行による有価証券に限らなくなることから、有価証券届出書等の様式における「手取金の使途」に関する記載上の注意の表現の見直しについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。</p> <p>(22年中措置)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除 	<p>信託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実態を把握した上で交付義務の免除について検討し、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。</p> <p>(22年度検討・結論・措置)</p>

▽5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対処方針 (末尾の()内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社が海外不動産投資等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討 	<p>海外不動産投資を含む投資を行う保険会社の従属業務子会社の要件緩和につき、「議決権の総数の保有」に代わる基準の検討を行い、結論を得た上で平成 22 年に必要な措置を講じる。</p> <p>(22 年検討・結論・措置)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給の解禁 	<p>銀行の投資専門子会社による、ベンチャービジネス会社及び事業再生途上の一般事業会社への資金供給の方法に劣後ローンによる資金供給も認めることにより、ベンチャー企業の育成、企業再生等を通じ、経済活性化を図るため、平成 22 年に必要な措置を講じる。</p> <p>(22 年措置)</p>

**「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)における
規制・制度改革事項 (金融庁関連項目抜粋)**

▽国を開く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対処方針 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・外国企業等による英文開示の範囲拡大等、制度整備の実施	外国会社等による英文開示の範囲拡大等について、平成22年度中を目途に、必要な法制面の対応も含めて検討し、その検討結果を踏まえて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。 (22年度検討・結論、23年度以降措置)
・銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁	銀行本体でファイナンス・リース業務の取扱いを行うことについては、主要行・地銀の多くで既にファイナンス・リース子会社を保有していることから現時点でどの程度のニーズがあるかを確認しつつ、銀行法の外業禁止の趣旨や当該業務を認めた場合の銀行による優越的地位濫用の防止の必要性等も踏まえながら、平成22年度中に、法改正を含めた必要な法制面での対応について検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。 (22年度検討・結論、23年度以降措置)
・保険会社が外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討	保険会社が外国の保険会社を子会社等とする場合の当該外国の保険会社の子会社等の業務範囲規制のあり方について、法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて平成22年度に検討し、平成23年度以降に結論を得て必要な制度整備を実施する。 (22年度検討、23年度以降結論・措置)
・保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討	保険会社における資産運用比率規制に関し、その撤廃も含めた規制のあり方について、平成22年度に法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降必要な制度整備を実施する。 (22年度検討・結論、23年度以降措置)
・プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和	プロ投資家を顧客とする投資運用業の登録要件等の規制のあり方について、平成22年度を目途に、法改正を含めた必要な対応を検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。 (22年度検討・結論、23年度以降措置)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針

(平成23年4月8日閣議決定) (金融庁関連項目抜粋)

▽「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・届出により機関投資家となった者の公表方法の改善	届出により適格機関投資家となった者について、適用日より前に官報及び金融庁ホームページで公表することとし、金融庁ホームページにおいては、ファイルを開く前に更新日が確認できるよう対応する。 (23年度)
・金融庁が公表している「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」の公表方法の改善	金融庁ホームページで公表している「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」について、利用者の利便の向上のため、Excelによる公表や更新日の記載を行う。 (22年度(措置済み))
・特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲を拡大する。 (23年度)
・銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁	銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁について、法改正を含めた必要な法制面での対応についての検討結果を受けて、関連法案を国会に提出する。 (23年度)

▽「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・保険会社の共同行為の認可申請における記載事項の簡素化	保険会社が共同行為を行う際の認可申請書の記載事項から、代表者の住所を削除することについて検討を行い、結論を得る。 (23年度 検討・結論)
・認可を受けて共同行為を行う保険会社に課せられる届出事項の簡素化	認可を受けて共同行為を行う保険会社の代表者の住所が変更された場合に、その旨を届け出ることを不要とすることについて検討を行い、結論を得る。 (23年度 検討・結論)
・金融商品取引法上の特定投資家に該当する「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」の確認の容易化	金融商品取引法上の特定投資家に該当する「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」に該当する者について、容易に確認することができる方策の検討を行い、結論を得る。 (23年度 検討・結論)

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・貸金業法に基づく報告事務の簡素化	事業報告書と業務報告書の重複する項目について、報告事務の簡素化の観点から見直しの検討を行い、結論を得る。 (23年度 検討・結論)
・学校法人向けシンジケートローンの金融商品取引法の適用除外	学校法人向けシンジケートローンを金融商品取引法の適用除外とすることについて検討を行い、結論を得る。 (23年度 検討・結論)
・保険持株会社の子法人(子会社を除く。)等、関連法人等の業務範囲規制の明確化	保険持株会社が、一般事業会社を含め、総株主等の議決権の百分の五十を超えない議決権を保有することについて、特段の制限がないことを監督指針上で明確化する。 (23年度 検討・結論)
・振替一般債の供託の対象への追加(法務省、財務省と共管)	国(日本銀行・供託所)が供託物としての振替一般債を適正に受払保管することが、法令及びシステム上許容されるのかということについて、その費用対効果等に鑑み、関係省庁及び関係機関で検討を行い、結論を得る。 (23年度 検討・結論)

「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）（金融庁関連項目抜粋）

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対処方針 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化	地域住民の有する貯蓄を域内で直接的に活用し、商店街等を中心とする地域コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化を図ることに資するよう株式会社等として社債を発行する場合の金融商品取引法上の位置付けについて明確化を図り、周知する。 (23年度措置)
・社債市場の活性化及び国際化の推進（社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示）	日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から、必要な情報の開示が適切に行われるよう検討する。 (23年度検討、24年度結論)
・社債市場の活性化及び国際化の推進（社債管理者の設置）（法務省と共管）	平成23年6月を目途に取りまとめを行うとされている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、社債管理の在り方について検討を行う。 (23年度検討・結論)
・デリバティブ取引規制の運用（清算機関（CCP）・取引情報蓄積機関制度の細目の検討）	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引受業の認可に際しては、金融商品取引法に定める認可審査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。取引情報蓄積機関制度の細目については、関係法令の施行（平成24年11月が期限）までに、利用者の負担等も考慮して内閣府令において定める。 (24年度措置)
・金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化については、会計基準のコンバージェンスの状況等を踏まえ、投資情報の有用性が損なわれないように留意しつつ、検討する。 (24年検討開始)
・有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除	有価証券報告書を提出している銀行について、会社法の規定にのっとり、決算公告を免除することを検討の上、結論を得る。 (23年度検討・結論)
・協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確化	協調リースについて、実態を踏まえ集団投資スキーム持分の適用除外要件への該当性を検討し、それを明確にする。 (23年度調査・検討・結論)

金融庁関連の 規制・制度改革事項	対処方針 (末尾の () 内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁 	<p>イスラム金融取引に該当する受与信取引等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下「銀行業務」という。)と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)の銀行本体における取扱いについて必要な調査を行う。</p> <p>(23 年度調査)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和) 	<p>リース子会社における収入制限規制は、リース子会社の子会社を含むリース会社集団全体で判断すれば足り、リース子会社から発生する中古物品の売買・保守点検を専門に行う子会社については、当該リース子会社の一部門と同視できる場合は、単体での収入制限規制の適用を除外することも含め、リース会社集団内において、効率的に事業が行えるよう規制の見直しを検討する。</p> <p>(23 年度検討・結論)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 企業グループの組織再編に資する規制の見直し (1) 保険契約の包括移転に係る規制についての検討 	<p>保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、保険契約の移転単位、移転手続等について、保険契約者等の保護の観点も踏まえつつ、検討を行う。</p> <p>(23 年度検討)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 企業グループの組織再編に資する規制の見直し (2) 保険募集人等の委託の在り方の見直し 	<p>保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、復代理等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。</p> <p>(23 年度検討)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 投資法人における「減資」制度の導入 	<p>欠損補てんのための出資総額の減少(減資)制度導入の可否につき、平成 25 年度までに行う投資信託・投資法人法制の見直しの検討及び制度整備の実施において、投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置付け、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討を行う。</p> <p>(25 年度検討)</p>

地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
・ 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。
・ 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

▽地域再生に資する施策

施策名	施策の概要
・ 地域密着型金融の推進	地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとして、全国各地でのシンポジウムの開催、広く実践されることが望ましい取組み等に対する顕彰等の施策を実施する。

平成 22 年 3 月 30 日
閣 議 決 定
平成 23 年 7 月 8 日
一 部 改 定

消費者基本計画(抄)

【具体的施策】

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。
48	外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。 また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。	金融庁	引き続き実施します。
60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	継続的に実施・引き続き検討します。
62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。	金融庁	引き続き実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
63	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。	金融庁 関係省庁等	引き続き検討します。
64	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において、振り込め詐欺等の被害者に対して返金されずに預金保険機構に納められた納付金の具体的使途等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、被害者への返金については、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する連絡等の取組を更に促進することにより、返金率の向上に努めます。	金融庁 財務省	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
65	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。
66	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
イ. 学校における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み(注94)。 継続的に実施します。

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省	継続的に実施します。

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	関係省庁等	継続的に実施します。
109	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	関係省庁等	継続的に実施します。

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46再	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。

イ 裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
115	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。	金融庁	継続的に実施します。
118	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成 22 年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。	金融庁	継続的に実施します。

金融庁における金融経済教育への取り組み

平成 23 年 6 月末現在

年 月		内 容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイト到新設 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催（5～6 月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（6 月までに 7 回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月 参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
18 年	5 月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入 金融経済教育懇談会（第 8 回）を開催し、取り組み状況を報告。 全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施（19 年 3 月末まで）
	9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
	12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取上げることを文書で要請。
	19 年	1 月

年 月	内 容	
2月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19年5月増刷・配付（17万部）。	
3月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。	
4月～6月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40県）。	
9月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約6万部）。	
9月～20年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9月 参加者173名）、大阪（11月 参加者164名）、東京（12月 参加者96名）、愛知（20年1月 参加者219名）、宮城（3月 参加者152名）で開催。	
10月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取り組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約69万部）及び「はじめての金融ガイド」（約27万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。	
20年	1月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17社32名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
3月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約30万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約4万7千部、高校生向けパソコンソフト、約2千枚）、「はじめての金融ガイド」約30万2千部、借金問題に関する啓発リーフレット約29万7千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるDVD教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20年5月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。	
4月～21年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約18万1千部、借金問題に関する啓発リーフレット約3万3千枚）。	
6月～21年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6月 参加者134名）、金沢（9月 参加者102名）、札幌（11月 参加者172名）、高松（2月 参加者111名）、熊本（3月 参加者159名）で開催。	
21年	4月～22年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約23万2千部）。
22年	1月～3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（1月 参加者130名）、東京（2月 参加者97名）、大阪（2月 参加者59名）、広島（2月 参加者104名）、愛知（3月 参加者167名）、宮城（3月 参加者180名）で開催。

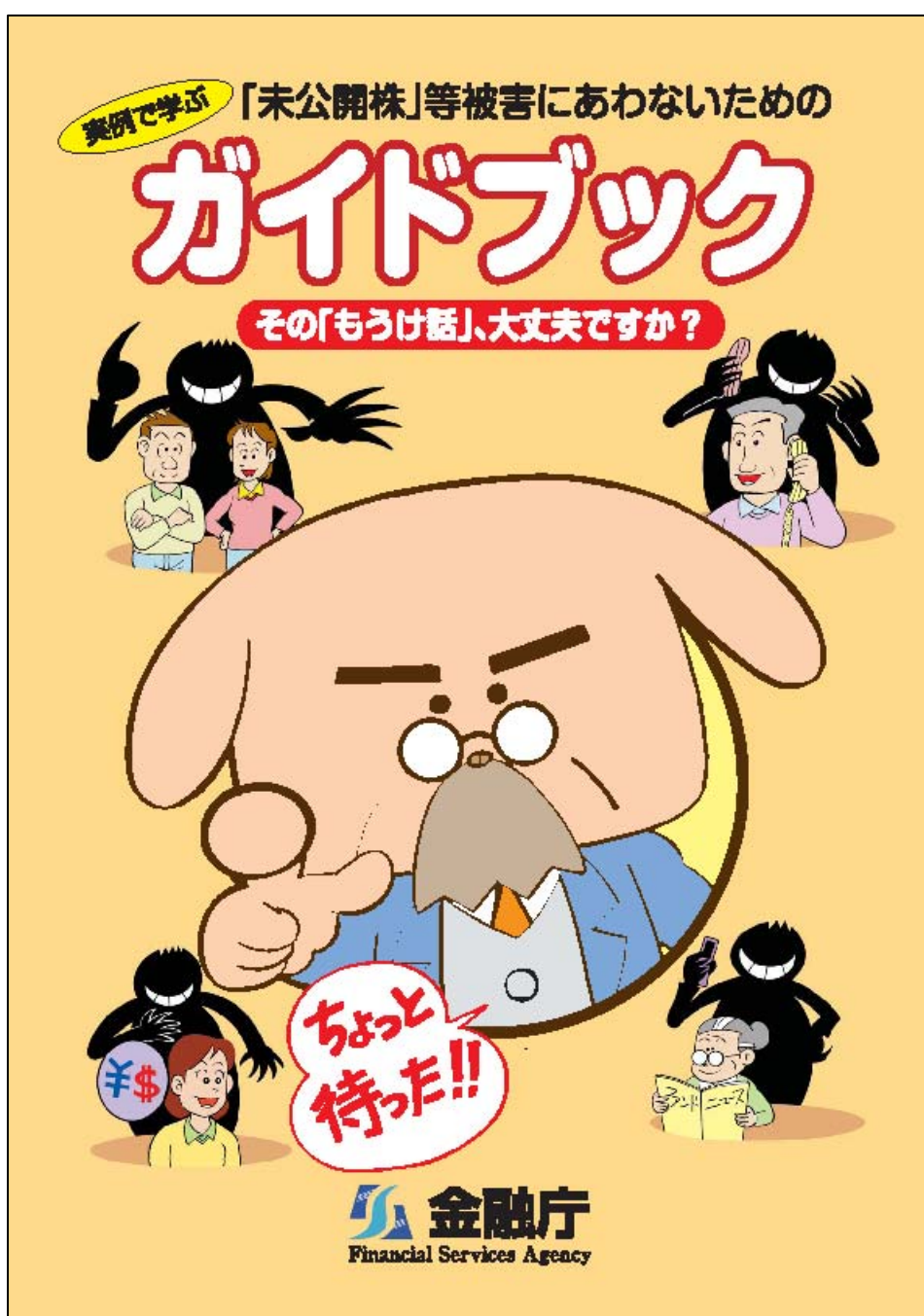
年 月		内 容
	4月 ～23年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約17万9千部）。
	11月 ～23年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11月 参加者175名）、金沢（11月 参加者151名）、高松（12月 参加者197名）、東京（1月 参加者107名）、札幌（2月 参加者128名）、熊本（3月 参加者170名）で開催。
	12月 ～23年3月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約52万部）。
23年	5月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出

公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のパンフレット

「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」

WEBサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



生活設計・資産運用について 考えるシンポジウム

**参加
無料**



日時 平成23年1月22日(土)
13:30~16:00(開場13:00)

場所 大手町サンケイプラザ
303、304号室

基調講演

「おもしろい生活設計のススメ！
～賢くお金と付き合う法～」
いちのせ かつみ
ファイナンシャルプランナー、
生活経済ジャーナリスト

プレゼンテーション

「金融トラブルの実情」
たんの みえこ
丹野 美絵子
財団法人全国消費生活相談員協会 常任理事

パネルディスカッション

コーディネーター
はらの ひろこ
羽田野 博子
ファイナンシャルプランナー、開くらしと家計のサポートセンター代表取締役

パネルディスカッション
いちはのせ かつみ
ファイナンシャルプランナー、
生活経済ジャーナリスト
すぎやま まさあき
杉山 雅明
千葉銀行コンサルティング営業部長

たんの みえこ
丹野 美絵子
財団法人全国消費生活相談員協会 常任理事
ながさわ ゆみこ
永沢 裕美子
投信制度研究家、フォスター・フォーラム
(良質な金融商品を育てる会) 事務局長

お申込み締切日

平成23年1月17日(月) 定員170名
定員になり次第、締切らせていただきます。予めご了承ください。

お申込み方法

FAX

裏面のFAX申込書に必要事項をご記入いただきシンポジウム参加受付事務局まで
お送りください。
※FAXお申込み時すでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

ハガキ

ご氏名(ふりがな)、ご住所、電話番号を必ずご記入の上、下記シンポジウム
参加受付事務局までお送りください。
※ハガキ到着時すでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

WEB

<https://www.p-unique.co.jp/seikatsu/>
内の応募フォームにご入力の上、ご応募ください。

※参加の可否につきましては、参加証の発送をもって通知にかえさせていただきます。

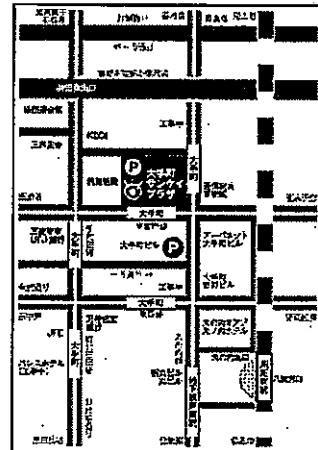
お申込に関するお問合せ先

生活設計・資産運用について考えるシンポジウム参加受付事務局(株式会社プロセスユニーク内)
〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目14番5号 ギンザTS・サンケイビル7F
TEL: 03-3545-3571 FAX: 03-3545-3610 E-mail: seikatsu@p-unique.co.jp

内容に関するお問合せ先

金融庁総務企画局政策課: 03-3506-6000 (内線2793)
※開催会場へのお問合せはご遠慮ください。

会場



大手町サンケイプラザ 303、304号室
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2

【地下鉄】
丸の内線/半蔵門線/千代田線/東西線/都営三田線
各線「大手町駅」下車 A4・E1 出口直結

【JR】
東京駅 丸の内北口より徒歩7分

※ご来場は公共交通機関をご利用下さい。

主催: 金融庁、関東財務局 後援: 内閣府、消費者庁、文部科学省、金融広報中央委員会、東京都、東京都金融広報委員会

プログラム

13:00 開場・受付

13:30 開会挨拶

13:35 基調講演 「おもしろい生活設計のススメ! ~賢くお金と付き合う法~」

いちのせ かつみ

ファイナンシャルプランナー、生活経済ジャーナリスト

市野通トータルコンサルタント代表者 株式会社 代表取締役
 大学卒業後、会計事務所に入所し、税務整理や人材育成を中心としたコンサルタントとして活躍。
 平成元年に日本ファイナンシャルプランナーズ協会「ファイナンシャル・プランナー」の認定を受け、平成6年にCFPを取得。
 家計からみた人生設計の考え方に因りては第一人者で、大阪では数少ない新進気鋭のジャーナリストである。
 幼児院から大学生まで全員の100校以上の学校で金融教育を実施している。
 平成15年には、自転車で金融教育普及のためのボランティアセミナーを行いながら日本列島を縦断。
 現在、テレビやラジオに出演する一方、講演会やセミナー、執筆活動など多方面で活躍中。



14:20 プレゼンテーション 「金融トラブルの実情」

丹野 美絵子 (たんの みえこ)

財全国消費生活相談員協会 常任理事

消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、
 北摂道大学准学部長。長年、消費生活センター相談員として勤務した。
 金融審議会保護の基本問題に関するワーキンググループ委員、日本損害保険協会「消費者の声」顧問会委員、
 (株)国民生活センター紛争解決委員会委員など。
 消費者に向けての金融・保険関連の情報発信、消費者視点から金融機関、業界団体への講演等を行う。



14:35 休憩

14:45 パネルディスカッション

コーディネーター

羽田野 博子 (はたの ひろこ)

ファイナンシャルプランナー、餅くらしと家計のサポートセンター代表取締役

熊本県立大学文庫学部長平系。
 自身の業務管理をきっかけにファイナンシャルプランニングに興味を持ち、FP資格を取得。
 生活でFP業務を担当後、2005年独立系FP会社(株)くらしと家計のサポートセンターを設立。
 金融教育普及活動のためのNPO法人マネー・スプラウト理事長。



パネリスト

いちのせ かつみ

ファイナンシャルプランナー、生活経済ジャーナリスト

丹野 美絵子 (たんの みえこ)

財全国消費生活相談員協会 常任理事

杉山 雅明 (すぎやま まさあき)

千葉銀行コンサルティング営業部長

昭和57年4月千葉銀行入行。平成15年6月同行西船支店長就任、17年6月同法人営業部長、
 19年6月野宮支店長、20年6月我孫子支店長を歴任され、21年10月コンサルティング営業部長に就任。
 現在に至る。



永沢 裕美子 (ながさわ ゆみこ)

投信制度研究家、フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長

1984年に東京大学教育学部を卒業後、日興証券株式会社に入社。
 アナリスト、ファンド・マネジャーを経て投資信託部に商品企画に従事した後、シティバンクに移り、
 投資信託の企画業務の立ち上げを担当。2002年に退職し、投資信託制度の研究生活に入る。
 2004年に市民グループ「フォスター・フォーラム」を立ち上げ、主として集団投資型商品に関する提案や
 意見を発信する活動を行っている。金融審議会委員、国民生活センター紛争解決委員会特別委員等。



16:00 終了

※上記内容は変更となる場合があります。

FAX 申込書

FAX: 03-3545-3610

FAX でお申込みの方は必要事項をご記入の上、上記番号までこの紙をFAXして下さい。

申込締切: 1月17日(月)

※FAX お申込み時すでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

ご申込み頂いた方には、後日参加証をお送りします。当日お越しの際に受付へお持ち下さい。また、定員(170名)になり次第、募集を締め切らせていただきます。

※印項目は必ずご記入下さい。

ご氏名※			
ご住所※			
電話番号※		FAX 番号※	
E-mail			

※緊急の際の連絡の為、お電話番号以外にFAX番号、E-mailアドレスのご記入にご協力くださいますようお願い致します。

お申込みの際に収集した個人情報は、本シンポジウムの開催のためにのみ利用・提供し、その他の目的での利用・提供は致しません。

参加お申込みに関するお問合せ

生活設計・資産運用について考えるシンポジウム参加受付事務局
 TEL: 03-3545-3571 FAX: 03-3545-3610 E-mail: seikatsu@p-unique.co.jp

平成22年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

1. 鶴谷 みつ子
(青森県)
・消費生活相談員としての経験を活かし、地域における金融分野の講演活動や、マスメディアへの出演、新聞等への連載など情報発信を積極的に行っており、広く金融知識の普及に貢献。
2. 菅 美千世
(秋田県)
・消費生活相談員としての経験を活かし、地域における金融分野の講演活動や、県外を含む消費生活相談員への指導など、広く金融知識の普及に貢献。
3. 伊藤 晴美
(秋田県)
・学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象とした講演会等の講演活動を積極的に行うなど、地域における金融知識の普及に貢献。
4. 佐藤 悦子
(山梨県)
・元教員としての経験を活かし、学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象に、自身が作成した資料を用いる等、工夫を凝らした講演を積極的に行うほか、教育現場への指導・助言を行うなど、金融知識の普及に貢献。
5. 小金 玲子
(長野県)
・長年消費者行政に携わってきた元県庁職員としての経験を活かし、学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象に自身が作成した資料を用いる等、工夫を凝らした講演を行うなど、広く金融知識の普及に貢献。
6. 栗本 大介
(滋賀県)
・FPとしての経験を活かし、学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象とした講演活動や教育現場への指導・助言を行うほか、マスメディアへの出演などを通じて広く金融知識の普及に貢献。
7. 平島 道子
(福岡県)
・元教員としての経験を活かし、学生や教職員、一般市民等、幅広い年齢層を対象に自身が作成した資料を用いる等、工夫を凝らした講演を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
8. 秋月 孝之助
(長崎県)
・元金融機関職員としての経験を活かし、金融分野を中心とした講演活動を離島を含めた県内全域で積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
9. 岡本 啓子
(長崎県)
・学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象に自身が作成した資料を用いる等、工夫を凝らした講演を積極的に行うほか、親子向け金融教育教材の執筆活動などを通じて広く金融知識の普及に貢献。
10. 小川 洋一
(宮崎県)
・FPとしての経験を活かし、年金問題等の分野を中心に、自身が作成した資料を用いる等、工夫を凝らした講演を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
11. 椿 久美子
(熊本県)
・FPとしての経験を活かし、学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象に自身が作成した資料を用い、工夫を凝らした講演を積極的に行うほか、親子向け情報誌への執筆活動などを通じて、広く金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 埼玉県立大宮商業高等学校
(埼玉県)
 - ・生徒に対し金融の基礎についての講義を行った後、地元銀行や大学からの指導・助言を受けつつ、生徒に自前で教材を作成させ、小・中学校で金融教室を実施させるなど、独自の金融教育の実践に取り組んでいる。

2. 米子松蔭高等学校
(鳥取県)
 - ・産官学と金融機関による組織に参加し、生徒がビジネスプランの考案、資料の作成、発表を行うほか、バーチャル株投資取引などを体験し、投資結果を発表、原因分析を行うなど、地域と連携し、各分野の外部講師を積極的に活用しつつ、金融教育の実践に取り組んでいる。

3. 大洲市立白滝小学校
(愛媛県)
 - ・税務署職員や金融広報アドバイザーを招いての講演会等の実施やお小遣いの使い方についての指導、貯金日を設定しての貯蓄推奨のほか、地域のバザー活動への協力など幅広い活動を通じて、金融教育の実践に取り組んでいる。

金融知識普及を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
22/7/9	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	22年10月23日～ 11月28日	平成22年度「FPの日」 (全国一斉FPフォーラム)」
22/8/6	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	22年9月26日～ 10月30日	証券投資の日
22/11/16	日本証券業協会	22年12月27日～ 23年1月8日	金融経済教育フォーラム
23/1/26	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	23年2月5日～ 3月27日	平成22年度 「証券知識の普及・啓発イベント」
23/2/25	(財)生命保険文化センター	23年5月10日～ 9月9日	第49回中学生作文コンクール
23/5/19	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	23年6月1日～ 10月31日	小学生「『夢をかなえる』作文全国コンクール」
23/5/19	金融広報中央委員会	23年6月1日～ 9月20日	第44回「お金の作文コンクール」 (中学生向け)
23/5/19	金融広報中央委員会	23年6月1日～ 9月20日	「金融と経済の明日」 第9回高校生小論文コンクール
23/5/19	金融広報中央委員会	23年6月1日～ 9月30日	「金融教育を考える」 第8回小論文コンクール
23/5/24	(社)投資信託協会	23年6月18日～ 24年1月28日	投信フォーラム2011
23/5/25	(株)日本経済新聞社	23年10月～ 24年3月	第12回日経STOCKリーグ
23/5/31	全国公民科・ 社会科教育研究会	23年7月28日 ～7月29日	証券・経済セミナー
23/5/31	日本証券業協会	23年7月29日 ～8月17日	教員向け金融経済夏期セミナー
23/6/9	金融広報中央委員会	23年10月23日～ 24年1月29日	「金融教育フェスティバル各地開催」(平成23年度)
23/6/20	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	23年10月29日～ 11月27日	平成23年度「FPの日」 (全国一斉FPフォーラム)」